

大磯城山公園事業計画書

令和4年度



地域とともに、庭園文化の魅力の発信、おもてなし

神奈川県公園協会・湘南造園グループ

事業計画書（目次）

1 サービスの向上

- (1) 「指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等」・・・計画書1：1p
- (2) 「業務の一部を委託する場合の考え方、業務内容等」・・・計画書2：8p
- (3) 「施設の維持管理」・・・計画書3：10p

<付属書類>年間維持管理計画表

- (4) 「利用促進のための取組」・・・計画書4：17p
- (5) 「自主事業の内容等」・・・計画書5：30p
- (6) 「利用料金の設定・減免の考え方」・・・計画書6：31p
- (7) 「利用者対応・サービス向上の取組」・・・計画書7：33p
- (8) 「日常の事故防止、緊急時の対応」・・・計画書8：40p
- (9) 「急病人及び新型コロナウイルス等への対応」・・・計画書9：49p
- (10) 「災害への対応（事前、発生時）」・・・計画書10：53p
- (11) 「地域と連携した魅力ある施設づくり」・・・計画書11：64p

3 団体の業務遂行能力

- (12) 「人的な能力、執行体制」・・・計画書12：68p
- (13) 「コンプライアンス、社会貢献」・・・計画書13：76p
- (14) 「事故・不祥事への対応、個人情報保護」・・・計画書14：84p

<付属書類>

事業計画一覧表

人員配置計画

年間維持管理計画表

委託予定業務一覧表

収支計画書

常設・詳細アンケート用紙

県所有物品一覧

事業計画書の数量、時期、内容等は変動の要素がある。

計画書 1 「指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等」

(1) 指定管理業務全般を通じた団体等の総合的な運営方針、考え方

ア 団体の概要

私たちは、公益財団法人神奈川県公園協会（以下、グループ代表という）と湘南造園株式会社（以下、湘南造園という）の2社で構成するグループです。

【公益財団法人神奈川県公園協会】

グループ代表は、設立以来40年以上にわたり「みどり・環境の保全創造に関する普及啓発」、「県民の健康・福祉の増進」、「地域社会の健全な発展」に寄与することを目的に、県立都市公園等の管理運営を通して公益性の高い事業を実施してまいりました。

県の指定管理者制度導入以降は、県立都市公園や山岳スポーツセンター、ビジターセンターの指定管理者として、民間企業や団体と切磋琢磨し、また、連携も図りながら、指定管理者制度の目的である「利用者サービスの向上」、「効率的・効果的な管理運営」に努めており、県のモニタリングにおいても多くの施設で高い評価をいただいています。

【湘南造園株式会社】

グループパートナーである湘南造園は、「石と緑のエキスパート」をキャッチフレーズに、地元の大磯・平塚地域を中心に大規模な公園の管理運営を手掛けてきており、指定管理者制度が導入される以前から、長年に渡って旧吉田茂邸の高度な庭園管理にも携わってきました。

大磯城山公園については、グループ代表が昭和60年の開園当初から管理運営を担っており、平成27年度からは今回と同じグループで指定管理業務を行っています。グループ代表の長年の管理運営経験と湘南造園の高度な造園技術の相乗効果により、県の業務評価においては平成27年度から29年度までは「優良」、平成30年度は植物管理による庭園景観の向上、地域と連携したイベント実施による地域振興等が評価され、「特に優良」との最終評価をいただいています。

イ 総合的な運営方針、考え方

私たちは、これまでの管理運営経験と指定管理者としての理念を共有し、2社の高い専門性を活かしながら、本公園の管理運営を通じて、地域、市民社会との様々なパートナーシップを一層推進し、地域や人々の心を豊かにするとともに、県民共有の財産としてのみどり・自然環境、伝統文化等をしっかりと次世代に引継いでいきたいと考えています。

そのために、これまで培ってきた地域や団体等との連携や管理運営実績を活かしつつ、少子高齢化の進展、感染症対策を含む安全・防災面のニーズの高まり、インバウンド等観光振興、交通ネットワークの整備進展など、社会環境の変化に的確に対応していきます。

また、「パートナーシップの重要性」や「誰一人取り残さない」などのSDGsの理念は、公園の管理運営と親和性が高いと考えられることからコミットを強めてまいります。

さらに、「ともに生きる社会かながわ憲章の理念の実現」、「未病の改善による健康寿命の延伸」など県の重点施策を念頭に置き、以下に示す「運営方針、考え方」に基づき適切に管理運営を行うことで、当公園の持つポテンシャルを最大限引き出し、公園の社会インフラとしての価値を高め、利用者満足度の向上を図るとともに、公園を含む地域の持続可能な発展に貢献してまいります。

■安全、快適な利用空間の提供

県立都市公園は神奈川県内の貴重な財産であり、県民に安らぎをもたらすとともに、楽しく活動するためのステージでもあります。「公の施設」として、誰もが平等に、安心快適に利用できる環境を提供します。

■より高い公益性の発揮

これまでの経験を活用するとともに、社会的要請の変化、県の重要施策への対応を念頭に置き、地域や関係団体と協力しながら、地域社会の発展に寄与します。

■効率的・効果的かつ持続可能な管理運営

常にコスト意識を持ち、効率的・効果的な管理運営に努めるとともに、施設や人材を貴重な資源ととらえ、将来にわたり持続可能な運営を目指します。

【令和4年度実施計画】

・各取り組みを、3つのテーマに沿って実施します。

(2) 公園固有の価値や特性を踏まえた管理運営方針

ア 本公園固有の価値や特性

(ア) 「旧三井別邸地区」と「旧吉田茂邸地区」

大磯町は明治期より多くの政財界人や文化人が別荘を構え、邸園文化※の拠点を形成してきました。本公園は大磯町の中央部に位置し、かつて三井高棟や吉田茂が邸宅を構えた場所を活用した美しい風致公園で、「旧三井別邸地区」と「旧吉田茂邸地区」の2地区により構成されています。

西の空から見た大磯城山公園全景



「旧三井別邸地区」は、常緑樹中心の山林に、現存する北蔵や復元された庭園、国宝「如庵」を模した茶室などがあり、往時を偲ぶことができるとともに、展望台からは富士山の雄大なパノラマが望めます。また、縄文時代の古墳群や大磯町郷土資料館もあり、町の津波避難場所にも指定されています。

「旧吉田茂邸地区」は、国登録有形文化財である「兜門」、「七賢堂」などの他に、吉田茂が愛したバラ園や日本庭園、焼失し大磯町が再建した旧吉田茂邸などがあり、往時の面影が再現されています。

※邸園文化とは、建築技術の粋を集めた別荘等の建築物や相模湾沿岸の風光明媚な景観を生かした庭園を形成し、文学・音楽・スポーツなど様々な文化を発信したものです。「邸園」とは、県が推進している「邸園文化圏再生構想」に由来するもので、邸宅と庭園をあわせて「邸園」と称しています。



公園全体図

(イ) 本公園の課題

本公園が邸園文化の拠点として、様々な主体や地域資源と連携しつつ大磯地域の魅力向上や活性化にどう貢献していくかが課題です。また、周辺地域も含め津波浸水が想定される本公園では、課題です。

旧三井別邸地区では、課題です。

課題です。また、国登録有形文化財である兜門や七賢堂などの確実な管理や警備が重要です。

イ 大磯地域の特性や状況

大磯町の気候は温暖で海や山、緑など豊かな自然環境に恵まれています。古くは東海道の宿場町として栄え、明治期以降は「政界の奥座敷」と呼ばれ、多くの政財界人が別荘を構え、交流することで、独特の「邸園文化」を形成してきました。

大磯地域では、国が、旧伊藤博文邸（滄浪閣）などを中心とした立憲政治の確立等に関する歴史的遺産を一体的に保存・活用するため、「明治記念大磯邸園」の整備を進め

ています。グループ代表は、令和2年11月に第一期開園した明治記念大磯邸園の企画運営などの業務を受託（令和2年度）し、大磯城山公園や町観光協会などとの連携によるイベント実施や利用促進などに取り組んでいます。

また、県では、こうした邸園を保全活用し地域の活性化を図るため「邸園文化圏再生構想」を策定し、行政やNPO等との協働連携により、邸宅・庭園を舞台とした湘南邸園文化祭が開催されています。更には、国のガーデンツーリズム登録制度に、湘南の邸園文化の魅力を国内外に発信し地域間連携を強化するための「湘南邸園文化ツーリズム」が登録され、本公園もそれぞれの対象となっています。

一方、大磯町では、邸園文化に加えて、東海道の松並木、海水浴や「湘南」発祥の地、日本三大俳諧道場である鴨立庵、島崎藤村邸などの豊富な地域資源を生かし、日本一の保養地再生を目指す「新たな観光の核づくり」事業に取り組んでおり、国、県、民間事業者との連携・協力により、大磯オープンガーデンなど様々なイベントや事業が実施されています。

また、本公園周辺においては、近年、圏央道開通や国道134号の4車線化、横浜湘南道路の開通が予定されるなど、広域的なアクセスの向上が図られています。

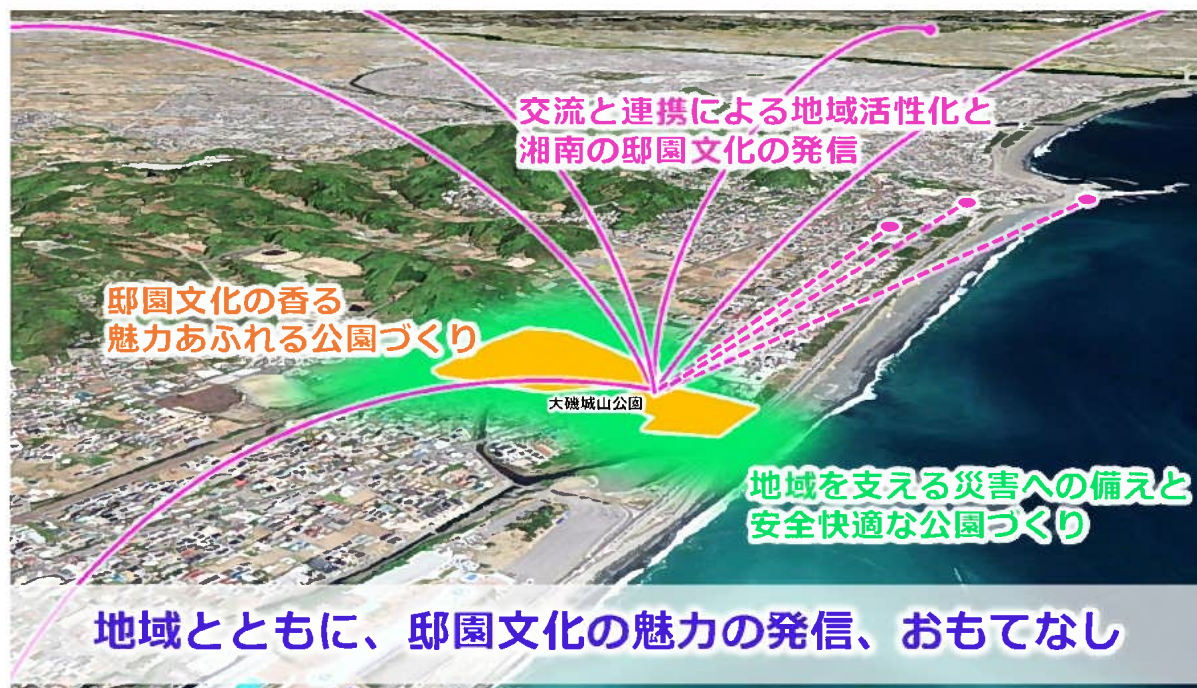
ウ 総合的な管理運営方針

私たちは、本公園固有の価値や特性、課題、地域の状況などを踏まえ、総合的な管理運営方針として「地域とともに、邸園文化の魅力の発信、おもてなし」をテーマとし、様々な主体や地域資源と交流連携しながら、地域の活性化や観光振興に積極的に関与し、地域に貢献していく公園を目指して、次の3つの柱を設定します。

- 邸園文化の香る魅力あふれる公園づくり
- 交流と連携による地域活性化と湘南の邸園文化の発信
- 地域を支える災害への備えと安全快適な公園づくり

【令和4年度実施計画】

- ・各取り組みを、3つの管理運営方針に沿って実施します。



総合的な管理運営方針イメージ

(ア) 邸園文化の香る魅力あふれる公園づくり

旧三井別邸や旧吉田茂邸に由来する様々な園内空間の魅力を楽しみながら周遊し、邸園文化を体感することのできる、多様で魅力的な公園づくりを行います。

■ 旧吉田茂邸と連携した両地区の邸園の魅力の向上と日本情緒あふれる空間づくり

町営施設である旧吉田茂邸と連携し、旧三井別邸地区・旧吉田茂邸地区の邸園の魅力向上させていきます。邸園文化に触れあうことのできる日本情緒あふれる空間づくりを行います。⇒計画書 3(4)参照

■ 湘南・大磯の歴史、自然風土の学習体験、眺望の堪能

風光明媚な湘南の地に立地する公園として、湘南・大磯の歴史や自然風土について学び、相模湾や富士山への美しい眺望を堪能することのできる公園としていきます。⇒計画書 3(4)参照

■ 公園の多様な魅力づくり

本公園のポテンシャルを活かし、年間を通じた魅力的なイベントや様々な体験学習講座の開催、飲食提供など利用者サービスの向上を図り、公園の多様な魅力づくりを行います。⇒計画書 4(1)参照

【令和4年度実施計画】

- ・旧吉田茂邸と連携して邸園の魅力向上させ、日本情緒あふれる空間づくりを行います。
- ・歴史や自然風土について学び、美しい眺望を堪能できる公園を目指します。
- ・年間を通じて様々な利用者サービスの向上を図ります。

(イ) 交流と連携による地域活性化と湘南の邸園文化の発信

大磯町の邸園文化資源や観光資源などと連携しながら地域活性化と観光振興に貢献するとともに、ガーデンツーリズムなどを通じて広域的な交流を図り、邸園文化を発信していきます。

■ 国営明治記念大磯邸園をはじめとする地域の邸園文化資源との連携・交流

明治記念大磯邸園など地域の邸園文化資源との連携、湘南邸園文化祭などを通じた邸園文化の発信と交流を推進していきます。⇒計画書 4(1)、11(3)参照

■ 地域の観光資源などとの連携や地域連携イベントによる観光振興と活性化

地域の観光資源や名所旧跡、名産品店などと連携し、本公園のみならず、周辺地域の観光振興と活性化に寄与する取組を行います。また、様々な街歩きやハイキングとの連携、シェアサイクルの活用、周辺地域で行うスタンプラリーなど、地域との連携イベントを積極的に開催していきます。⇒計画書 4(1)参照

■ 国、県、町によるツーリズムや地域活性化事業との連携

国のガーデンツーリズム登録の「湘南邸園文化ツーリズム」やグループ代表が事務局の「富士・箱根・伊豆の皇室ゆかりの庭園ツーリズム」、大磯町の「新たな観光の核づくり推進事業」、XXXXXXXXXX等と連携し、邸園文化の情報発信や地域の活性化などに貢献していきます。⇒計画書 4(1)、11(3)参照

【令和4年度実施計画】

- ・地域の邸園文化資源との連携により、邸園文化の発信と交流を推進します。
- ・本公園のみならず、周辺地域の観光振興と活性化に寄与する取り組みを行います。
- ・「湘南邸園文化ツーリズム」等と連携して、邸園文化の情報発信や地域の活性化に努めます。

(ウ) 地域を支える災害への備えと安全快適な公園づくり

広域避難場所や津波避難場所などに指定されている防災拠点の公園として、県町や地域、関係機関との連携を強化して災害に備えるとともに、安全で快適な公園づくりを進めていきます。

■ 地域との連携による災害対応

避難訓練、防災備蓄、勉強会や津波対策等、地域と連携した災害対応を行います。特に、海岸に近く周辺の津波浸水が想定される本公園では、県町や地域などと連携しながら円滑な避難や防災対策に取り組んでいきます。⇒計画書 10(3)参照

■ 誰もが使いやすい安全快適な公園づくり

高齢者や障がい者、外国人など誰もが使いやすい公園を目指し、ユニバーサルなサービスや心のバリアフリーを取り入れた公園の管理運営を行います。⇒計画書 7(1)、7(3)参照

■ 安全安心な公園管理の実施

国登録有形文化財である兜門や七賢堂などの確実な管理や警備を行うとともに、施設の長寿命化対策や隣接する道路や人家等への安全対策の徹底などにより、安全安心な公園管理を行います。⇒計画書 3(2)、3(3)参照

【令和4年度実施計画】

- ・県町や地域などと連携しながら、円滑な避難や防災対策に取り組めます。
- ・ユニバーサルなサービスや心のバリアフリーを取り入れた管理運営を行います。
- ・国登録有形文化財の確実な管理や警備を行います。

(3) 利用者や地域住民、環境等に配慮した管理運営方針

ア 平等な利用の確保

公園は、子供から高齢者、障がい者、外国の方などの利用者や地域団体、ボランティア団体など様々な立場の方が利用されます。

私たちは、関係法令や利用ルール等を遵守し、誰もが安心安全で快適に公園を利用しただけけるよう、どのような立場の方に対しても平等な利用を確保します。

イ 利用者や地域住民等の意見を反映した公園づくりの推進

私たちは、「公園は地域に愛され、地域と共に育まれるもの」と考えていますので、独自のしくみ（公園モニター制度、利用者アンケート）を活用して利用者や地域住民、ボランティアや関連団体など様々な方の声を聴き、行政意識調査など通じて地域ニーズの把握に努め、管理運営に反映させながら、利用者や地域に親しまれ、ともに育てていく公園を目指します。

いただいた様々なご意見は、地域や関係団体、行政等で構成される「大磯城山公園活用連絡協議会」で情報共有し意見交換しながら、公園管理に反映させていきます。

ウ 環境に配慮した管理運営

公園は、自然の多様性に触れ自然を大切にすることを育む場所であり、環境配慮の重要性について普及啓発するための重要なフィールドだと考えます。管理運営にあたっては、グループ代表が独自に構築した「環境マネジメントシステム」により、環境負荷やコストの軽減、資源循環型の維持管理（ゼロエミッション等）など、総合的な環境マネジメントを推進します。また、再生可能エネルギーを活用した電力を積極的に活用していきます。

【令和4年度実施計画】

- ・関係法令や利用ルール等を遵守して、平等な利用を確保します。
- ・利用者アンケート等の実施や「大磯城山公園活用連絡協議会」により、地域ニーズ等の把握に努め、公園運営に反映させます。
- ・「環境マネジメントシステム」により、総合的なマネジメントを推進します。
- ・再生可能エネルギーを活用した電力を積極的に活用します。

計画書2「業務の一部を委託する場合の考え方、業務内容等」

(1) 当該公園の管理基準等を踏まえた効果的、効率的な委託の考え方

常に安全で快適な施設管理を実施するためには、公園の特性を熟知した職員による管理が効果的、効率的であるので、できるだけ直営で、きめ細やかな維持管理を行うことを基本にします。

一方、法令等に基づく業務、専門技術・資格・特殊な機器類を要する業務、危険を伴う業務等は外部委託します。また、繁忙期には、効率性の観点から直営の補助となるような管理業務についても外部委託し、その際は、高齢者の就労促進の観点から、シルバー人材センターなどを活用するとともに、日常業務の中で障がい者の就労支援に資する業務についてもできるかぎり外部委託します。

■具体的な委託業務内容

| 区分 | 管理項目 | 管理内容 | 業務内容 | 理由 | 発注者例 |
|------|-------|-------------------------------|----------------------|-------------------------------|---------------|
| 植物管理 | 高木管理 | 剪定・枝下し・枯損木処理 | 定期剪定・支障枝除去等 | 高所作業で危険を伴うため専門業者に委託 | 専門業者 |
| | 芝生管理 | 人力除草 | 芝生内除草 | 植物管理繁忙期に作業を効率的に行い、管理水準を維持するため | ■ |
| | 草地管理 | 人力除草 | 草地・植込み内・園路際等除草 | 植物管理繁忙期に作業を効率的に行い、管理水準を維持するため | ■ 地域ボランティア |
| 施設管理 | 警備業務 | 機械警備・年末年始巡回警備 | 旧三井別邸地区の管理 | 免許・専門的技術を要するため | 専門業者 |
| | 法定点検 | 受水槽点検（水質検査）・浄化槽点検（清掃を含む）・建物点検 | 水道法・浄化槽法・建築基準法に基づき実施 | 法律の定めによるため | 専門業者 |
| | 定期点検 | ポンプ設備点検・受水槽点検・防災井戸設備点検 | 加圧ユニット保守点検等 | 専門的技術を要するため | 専門業者 |
| | 工作物管理 | 自動ドア設備点検・空調設備点検 | 旧吉田茂邸地区の管理 | 専門的技術を要するため | 専門業者 |
| | 施設管理 | 夜間有人警備・年末年始有人警備 | 旧吉田茂邸地区の管理 | 免許・専門的技術を要するため | 専門業者 |
| 清掃管理 | 設備清掃 | 池清掃・水路清掃 | ポンプ室内等清掃、水抜清掃 | 専用道具や資材等を要するため | 専門業者 |
| | 建物清掃 | 床ワックス清掃・窓ガラス清掃 | 管理事務所・詰所・管理休憩棟の定期清掃 | 専用道具や資材等を要するため | 専門業者 |
| | トイレ清掃 | 年末年始簡易清掃 | ペーパー補充・汚物回収等簡易清掃実施 | 観光客の期待を裏切らない管理を実践するため | ■ |
| | ゴミ処理 | ゴミ運搬処理 | 缶・ビン・粗大ごみ・管理発生材等運搬処理 | 免許を必要とした業務のため | 専門業者 |
| | 害虫駆除 | スズメバチ等駆除 | 営巣確認時等必要に応じ駆除 | 専門的技術を要するため | 専門業者 |

(ア) 委託先の選定方法

委託先の選定にあたっては、競争性・透明性・公平性の確保と業務の品質確保に十分配慮して公募型競争入札を基本とし、適正な選定を行います。このため、公益財団法人神奈川県公園協会会計規程のほか、競争入札選定委員会関係諸規程により選定の手順や条件を明文化します。

また、専門性の高い一部の業務を除く全ての業務について、地元を優先する地域要件を設定します。委託先の選定にあたっては、県の入札手続きを参考に募集開始から入札まで一定期間を設け、幅広く応募できるように、募集内容の協会 Web ページ掲載や公園内掲示、専門新聞紙面掲載し広く公表します。なお、委託先は、原則、県の競争入札参加資格者名簿に登録があり、業務に必要な免許・資格や豊富な業務実績を有することとします。

さらに、暴力団排除条例や労働関係法令等を遵守し、社会保険料や事業税等を適切に納付している者から選定することで、委託先の信頼性や業務の水準を確保します。

選定に関する規程

- ・公益財団法人神奈川県公園協会会計規程
- ・競争入札参加要件等設定委員会要領
- ・競争入札参加要件設定に係る基準
- ・指名業者選定基準

(イ) 県内（地域）企業への委託の考え方

地域の企業はその地域に精通していることで、迅速かつきめ細かい対応が可能です。地域経済への貢献や地域連携の視点に立ち県内企業へ委託します。

【実績】地域企業への業務委託（平成 31（令和元）年度）

| 事業所所在地 | 業務委託実績件数（％） |
|----------------|-------------|
| 神奈川県内 | 17（100％） |
| 〔大磯町・平塚市・二宮町内〕 | 〔11（64.7％）〕 |
| 県外 | 0（0％） |
| 合計 | 17（100％） |

（年間実績報告書に基づく委託金額 10 万円以上の件数）

今後も地域雇用の確保、社会的ニーズへの対応の観点から地元のシルバー人材センター、非営利活動団体、障害者就労施設等の活用を図り、引き続き県内（地域）の中小企業等（「神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進条例」第 2 条に定める者又は準ずる者）の力を活用し、その中で、当協会が毎年度定める「障害者就労施設等からの物品等の調達に関する方針」に基づき、地域の障害者就労施設等からの物品等（物品及び役務）の調達、同施設等の生産物の販売場所として公園を提供することなどを推進し、障害者の自立支援に引続き取り組みます。

【実績】障害者就労施設からの物品調達（平成 31（令和元）年度）

| 障害者就労施設名 | 調達物品 | 調達実績 |
|----------|------|--------|
| 〃 | クッキー | 247 千円 |

（年間実績報告書に基づく委託金額 10 万円以上の件数）



公園協会全体実績（令和元年度調達目標 8,500 千円、実績 8,784 千円）

※効果的・効率的な管理を行うため、植物管理等の業務を直営により行うことを基本としています。直営作業にかかる人件費は付属書類「ア 収支計画書」の「人件費」に計上しています。

計画書3「施設の維持管理」

(1) 公園の特性と課題を踏まえた維持管理の考え方

本公園は豊かな緑と優れた景観の中で、往時を感じさせる日本庭園や歴史的建造物などにより邸園文化を体感できる公園であり、防災の拠点ともなっています。

本公園の維持管理にあたっては、特に、

- ・日本庭園の優れた庭園美を維持するための高度できめ細やかな造園技術
 - ・国登録有形文化財である兜門や七賢堂などを守るための確実な安全対策
 - ・起伏があり樹木も多いことから事故などに対する利用者や周辺的安全対策
 - ・園内及び周辺に津波浸水想定区域があることから、地域等と連携した防災対策
 - ・両地区の周遊性確保や、十分に堪能できる公園利用のための魅力づくり
- などが求められるので、そうした点を考慮した確実な維持管理を行ってまいります。

管理基準以上の維持管理を行います

高品質な管理運営を行い、本公園を安心して利用いただけるようにするため、以下のような管理基準以上の維持管理を実施します。

管理基準以上の維持管理（以下の青文字部分）

■アプローチの人力除草

[Redacted text]

■水質浄化

[Redacted text]

■トイレ清掃の徹底

[Redacted text]

【令和4年度実施計画】

[Redacted text] などのアプローチ区間については、管理基準以上の人力除草を実施します。

- ・指定管理業務外の区域についても、適宜草刈を実施します。

[Redacted text]

(2) 施設保守点検業務、小破修繕業務等の実施方針

施設の長寿命化や安全を最優先とした施設保守点検や小破修繕を行います

開園から35年が経過し、施設が老朽化してきていることから、県が作成した本公園の長寿命化計画を基本に、高頻度な保守点検と修繕を行うことで、予防保全※を基本とした施設の長寿命化と安全を最優先とした速やかな維持管理を行います。

毎日の園内パトロールでの施設安全確認や、業者による定期保守点検などを確実に実施して、異常個所の早期発見・修繕を行うとともに、大規模な補修が必要なものについては、速やかに県に報告・相談し、立ち入り禁止措置など安全を最優先とした対応を行います。

※計画的な点検で異常個所を早期発見・修繕し、施設が破損する前の予防的保全の実施で施設の寿命を延ばす。

【実績】

水循環設備は原則毎日稼働させて、滝やせせらぎに清涼感のある流れを造りますが、利用者の少ない悪天候時等には水循環設備の稼働を停止して水循環設備の延命（長寿命化）と電気使用量の削減に努めています。

【令和4年度実施計画】

- ・県が作成した長寿命化計画を基本に、施設の長寿命化と安全を最優先とした維持管理を行います。
- ・日々の巡視による施設安全確認を実施します。
- ・専門業者による定期保守点検を実施します。
- ・大規模な補修が必要なものについては、立入禁止措置を行うなど、安全を最優先に対応します。

(3) 清掃業務、受付業務、警備業務等の実施方針**■ 清掃業務****利用者の安全・快適な公園利用を実現します**

利用者がいつでも気持ち良く安全に公園を利用できるよう、トイレや園内の清掃を徹底します。特に落ち葉が堆積しやすい斜路などの清掃を徹底します。また、毎日の公園巡回時に簡単な清掃用具セットを携帯するなど、状況に応じた臨機応変な清掃を行います。

快適な水辺空間の清掃を効率的に実施します

不動池周辺の池泉庭園については、水路や池の落葉の清掃、クモの巣の除去などを頻繁に実施し、美観の向上を図ります。

近隣住民に配慮した公園周辺の清掃を行います

住宅に隣接する部分では、雑草や落葉の多い時期には、近隣住民や周辺的美観に配慮して、公園外周部の除草や清掃などを実施します。旧三井別邸地区では、外周沿いの町道の清掃を行います。旧吉田茂邸地区では、国道側の住宅に配慮して、こまめな除草などを実施するとともに、住宅隣接地のゴミ集積所のパトロール、ポイ捨てされたゴミ等の確認と清掃を実施します。

【実績】 公園周辺の清掃活動**【令和4年度実施計画】**

- ・トイレや園内の清掃を徹底します。
- ・巡視時に簡単な清掃用具セットを携帯するなど、状況に応じた臨機応変な清掃を行います。
- ・池泉庭園については、水路や池の落葉の清掃、クモの巣の除去などを頻繁に実施します。
- ・公園外周部の除草や清掃及び住宅隣接地のゴミ集積場のパトロール、ゴミ等の確認と清掃を行います。

■受付業務

両地区において親切丁寧な対応を行います

受付では、誰もが公園を安心・快適にご利用いただくよう親切丁寧で平等な対応を行うとともに、バリアフリーや心のバリアフリーに配慮し、高齢者や障がい者、外国人などの利用に対応した、車いすなどの補助用具やコミュニティボード、筆談用具、翻訳機などを用意します。

本公園は、両地区が国道1号を隔てて立地していることから、周遊性の確保と利用者の利便性を向上させるため、旧三井別邸地区管理事務所と旧吉田茂邸地区管理休憩棟に職員を配置して両地区で利用者の受付・接遇を行います。

なお、両地区間の移動時の安全対策等については、交通管理者等と情報共有等を図ります。

また、職員全員が、挨拶と笑顔を基本にホスピタリティ溢れるお客様対応をするとともに、公園だけでなく、地域の観光案内などにも対応できるようにします。旧吉田茂邸地区では、土日・祝日は大磯ガイド協会による常駐ガイドを置き、園内及び周辺観光案内まで利用者のニーズに幅広く対応します。

【実績】歩行が困難な方を対象とした公園案内



【令和4年度実施計画】

- ・受付では、高齢者や障がい者などの利用に対応するため、車椅子、コミュニティボード、筆談用具等を用意してバリアフリーや心のバリアフリーに配慮します。
- ・職員全員がホスピタリティあふれるお客様対応に努めます。
- ・旧吉田茂邸地区では、土日祝日に大磯ガイド協会による常駐ガイドを実施します。

■警備業務

国登録有形文化財の安全対策を徹底します

平成31年3月に国の登録有形文化財に登録された兜門や七賢堂などについては、特に安全対策を徹底します。これらの貴重な歴史的遺産を確実に警備するため、昼間はスタッフが監視カメラで随時確認をし、夜間は12台の人感センサーによる機械警備と、管理休憩棟に警備員を配置します。また、七賢堂や兜門のほか、電気を使用する施設には消火器を配置し、火災発生時には迅速な初期消火に努めます。日々の巡回時においても異常がないか特に注視し、万全の体制により文化財及び公園全体の安全を確保します。



兜門

【令和4年度実施計画】

- ・昼間はスタッフが監視カメラで随時確認をし、夜間は12台の人感センサーによる機械警備と、管理休憩棟に警備員を配置します。
- ・七賢堂や兜門のほか、電気を使用する施設には消火器を配置します。

(4) 樹林地や草地の管理、樹木、芝生、草花などの植物管理業務等の実施方針

高度できめ細やかな造園技術で庭園美を維持します

私たちは、これまで本公園の植物管理や旧吉田茂邸のきめ細やかで高水準な庭園管理を行い、往時を彷彿とさせる美しい庭園を維持して高い評価を受けてきました。

植物管理にあたっては、引き続き、蓄積した経験やノウハウを生かしながら、高度な造園技術を駆使して高品質な庭園美を維持するなど邸園文化の拠点にふさわしい植物管理を行っていきます。

また、樹木の剪定など適切な管理による眺望の改善や花の見どころづくりなど、本公園の更なる魅力づくりに取り組むとともに、樹木医による老齢木等の点検を定期的に行うことで、倒木などの事故を未然に防ぎます。

バラ園では、定期的に専門家の助言指導を受けるとともに、復元中の菖蒲田では、菖蒲田の良好な管理実績を有する [] と連携を図りながら、魅力的な花修景や話題性のある演出を行います。

ア 旧三井別邸地区

■旧三井別邸地区の新名所としてのヤマユリ園路 <NEW>

旧三井別邸地区に自生しているヤマユリを [] 繁殖させ、旧吉田茂邸地区の「バラ園」と双壁となる「ヤマユリ園路」として新たな見どころを創出することで公園の魅力向上を図ります。

■和花の路づくり

引き続き、公園ボランティア「大磯城山公園花を育てる会」と協働で、園路沿いに年間を通じて四季折々の日本古来の花が楽しめるよう「和花の路（わばなのみち）」づくりを進めます。また、来園者に「和花の路」の散策を楽しんでいただくための案内看板等を設置します。

和花の路（一例）



隣接地の日照確保や危険回避のための樹木剪定や伐木については、県平塚土木事務所と協議・役割分担しながら計画的に取り組めます。

■湘南の立地を活かした相模湾や富士山への眺望の確保

展望台周辺は、富士山や相模湾などが一望できる本公園の中で最も風光明媚な場所であり、常に良好な眺望を確保するため、管理基準を上回る頻度の剪込や除草、高木剪定を行うなど念入りに管理します。園内の眺望が開けた場所にはベンチが設置されていますが、樹木の成長で眺望が遮られている場所については、 [] などを行い眺望の復元を図ります。



眺望を確保した展望台から望む富士山



眺望が遮られたベンチ

■学びの場としての横穴古墳群周辺の適正管理

横穴古墳群周辺は、大磯の縄文時代の古墳として、大磯の歴史を学ぶ貴重な遺跡ですが、周辺には老齢化した大木が多く、倒木の危険性もあります。そのため、学びの場として活用できるよう、倒木の恐れがある樹木の伐採など、適正な管理を実施します。

【令和4年度実施計画】

- ・「ヤマユリ園路」の植栽計画を策定し、一部の箇所へ植栽を行います。
- ・大磯城山公園花を育てる会」と協働で和花の植栽、手入れを行います。
- ・展望台周辺は、良好な眺望を確保するため、管理基準を上回る頻度の刈込や除草、高木剪定を行います。
- ・樹木の成長で眺望が遮られている場所については、県平塚土木事務所と協議して間伐などを行います。
- ・横穴古墳群周辺は、学びの場として活用できるよう、倒木の恐れがある樹木の伐採などを行います。

イ 旧吉田茂邸地区

■吉田茂存命時の昭和41年当時の景観を維持する高水準な旧吉田茂邸庭園管理

旧吉田茂邸地区の植栽管理については、県との役割分担を踏まえながら、専門家にアドバイスをいただき、吉田茂存命時の昭和41年当時の景観を復元し、維持するため高水準な庭園管理を行います。

グループパートナーである湘南造園は、長年に渡る旧吉田茂邸庭園の植栽管理経験があり、その蓄積されたノウハウを活かして、きめ細やかで高水準な管理を行います。

公園の整備にあたり、県では壊滅状態だった相模湾沿い松林を修景施設として新たに整備しました。この松林についても日本庭園や旧吉田邸からの眺望を維持するために剪定や枯損木（こそんぼく）の更新等の適切な管理を行います。



旧吉田茂邸庭園

■園内果樹の管理・活用

旧吉田茂邸地区にある菜園広場では、現在でも梅、びわ、夏みかんなどの果樹があり、果実が落ちることがあります。利用者の安全を考慮して、美観を損ねない程度にバリケードなどを設置して、適正な管理を行います。

また、採れた果実については、イベント等の開催時の希望する来園者に配布するなど、有効活用に努めます。



菜園広場の果樹

■吉田茂が愛した「バラ園」の管理

旧吉田茂邸地区には、吉田茂が愛した「バラ園」を再現したエリアがあります。バラ園の維持管理については専門家の指導を受けながら、きめ細やかな手入れを継続し、年間を通して様々な種類の美しいバラが鑑賞できるようにしていきます。



専門家によるバラ剪定指導

■ 菖蒲田の復元・維持

荒廃している菖蒲田については、専門家の指導を受けながら、グループ代表が管理する県内有数の菖蒲の名所である[]でのノウハウを活かし、これまで土壌改良や[]からの株分け等により復元に取り組んできました。今後も引き続き、菖蒲田の復元・維持を目指していきます。



復元中の菖蒲田

【令和4年度実施計画】

- ・ 専門家のアドバイスをいただき、高水準な庭園管理を行います。
- ・ 相模湾沿いの松林についても、眺望維持のための剪定等を行います。
- ・ バラ園の維持管理については、専門家の指導を受けながら、きめ細やかな手入れを継続します。
- ・ 専門家の指導等を受けながら、菖蒲田の復元・維持に取り組みます。

ウ 両地区共通

■ 高度な樹木管理及び専門家や樹木医の助言指導

日本庭園などで景観上重要な樹木の管理については、一級造園施工管理技士の資格を有する職人による高度な樹木管理を実施します。

園内の枯損木や老齢木については、倒木などの恐れもあるので、県平塚土木事務所と協議・調整のうえ、伐採や代替木の植樹などを実施します。「もみじのライトアップ」のメイン会場である、もみじの広場については、もみじの名所としてふさわしい庭園を維持するため、枯損木などの更新を実施します。また、害虫であるカミキリムシの防除を実施します。

定期的に専門家や樹木医から助言・指導を受け、指導内容を日々の植物管理にフィードバックすることにより、庭園や菖蒲園などの適切な保全管理を実施します。

■ 樹木医による定期的な樹木点検と危険予測時の迅速な連絡協議

樹木の高木化・老齢化が進行しているため、樹木医による定期的な樹木診断を行い、対策が必要となる場合は県平塚土木事務所と協議のうえ、対処します。

危険が予測される場合には、すみやかに県平塚土木事務所に連絡・協議し、関係機関への連絡や応急対策など必要な対策を実施します。

■ 自生種の保護と外来生物の駆除

自生種の保護育成を図るため、外来生物の駆除に取り組みます。特に、旧三井別邸地区、旧吉田茂邸地区に以前から自生するヤマユリなどの草花については、その保全、育成に取り組みます。生態系被害防止外来種の[]については、抜根等により拡散防止、経過観察を行います。花が美しいために駆除の対象になりにくい[](生態系被害防止外来種)についても、[]の駆逐防止などのため徹底して駆除を行います。

■住宅隣接地に配慮した樹木剪定

旧三井別邸地区では、横穴古墳群付近の住宅隣接地、旧吉田茂邸地区では、国道側の住宅隣接地の樹木剪定等を実施します。

■園内での資源循環によるゼロ・エミッション

間伐などで発生した枝などは、積極的に活用するなど、ゼロ・エミッションに取り組みます。

【令和4年度実施計画】

- ・景観上重要な樹木の管理については、一級造園施工管理技士の資格を有する職人が実施します。
- ・枯損木や老齢木については、伐採や代替木の植樹を実施します。
- ・もみじの広場については、カミキリムシの防除を実施します。
- ・樹木医による定期的な樹木診断を行い、対策が必要な場合は県平塚土木事務所と協議のうえ実施します。
- ・については、伐根等により拡散防止、経過観察を行います。
- ・の駆除を行います。
- ・住宅隣接地の樹木剪定等を実施します。
- ・間伐などで発生した枝などは、柵や花壇の支柱、看板の制作等に活用します。

計画書4「利用促進のための取組」

(1) 公園の特性や利用状況(繁忙期・閑散期等)、新しい生活様式などの社会状況に応じて、より多くの利用を図るために実施する事業の実施方針、内容等(有料施設は除く)

より多くの利用を図るためには、公園の魅力を高めるだけでなく、大磯地域全体の魅力の向上を地域と一体となって進めていく必要があります。

特に大磯地域には、明治記念大磯邸園を始めとする邸園文化資源が集積し、様々な観光資源や名所旧跡、名産品も豊富にあるので、そうした地域資源と連携しながら地域全体の魅力向上や活性化に貢献していきます。更には、県や町が進める「新たな観光の核づくり」事業や国が進める「ガーデンツーリズム登録制度」とも連携しながら広域的な交流を生み出すことで、より一層の利用促進を図っていきます。

ア 公園での利用促進

公園の資源を積極的に活用した利用促進を図ります

■旧吉田茂邸地区の庭園ガイド【拡充】

旧吉田茂邸地区では、利用者が庭園の魅力や歴史を存分に楽しめるように、引き続きNPO法人大磯ガイド協会と連携して土日祝日には常駐ガイドを置き、庭園の魅力を伝えます。豊富な知識と親切丁寧なガイドにより、吉田茂本人や明治政界の奥座敷と呼ばれた大磯について当時の社会・政治・歴史などを知るきっかけとしていただき、今後も興味関心を深めていく中でリピーターとして来園いただけるように努めます。

今後は、明治記念大磯邸園と本公園を合わせて巡る広域的なガイドツアーの新設や周辺の観光情報の提供を行い、より地域と一体となった利用促進を図ります。

【実績】庭園ガイドの様子



【令和4年度実施計画】

- ・NPO法人大磯ガイド協会と連携して土日祝日には常駐ガイドを実施します。
- ・明治記念大磯邸園と本公園を合わせて巡る広域的なガイドツアーの新規実施に向けて関係機関等との調整を図ります。
- ・周辺の観光情報の提供を行い、より地域と一体になった利用促進を図ります。

■(仮称)大磯ガーデンアカデミーの開催 <NEW>

これまで開催してきた日本庭園勉強会、バラ学習講座や子どもたちへの茶道教室などに、伝統的な生垣づくり講座など新たなメニューを加え、「(仮称)大磯ガーデンアカデミー」として、邸園文化に触れ親しみ学ぶことのできる場を積極的に提供していきます。

| 大磯ガーデンアカデミー | 内容 |
|-----------------|---|
| 城山学習講座 | <ul style="list-style-type: none"> ・歴史をはじめとする幅広いテーマで大磯の文化を発信 ・バラ講座と剪定作業実習等 ・各回のテーマに応じて郷土資料館や大磯ガイドボランティア協会などの地域の各種団体と連携 |
| 竹の伝統的な土留めや生垣づくり | <ul style="list-style-type: none"> ・公園職員間で技術伝承してきたシガラや四ツ目垣根などの竹による伝統的な土留めや生垣づくり講座 |

| | |
|----------------|---|
| | ・南門前スロープ園路の金閣寺垣の再現 |
| 竹灯籠の製作 | ・もみじのライトアップで使用する竹灯籠を制作 ・「鑑賞する」から「製作して展示する」への転換 |
| 日本庭園勉強会 | ・旧吉田茂邸地区の庭園監理に携わる[]を講師として招き、日本庭園への理解を深める勉強会 |
| バラ学習講座 | ・専門家を講師に迎えて実技を交えた勉強会を開催 |
| お茶室「城山庵」での茶道教室 | ・子供向けに加え、一般向けの茶道教室を開催 |

【これまでの取組】



日本庭園勉強会



バラ学習講座



子供茶道教室

【令和4年度実施計画】

・城山学習講座、日本庭園勉強会、バラ学習講座、お茶室「城山庵」での茶道教室を実施します。

■周辺施設の収蔵資料を活用した邸園文化の学習の場づくり <NEW

明治記念大磯邸園や郷土資料館には展示スペースの都合上、収蔵されたまま十分に活用されていない展示パネル等の資料があります。これらの収蔵資料を旧吉田茂邸管理休憩棟や北蔵ギャラリーで展示できるよう、国や町と調整を進め、邸園文化の学習の場づくりに取り組みます。

【実績】明治150年記念イベント 特別展示

明治150年に合わせて「偉人たちの奥座敷 大磯 ～別荘地の拡がり～」をテーマに、郷土資料館等から写真や資料を借用し、旧三井別邸や旧吉田茂邸を始めとした町内の邸宅や別荘を紹介する展示を管理休憩棟と北蔵ギャラリーで実施しました。



【令和4年度実施計画】

・周辺施設の収蔵資料を旧吉田茂邸管理休憩棟や北蔵ギャラリーで展示できるよう国や町と調整を進めます。

■花を活かした利用促進 【拡充】

旧吉田茂邸地区の「バラ園」では、年間を通して様々な種類のバラを鑑賞できます。これまでも、ローズティーの販売や花の写真の展示などを実施してきましたが、今後は新たに明治記念大磯邸園や大磯オープンガーデン※に参加している一般邸宅、恩賜箱根公園等、町内や周辺市町のバラの名所と連携したバラめぐり観光の誘致やイベントなどに合わせたバラの苗や挿し芽の販売などを進めます。

旧三井別邸地区の ██████████ ヤマユリ園路として整備し、旧吉田茂邸地区の「バラ園」と並ぶ花の見どころとして利用促進を図ります。

※大磯オープンガーデン：本公園及び大磯町内の個人の邸宅や店先などで、春の草花に彩られた庭を期日を定め一般公開するイベントです。

【実績】花の写真の展示



【令和4年度実施計画】

- ・ローズティーの販売や花の写真の展示を実施します
- ・町内や周辺市町等のバラの名所と連携したバラめぐり観光について、ニーズ把握や関係機関との調整を図ります。
- ・ヤマユリの植栽計画を策定し、一部の箇所へ植栽を行います。

■スマートフォンを活用したセルフガイドシステムの導入 <NEW>

スマートフォンを活用し、歴史を学習できるセルフガイドシステムを導入します。「無線通信 IC タグ」と「QR コード」を組み込んだ看板を園内各所に設置し、スマートフォンをかざす、もしくはQRコードを読み取ることで、画面上にその周辺あった往時の建物、花や木などの写真や解説を映し出します。また、外国人観光客も楽しめるよう、多言語での表示に対応します。

【イメージ（恩賜箱根公園での実績）】



看板



表示される画面

【令和4年度実施計画】

- ・セルフガイドシステムの導入に向け、QRコード組込み看板の設置個所や表示内容等について調整・検討を進めます。

■茶室「城山庵」での和文化体験を拡充 【拡充】

和文化体験にふさわしい施設である茶室「城山庵」では、今後も利用者に和文化体験の機会を提供するとともに、██████████などと連携した茶会の開催や、親子茶道体験などの体験イベントなどにも取り組みます。

同時に中学、高校部活動へ茶室の利用を呼び掛け、使用料を減免（無料）する等、利用支援をすることで団体利用を促進します。

【令和4年度実施計画】

- ・茶会の開催や親子茶道体験などの体験イベントに取り組みます。
- ・中学、高校部活動へ茶室の利用を呼びかけ、使用料を減免（無料）する等の支援を行います。

■園内門巡りスタンプラリー

本公園のすべての門（南門、亀蔵門、兜門等）を巡るスタンプラリーを実施し、全門制覇した方には来園記念グッズを進呈します。門や公園に関する説明文が書かれた台紙を使うことで、例えば、親子や仲間がゲーム感覚で楽しみながら公園を巡るといった、新たな需要を発掘します。

【令和4年度実施計画】

- ・門（南門、亀蔵門、兜門等）を巡るスタンプラリーを実施します。

■ユニバーサルなサービスの充実 **【拡充】**

起伏に富み急な階段が多い本公園をお年寄りや足の不自由な方に楽しんでいただくため、展望台まで車で乗り入れて高台からの展望を楽しんでいただく「ユニバーサルデー」について、これまでは春と秋にイベントとして実施していましたが、今後は既存のイベントに加え、福祉施設等の団体からの要望に応じ、個別の対応を検討する等、サービスを充実させます。

また、旧吉田茂邸地区は海岸に近く比較的起伏がゆるやかであり、駐車場から旧吉田茂邸や吉田茂像などの主要な施設にはバリアフリーで廻れるスロープが整備されています。今後は、利用者の声や利用実態に応じて園路のスロープ化や手摺の設置など役割分担を含めて県平塚土木事務所と調整し、七賢堂などへのアクセスの向上に努めます。案内看板の多言語化やニーズを踏まえて管理休憩棟の一部を授乳室として活用する等の対応についても県平塚土木事務所と調整を進め、すべての利用者が安心して公園をご利用いただけるよう、利用者に配慮したサービス向上に継続して努めます。

【実績】ユニバーサルデー



【令和4年度実施計画】

- ・展望台まで車で乗り入れる「ユニバーサルデー」を春と秋に実施します。
- ・ユニバーサルデーの団体個別対応についてニーズ把握等を行います。

■町が管理する旧吉田茂邸との連携強化 **◀NEW**

大磯町が計画していく旧吉田茂邸の活用（活性化）の取組に協力し、県と調整のうえ、協働イベントや駐車場閉鎖時間の柔軟な延長などを検討します。

【令和4年度実施計画】

- ・県と調整のうえ、協働イベントや駐車場閉鎖時間の柔軟な延長などを検討します。

■バーチャルリアリティによる公園体験 **◀NEW**

360度カメラやドローンで撮影した動画映像をホームページに掲載して、パソコンや携帯端末を通じて公園を疑似体験できる環境や、公園内にVR（バーチャルリアリティ）ゴーグルを配置した疑似体験コーナーの整備に取り組みます。

こうしたVR技術を活用することで、広範囲からの来園のきっかけづくりを行うとともに、コロナ禍で外出を控える方や、高齢者や障がい者で園内の階段等がご利用できない方でも、本公園を楽しんでいただけるようになります。また、普段は見る事ができない公園上空からの俯瞰的でダイナミックなドローン映像を楽しんでいただくことも可能となります。

【令和4年度実施計画】

・VR（バーチャルリアリティ）ゴーグルを配置した疑似体験コーナーの整備に向け先行事例の調査等を行います。

■ 飲食物販売機能の充実 【拡充】

本公園周辺には飲食店が少なく、利用者からは園内での飲食提供を求める声があります。そこで、お茶室「城山庵」での抹茶や生菓子の提供、管理休憩棟での町内福祉施設が生産したクッキーの販売などに加え、今後は大磯オープンガーデンや城山マルシェ、もみじのライトアップといったイベント時に、XXXXXXXXXX等と連携、協力のもとキッチンカーを誘致するなど利用者サービスの向上を図り、利用促進に繋げていきます。

【令和4年度実施計画】

・大磯オープンガーデンや城山マルシェ、もみじのライトアップといったイベント時に、キッチンカーの誘致を行います。

イ 周辺地域との連携交流による利用促進

大磯地域及び広域での積極的な連携交流を通じた利用促進を図ります

■ 明治記念大磯邸園など地域の邸園文化施設との連携 ◀NEW

大磯地域には明治記念大磯邸園を始めとする邸園文化施設が集積し、湘南の邸園文化の拠点を形成しています。こうした邸園文化施設と連携しながら、大磯の邸園文化の魅力をもっと向上させ、発信していくことで利用促進を図ります。

具体的には、グループ代表が企画運営に関わってきた明治記念大磯邸園と連携した、ガイドツアーやスタンプラリーなど各種イベントの開催や、大磯地域の邸園文化施設と一体となった湘南邸園文化祭の開催や散策説明マップなどの作製、相互広報や情報発信などを通じて、大磯地域を越えた広域的な利用促進を図ります。



【令和4年度実施計画】

・明治記念大磯邸園と連携したガイドツアーやスタンプラリーなど各種イベントの開催に向け調整を図ります。
 ・大磯地域の邸園文化施設と一体となった湘南邸園文化祭を開催します。
 ・散策説明マップは令和6年度に作成の予定です。

■ ガーデンツーリズムと連携した利用促進 【拡充】

国では各地の庭園間の連携や多様な庭園の魅力の再発見を促すため、ガーデンツーリズム登録制度を創設し、大磯地域を含む邸園文化圏再生構想のエリアが「湘南邸園文化ツーリズム」として登録されました。エリア内の各地域の連携が薄いことから、ツーリズムを通じて横の連携を強化して、来園者の周遊を促し、国内外にその魅力を発信して地域の活性化に繋げていくこととしています。本公園においても、こうしたガーデンツーリズムの取組に連携協力し、広域的な利用促進を図ります。

また、同様にグループ代表が事務局の「富士・箱根・伊豆の皇室ゆかりの庭園ツーリズム」とも連携しながら、相互広報や情報発信、企画ツアーの誘致などを通じて、より広域的な利用促進を図ります。





【令和4年度実施計画】
 ・ガーデンツーリズムの取組に連携協力し、広域的な利用促進を図ります。




■ 地域の様々な主体と連携した利用促進と地域活性化への貢献 【拡充】

大磯地域には、邸宅群のほかに、湘南発祥の地やわが国初の海水浴場、東海道の宿場町、日本三大俳諧道場「鳴立庵」、大磯港での賑わい交流施設オオイソコネクトや様々な名産品など、数多くの地域資源を有しています。また、こうした地域資源を活用した大磯町の観光協会や商工会、ガイド協会、自治会などの活動も盛んに行われています。

本公園では、こうした様々な主体と連携しながら、地域を代表するイベントを開催・参加して利用促進を図りつつ、地域活性化に貢献していきます。

■ 地域の主体と連携した主なイベント

| | |
|--|---|
| <p>もみじのライトアップ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・茶室「城山庵」、不動池周辺のもみじや竹林をライトアップ ・雅楽の演奏（くつろぎ音楽会）、キッチンカーの配置、大磯地場産品の販売コーナー（XXXXXXXXXXと連携）等 |  |
| <p>大磯うつわの日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大磯町内各地の施設や店舗を会場とし、地元の作家が中心となり様々な器を展示販売するイベント。本公園では茶室「城山庵」書院にて器を展示 ・XXXXXXXXXXと連携 |  |

| | |
|---|---|
| <p>城山マルシェ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大磯オープンガーデンで庭園を巡る方たちに大磯町を紹介し楽しんでいただけるよう、地元の商店が地場産品の販売を行う場を提供 ・大磯町商工会共催 |  |
| <p>大磯オープンガーデン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本公園及び大磯町内の個人の邸宅や店先などで、春の草花に彩られた庭を期日を定め一般公開するイベント ・ [redacted] 他 2 団体共催 |  |
| <p>ダイヤモンド富士</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園内の展望台から、富士山に落ちる夕日が創る春のダイヤモンド富士を楽しむイベント。来園者のため駐車場の閉鎖時間を延長 |  |
| <p>大磯まち歩きツアー、未病ウォーキング</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商工会や観光協会等と連携したまち歩きマップの作成（観光スポットや名所、名産品や飲食店などの紹介）とモデルルートの提案 |  |

【令和4年度実施計画】

・もみじのライトアップ、大磯うつわの日、城山マルシェ、大磯オープンガーデンダイヤモンド富士等、地域の主体と連携したイベントを開催します。

■観光バスツアー等の誘致【拡充】

本公園は観光バスの利用が多いことに対し、大型駐車スペースは2台と十分な数が確保されていません。旧吉田茂邸地区の全面開園による駐車場の団体利用増に対応するために導入した予約システムについては、平成29年度の県最終評価において高い評価をいただきました。今後は観光バスツアーの増加も見込まれるため、今後整備される明治記念大磯邸園駐車場との相互利用や地域の駐車場との連携についても関係者間で検討します。

また、令和元年度に実施した「皇室ゆかりの庭園ツーリズム」の企画バスツアーを、大磯地域にも拡大するよう観光協会等とも連携して観光バス会社に働きかけるなど、バスツアー誘致に努めます。

【令和4年度実施計画】

・今後整備される明治記念大磯邸園駐車場との相互利用について関係機関との調整を図ります。

・観光協会等とも連携して「皇室ゆかりの庭園ツーリズム」の企画バスツアーを、大磯地域にも拡大するよう働きかけるなど、バスツアーの誘致に努めます。

■サイクリストの誘致 <NEW>

太平洋岸自転車道と国道1号に隣接している本公園の立地を活かし、新たな客層としてサイクリストの誘致を進めます。旧吉田茂邸地区の駐輪場には、サイクルラックが設置されていますので、具体的な手段として、SNSでの情報発信、自販機や管理休憩棟での補給食の販売などに取り組みます。

【令和4年度実施計画】

- ・ SNS での情報発信を行います。
- ・ 自販機や管理休憩棟での補給食の販売について、ニーズ把握や関係機関等との調整を進めます。

■シェアサイクルを活用した町巡りルートの提案 <NEW

旧三井別邸地区には、県と大磯町が進める「湘南地域シェアサイクル広域周遊観光実証実験」のシェアサイクルステーションが設置されています。等との協働により、大磯駅や大磯港等、町内のステーションを拠点として邸園や観光スポット、名産品店等を巡るモデルルートを提案し、シェアサイクルを活用した大磯町の観光促進に貢献します。

シェアサイクル町巡りルートのイメージ**【令和4年度実施計画】**

- ・ 等との協働により、シェアサイクルステーションを拠点とした邸園や観光スポット、名産品店等を巡るモデルルートを提案します。

ウ 平日や閑散期の利用促進**■地元アーティストによる「くつろぎ音楽会」**

地元のアーティストや音楽愛好団体と連携した「くつろぎ音楽会」として、和洋問わず様々な音楽会を「もみじのライトアップ」などのイベント時のみならず、閑散期においても開催します。場所は、旧三井別邸地区のほか、旧吉田茂邸地区管理休憩棟の多目的スペースや日本庭園でも開催します。

【実績】くつろぎ音楽会

■「北蔵ギャラリー」の情報発信拠点としての活用

かつて別邸の倉庫だった北蔵は、現在地元や県内で活動する団体と連携して、写真展、絵画展、音楽会などを開催しています。

北蔵ギャラリーを、閑散期においても積極的に活用していきます。これまでに引き続き、1月にはフォトコンテスト写真展を開催します。2月にはお雛様写真展を開催します。

【実績】北蔵での展示の様子



■茶室城山庵の活用

旧三井別邸地区の落ち着いたある屋内スペースである茶室城山庵及び休憩室を、冬季等の閑散期にも多くの方々に利用していただけるよう運営していきます。具体的には、SNS等で大磯駅からの冬場のまち歩きを兼ねた健康ウォーキングと茶室城山庵での休憩をセットで提案するなど、気軽に行ってみたくなるような提案をしていきます。

【実績】竹細工教室竹 de おひなさま



■お雛様づくり

3月3日の桃の節句に先駆け、城山公園内で採取した竹などを材料として、世界に一つのお雛様作りができる教室「竹 de おひなさま」を開催します。

【令和4年度実施計画】

- ・閑散期にも「くつろぎ音楽会」を開催します。
- ・「北蔵ギャラリー」においてフォトコンテスト写真展（1月）、お雛様写真展（2月）を開催します。
- ・冬季等の閑散期にも茶室城山庵及び休憩室を運営します。
- ・お雛様作り教室「竹 de おひなさま」を開催します。

（2）有料施設における利用者増及びサービス向上に資する事業の実施方針、内容

（ア）条例別表第5の有料公園施設

本公園に該当施設はありません。

（イ）有料駐車場

本公園の3か所の駐車場については、同様の利用者サービスを維持していくため、引き続き、国道1号側の第1駐車場と旧吉田茂邸地区駐車場について、年末年始を除く土日祝日に時間制有料（利用時間及び駐車料金も同じ）として運営していきます。

本公園だけでなく大磯地域の観光振興を図るため、
 どの周辺施設とも連携しながら観光バス会社に働きかけるなど、旧吉田茂邸駐車場を活用したバスツアーの誘致に努めています。

更には、観光バスの駐車場利用の利便性向上を図るため、引続き、観光バス等事前予約制度を導入し、予約状況がわかるよう公園HP上で公開していきます。

また、大磯町が管理する「旧吉田茂邸」のイベント等開催時には、県とも協議の上、利用時間の延長など、柔軟な対応などを行っていきます。

精算時のトラブルには、駐車場から事務所に繋がるインターホンで対応するとともに、イベント時や行楽シーズン、繁忙期には必要に応じて駐車場内外に交通誘導員を配備します。また、混雑緩和対策として、公園HP等のSNSを活用して、駐車場の利用状況についてリアルタイムの情報を発信します。



【令和4年度実施計画】

- ・第1駐車場と旧吉田茂地区邸駐車場は、年末年始を除く土日祝日に時間制有料として運営します。
- ・旧吉田茂邸地区駐車場を活用したバスツアーの誘致に努めます。
- ・観光バス等事前予約制度を導入し、予約状況を公園HPで公開します。
- ・「旧吉田茂邸」のイベント開催時には、県とも協議の上、利用時間の延長など柔軟な対応を行います。
- ・繁忙期には必要に応じて交通誘導員を配備します。

(ウ) 自動販売機

利用者の憩いの時間のサポートや水分補給、夏期の熱中症対策等のため、利用の多いエリアを中心に自動販売機を設置します。なお、自販機本体の色彩については、大磯町景観計画に準じ、公園内の景観に配慮した塗装とします。

■販売品目及び台数

- ・旧三井別邸地区：屋外2台
- ・旧吉田茂邸地区：屋外2台、管理休憩棟休憩スペース内：1台

■サイクリスト用の飲料の導入 <NEW>

太平洋岸自転車道の整備やシェアサイクルの普及等と併せてサイクリストの利用を促進するため、エネルギー系、脂肪燃焼系、健康系などの飲料を導入します。

■防犯システム

- ・現金盗難防止の各種ロックを設置
- ・高頻度の現金回収の周知
- ・防犯カメラ（ダミーカメラを含む）や警報器の設置
- ・地元警察との連携（情報共有、迅速な通報（被害届）等）



①バーロック ②アームロック
 ③高頻度現金回収の周知

■転倒防止

地震等による転倒防止のため、JIS規格『自動販売機の据付基準』に応じた据付方法で固定し、利用者の安全を確保します。

■各種機能

- ・災害支援ベンダー（大規模災害発生時に公園職員の判断で機内の飲料を利用者に無償提供）
- ・バリアフリー対応（車いすでも購入しやすい機種）
- ・キャッシュレス対応 **◀NEW**
- ・自販機横に設置するゴミ箱はきめ細かな分別が可能なりサイクル対応のものとし、取組について看板等でPR（県の「プラごみゼロ宣言」に賛同した取組） **◀NEW**

【令和4年度実施計画】

- ・エネルギー系、脂肪燃焼系、健康系などの飲料を導入します。
- ・現金盗難防止等の防犯システムを導入します。
- ・自販機横ゴミ箱をリサイクル対応のものとし、取組についての看板を設置します。

（3）多くの利用を図るために行う広報、情報発信の工夫等

多様なネットワークを活用したPRにより、県内や首都圏からの集客を図ります

大磯を訪れる多くの方に本公園の魅力を知っていただき、公園を訪れるきっかけを提供するため、多様な手段を通じて広報活動を継続・展開します。

情報の種類や目的、対象者に応じて、適切な時期にホームページ、SNS、マスコミ、地域ミニコミ誌、駅構内のポスター掲示、園内掲示板など、幅広い広報媒体の中から、効果的なものを活用するとともに、地域とのネットワークを活用して地域全体の魅力や話題を発信することで、県内全域、さらには首都圏全体からの集客を図ります。

■明治記念大磯邸園でのPR **◀NEW**

明治記念大磯邸園でのパンフレット類の相互配架、相互リンクを行います。

■ガーデンツーリズムの枠組を活用したPR **【拡充】**

湘南邸園文化祭連絡協議会による「湘南邸園文化ツーリズム」、国土交通省の「ガーデンツーリズム登録制度」のHPを積極的に活用します。

また、富士・箱根・伊豆の「皇室ゆかりの庭園ツーリズム」との相互リンクを行います。

■大磯町の施設（XXXXXXXXXX）でのPR **◀NEW**

大磯町と連携し、町の施設であるXXXXXXXXXX等において、パンフレット類相互配架、相互リンクを行っていきます。

【令和4年度実施計画】

- ・各取り組みのとおり、相互配架・相互リンク等によるPRを実施します。

■広域的に情報発信するための幅広い媒体の活用

グループ代表が従来から築いてきた関係機関とのネットワークを活かし、幅広い広報媒体を用いて県内全域、さらには首都圏全体からの集客を図ります。

また、イベントについては、内容に応じてターゲットを絞った告知を行い、その内容に関心のある方に情報が行き届くような広報手段、媒体を選択します。

| 媒体 | 内容 |
|------------------|--|
| 独自の広報ツール | <ul style="list-style-type: none"> ・グループ代表ホームページ、大磯城山公園ホームページ（週1回更新） ・公園情報誌「かながわパークナビ」（年2回発行） ・イベントポスター、チラシを園内や関係施設で掲示・配布 |
| SNS、携帯電話サービス | <ul style="list-style-type: none"> ・ツイッター、フェイスブック等を使った公園情報の発信 |
| マスコミへの情報提供 | <ul style="list-style-type: none"> ・テレビ、ラジオ、新聞等へのイベント情報の積極的な掲載依頼 ・情報誌、ガイドブック等への情報提供、掲載依頼 |
| 外部ホームページ | <ul style="list-style-type: none"> ・県情報サイトの活用 「かながわ Now」（観光）、「PLANET かながわ」（生涯学習）等 ・ウォーカープラスへの情報提供 |
| 交通事業者・観光事業者によるPR | <ul style="list-style-type: none"> ・駅構内へのポスター掲示・リーフレット配架 等 ・神奈中バスと連携したバスの車内広告、バス停への公園案内掲示 |

【令和4年度実施計画】

- ・公園 HP、公園内掲示版等、独自の広報ツールを活用します。
- ・フェイスブック等を使った公園情報の発信を行います。
- ・新聞、情報誌等へのイベント情報の提供、掲載依頼を行います。
- ・県情報サイトの活用を活用します。
- ・バス停への公園案内掲示を行います。

■地域のネットワークを活用した情報提供

地域に根ざした公園づくりの一環として、これまでに築いてきた自治体や関係機関など地域のネットワークを活用し、周辺住民や地域に情報発信します。

| 媒体 | 内容 |
|----------|--|
| 地域ポータルHP | <ul style="list-style-type: none"> ・大磯町観光情報サイト「イソタビドットコム」への情報提供 ・「大磯市」への情報提供 |
| 自治体広報紙 | <ul style="list-style-type: none"> ・県広報紙「県のたより」、大磯町「広報おおいそ」、二宮町「広報にのみやお知らせ版」への掲載依頼 |
| 地域のミニコミ誌 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域ミニコミ誌にイベント情報等を掲載 |
| 回覧板、掲示板 | <ul style="list-style-type: none"> ・大磯町と連携し、回覧板や掲示板等を活用した情報提供 |

【実績】ダイヤモンド富士のPR（2019年9月）

旧三井別邸地区展望台から4月と9月の年2回観測できる「ダイヤモンド富士」は、本公園の目玉の一つとして広く知られています。掲示ポスター、HP、地元広誌、ミニコミ紙によってPRを行い、当日は150名が来園しました。



【令和4年度実施計画】

- ・大磯町観光情報サイトへの情報提供を行います。
- ・自治体広報紙や地域ミニコミ誌にイベント情報等の掲載依頼を行います。

■公園利用者数の目標値

大磯町や隣接の平塚市の人口推計では、今後、年間 0.5～0.7%程度人口が減少する見込みです。一方で、本公園の魅力アップや、明治記念大磯邸園などとの連携、広報・PR活動と合わせた様々なイベント等利用促進事業により、公園利用者数の増加に取り組みますので、5年間の指定管理期間中の公園利用者数の目標値は、令和元年度の利用者数302,722人/年の1%増を見込みます。(毎年0.2%の増)

■公園利用者数の目標

| 年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|--------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 目標値(人) | 303,327人 | 303,932人 | 304,538人 | 305,143人 | 305,749人 |

計画書5「自主事業の内容等」

(1) 公園の特性をより効果的に活かすために行う自主事業の内容等

私たちはこれまで、本公園の利用者の利便性を高め、サービス向上を図るため、県の管理許可などを受け、茶室（城山庵）及び管理休憩棟の運営を行ってきました。今後とも、これら自主事業については利用者のニーズを的確に把握し、ニーズに沿った運営を行います。

なお、自主事業の料金設定にあたっては、民間も含めた同様な近隣施設の相場も考慮した上で、公の施設として相応の料金を設定し、県平塚土木事務所の許可を得て実施します。

収益については、公益財団法人として、緑の普及や公園の魅力向上等の公益事業の財源とします。

(ア) 「城山庵」及び「管理休憩棟」でのサービス提供とお土産販売

公園利用者へのサービス向上を目的に、旧三井別邸地区の茶室「城山庵」では、茶会や茶道教室を主催するほか、一般利用者へ小間（茶室）（以下、「小間」という。）や控えの間（書院）（以下、「控えの間」という。）を貸出します。

併設している呈茶席では、抹茶やコーヒーなどの飲み物に加え、地元と連携して季節の和菓子や地産品などを提供します。また、利用者の要望などを受け、メニューの見直しなど適宜実施します。

旧吉田茂邸地区の管理休憩棟においては、本公園や吉田茂に因んだ土産品の販売を行います。

| 場所・営業時間 | 提供品目 | 実施体制・内容 |
|--|--|--|
| 茶室「城山庵」 （三井別邸時代に置かれていた国宝「如庵」に模して建てられた茶室） 年末年始を除く通年営業 （9時～16時） ※施設管理のため定休日及び臨時休業日を設けます | 【小間、控えの間】 ・茶室指導・茶室の案内 ・一般利用者への小間・控えの間の貸出し ※利用料金（1時間あたり） 小間：1,440円、控えの間：960円 【呈茶席】 ・地元和菓子屋の季節の生菓子を合わせた四季折々の抹茶セットを提供 ・神奈川県産飲料等各種メニューを提供 ・本公園に因んだ土産品の販売 | ・茶室「城山庵」の運営には、茶道の資格を持つ職員を配置し、繁忙期やイベント時には適宜増員して対応 ・土産品の販売は、配置されている職員が兼務 ・食品衛生責任者を配置し、抹茶や菓子など軽飲食を提供 ・土産品の販売 ・グループ代表の「茶室管理規程」に基づき、小間や控えの間の貸出等を運営 ・清掃や接客のほか、園内外の情報を提供 |
| 管理休憩棟 （旧吉田茂邸地区における利用者の休憩施設） 年末年始を除く通年営業 | ・本公園や吉田茂に因んだハガキやローズティーの販売、周辺福祉施設等と連携したクッキーなどの販売 | |

【令和4年度実施計画】

- ・「城山庵」では、茶会や茶道教室を開催します。
- ・一般利用者への小間（茶室）や控えの間（書院）の貸出を行います。
- ・呈茶席では、抹茶やコーヒー等の飲み物、季節の和菓子や地産品などを提供します。
- ・利用者の要望などを受け、メニューの見直しなどを適宜実施します。
- ・管理休憩棟において、本公園や吉田茂に因んだお土産品を販売します。

■安全衛生管理

- ・施設において食中毒や食品衛生法違反を起こさないように、食品衛生上の管理運営を徹底します。
- ・食品衛生責任者を配置します。
- ・保健所の許可（飲食店営業許可等）、消防署への届出（防火対象物使用開始届）等、を適切に実施します。

【令和4年度実施計画】

- ・食品衛生責任者を配置し、食品衛生上の管理運営を徹底します。

■管理事務所等での物販

- ・グループ代表が企画する「花とみどりのフォトコンテスト」の入賞作品を中心に構成する「花とみどりフォトコンテスト入賞作品カレンダー」を管理事務所等で販売します。 1部500円（税込）

【令和4年度実施計画】

- ・「花とみどりフォトコンテスト入賞作品カレンダー」を管理事務所等で販売します。

計画書6「利用料金の設定・減免の考え方」

(1)利用料金の設定(有料施設がある場合のみ)

駐車場、自動販売機の料金設定及び減免については、民間も含めた同様の施設、近隣施設などの料金や減免方策も考慮した上で、公の施設として相応の料金を設定し、県平塚土木事務所の許可を得て実施します。

ア 駐車場

第1駐車場と旧吉田茂邸地区駐車場について、年末年始を除く土日祝日に時間制有料として運営します。料金設定は普通車、大型車に区分します。

| 期間 | 通年（年末年始を除く土日祝日有料） | 利用時間 | 9:00(第1は8:30)～17:00 |
|------|-------------------|-------------------------|-----------------------|
| 台数 | 中型車以上2台、普通車60台 | | |
| 利用料金 | 区別 | 大型車 | 普通車 |
| | 土日祝日（年末年始を除く） | 1,200円/時間 以降600円/30分 | 300円/時間 以降150円/30分 |
| | 平日 | 無料 | 無料 |

※駐車料金、減免対象の他、駐車場管理の基準については、「大磯城山公園駐車場管理基準」を作成し、同基準に基づき管理します。

| | |
|------|--|
| 実施体制 | 発券・精算機を活用し、直営で駐車場を運営/緊急時等の総括的なお客様対応は管理事務所及び旧吉田茂邸地区管理休憩棟で行う/売上金の集金は[]で実施 |
| 業務内容 | 駐車場機器の保守点検委託、売上金の集金及び納金、釣銭及び駐車券の補充、事件や事故発生時（機器破損等）の対応、両替金の準備等 |

【令和4年度実施計画】

- ・公の施設として相応の料金を設定し、県平塚土木事務所の許可を得て実施します。

自動販売機

自動販売機については、専門業者へ設置管理及びフルオペレートを委託し、販売品目や防犯対策、省エネ等について適切に指導します。

| | |
|--------|---|
| 販売価格 | 飲料 80 円～220 円程度（カップ、缶、ペットボトルなど） |
| 実施体制 | 専門業者へ設置管理及びフルオペレートを委託 |
| 業務委託内容 | 商品補充、品質管理、容器回収、売上金収納管理、釣銭補充、機器修繕、事件や事故発生時(機器破損等)の対応 |
| 指導監督方法 | 販売品目、防犯対策、省エネ等について監督し必要に応じて指導／月次売上報告、機器の点検状況等について監督し、必要に応じて指導 |

【令和4年度実施計画】

- ・専門業者へ設置管理及びフルオペレートを委託します。

(2)減免の考え方（有料施設がある場合のみ）**ア 駐車場**

ユニバーサルな対応を推進する観点から、以下のように駐車場料金を減免します。

減免対象

- ・全額免除の対象
 - (1)社会福祉事業を展開する社会福祉法人等非営利団体が事業のために公園を利用する場合
 - (2)義務教育諸学校、高等学校、幼稚園及び保育所の児童又は生徒が、学校の教育活動として公園を利用する場合
 - (3)地域的な市民の組織が公共的目的で社会活動、体育活動を公園で行うため利用する場合
 - (4)国、県、市町村が行政目的のために主催する行事又は事業に参加する団体が利用する場合
 - (5)身体障がい(児)者、知的障がい(児)者、精神障がい者が公園施設を利用する場合
 - (6)公共的団体が公共の用に供するために公園を利用する場合
- ・5割免除の対象

電気自動車で駐車場を利用する場合で、神奈川県産業労働局産業部エネルギー課が発行する『神奈川県E・V・FCV認定カード』を提示した場合。ただし、神奈川県が『E・V・イニシアティブかながわ』を推進する期間に限る

【令和4年度実施計画】

- ・県立都市公園駐車場管理基準に基づき、減免の運用を行います。

イ 自動販売機

減免はありません。ただし、大規模災害発生時に、公園職員の判断で機内の飲料を滞留者や避難者に対し無償で提供します。

【令和4年度実施計画】

- ・減免はありませんが、大規模災害発生時に、滞留者や避難者に対し無償で提供します。

計画書7「利用者対応・サービス向上の取組」

(1) 接客や利用者との対話、公園利用ルールの利用者への助言、指導等の考え方

ア 基本的な接客や利用者との対話の考え方

子どもから高齢者、障がい者、外国人等、誰もが安心・安全・快適に公園を利用していただけよう、スタッフ全員が以下に掲げるおもてなし五箇条を理解・実践し、利用者との双方向コミュニケーションを重視したホスピタリティ溢れる接客をします。

旧吉田茂邸地区では、引き続きNPO法人大磯ガイド協会と連携して常設ガイドを置き、周辺観光案内も含めた接客対応機能を強化します。

園内で大磯町が管理運営する大磯町郷土資料館や旧吉田茂邸とも情報共有や連携を図り、公園利用者がこの公園を利用して「本当に良かった」と思える接客を目指します。

また、本公園では、魅力ある景観づくり、特に日本庭園に力を入れていることから、季節ごとの花の情報を職員が共有し、利用者の案内を行います。



公園スタッフが着用するユニフォーム

おもてなし五箇条

【笑 顔】常に明るく笑顔で対応します。

【挨拶】お客様に積極的に挨拶をします。

【身だしなみ】ユニフォームを着用し、名札を見やすい位置につけ、お客様に声をかけていただきやすいよう、身だしなみを清潔に保ちます。

【誠 実】問合わせや苦情には、相手の気持ちに寄り添い、誠意をもって対応します。

【カイゼン】お客様との対話を通じて利用者ニーズを把握し、サービス向上につなげます。

イ 接客や利用者との対話の具体的な取組

■利用案内の手引き（仮称）の作成 <NEW>

本公園の基本情報、利用ルール、施設の利用案内、開花情報、交通案内、周辺の施設情報等、利用者から聞かれることが多い事項を記載した手引きを作成し、全職員が携帯します。接客対応の際には、記載内容をもとに全職員が共通した認識で対応します。

■おもてなしバッグの携帯

コミュニケーションボード、公園パンフレット、近隣観光マップ、ゴミ袋、公園利用案内の手引き（仮称）等を入れた「おもてなしバッグ」を携帯し、様々な対応に備えます。

■窓口での対応

本公園では、旧三井別邸地区と旧吉田茂邸地区の両地区に案内窓口を設置し、公園を利用される多くの方の受付・案内について、お待たせしない笑顔の対応や適切な情報提供に努めます。

■情報の共有による利用者サービスの向上

日々の朝礼や情報伝達ツール（業務連絡ボード、月予定表、連絡ノート）、所内会議（月1回）を活用してイベントや見どころ、維持管理作業計画等の公園に関する様々な最新情報に加え、利用者からの要望やご意見についてスタッフ全員で共有するとともに、より良い改善策を話し合い、サービスの更なる向上につなげていきます。遺失物に関しては、管理台帳によりスタッフ間で情報を共有し、「施設占有者のしおり（神奈川県警察本部）」に則り適切に処理します。

■ユニバーサルなサービスの提供

子どもから高齢者、障がい者、外国人等、誰もが安心・安全・快適に公園を利用していただけるよう、ユニバーサルなサービス※を提供します。※詳細は計画書7(3)に記載

【令和4年度実施計画】

- ・おもてなしバックを携帯します。
- ・窓口でのお待たせしない笑顔で親切な情報提供に努めます。
- ・朝礼や情報伝達ツール等により、スタッフ間での情報共有を図ります。
- ・ユニバーサルなサービスの提供に努めます。

ウ 公園利用ルールの利用者への助言、指導等の考え方

すべての利用者が公平・公正に気持ちよく公園を利用していただけるよう、条例や規則に違反している場合や危険な行為、他の利用者の迷惑となる行為等はもとより、本公園では犬のノーリード、無許可でのドローン使用なども禁止しています。

また、利用者相互の安全確保として、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のためのルール※を策定しました。※詳細は提案書9(2)に記載

■利用ルールの策定

条例や規則等に規定された利用ルール以外に、利用者間の調整等のために策定が必要なルールについては、利用者や利用団体等から多様な意見を聴取し、県とも協議したうえで、公平・公正な利用ルールを策定します。

■利用ルールの主な項目

| 項目 | 主な指導内容 |
|-------------|---|
| 利用マナーの向上 | ・ポイ捨て、火遊び、車等の乗り入れ、破壊行為、立入禁止区域への侵入、ドローンの使用等、犬のノーリード利用等 |
| 施設の適正な利用方法 | ・旧吉田茂邸地区庭園内での食事の禁止 |
| 受動喫煙に関するルール | ・健康増進法及び神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例に基づいた屋外での配慮及び特定の施設における禁煙 |
| 園内の自然環境の保全 | ・動植物採取の禁止等 |
| 新型コロナウイルス対策 | ・マスク着用、消毒の徹底、ソーシャルディスタンスの確保等 |

■利用ルールの周知等

これらの利用ルールはピクトグラムを用いるなどの工夫をしながら、園内看板、ホームページ、パンフレット等で広く周知します。対面でルールを説明する際は、複数での対応を基本とし、相手の立場、気持ちに配慮して対応します。

【令和4年度実施計画】

- ・利用者間の調整等のため策定が必要な利用ルールについては、県とも協議のうえ策定します。
- ・利用ルールはピクトグラムを用いるなどの工夫をしながら、園内看板、ホームページ、パンフレット等で広く周知します。
- ・対面で説明する際は、複数での対応を基本とします。

エ マニュアルの整備や研修によるスキルの向上

ホスピタリティ溢れる接客をするため、接客マニュアルの整備と研修を行います。

■接客マニュアルの整備

言葉づかいから身だしなみ、電話対応、クレーム対応まで、接客対応に必要な内容が網羅された接客マニュアルをグループ代表本部で整備しています。

■研修の実施

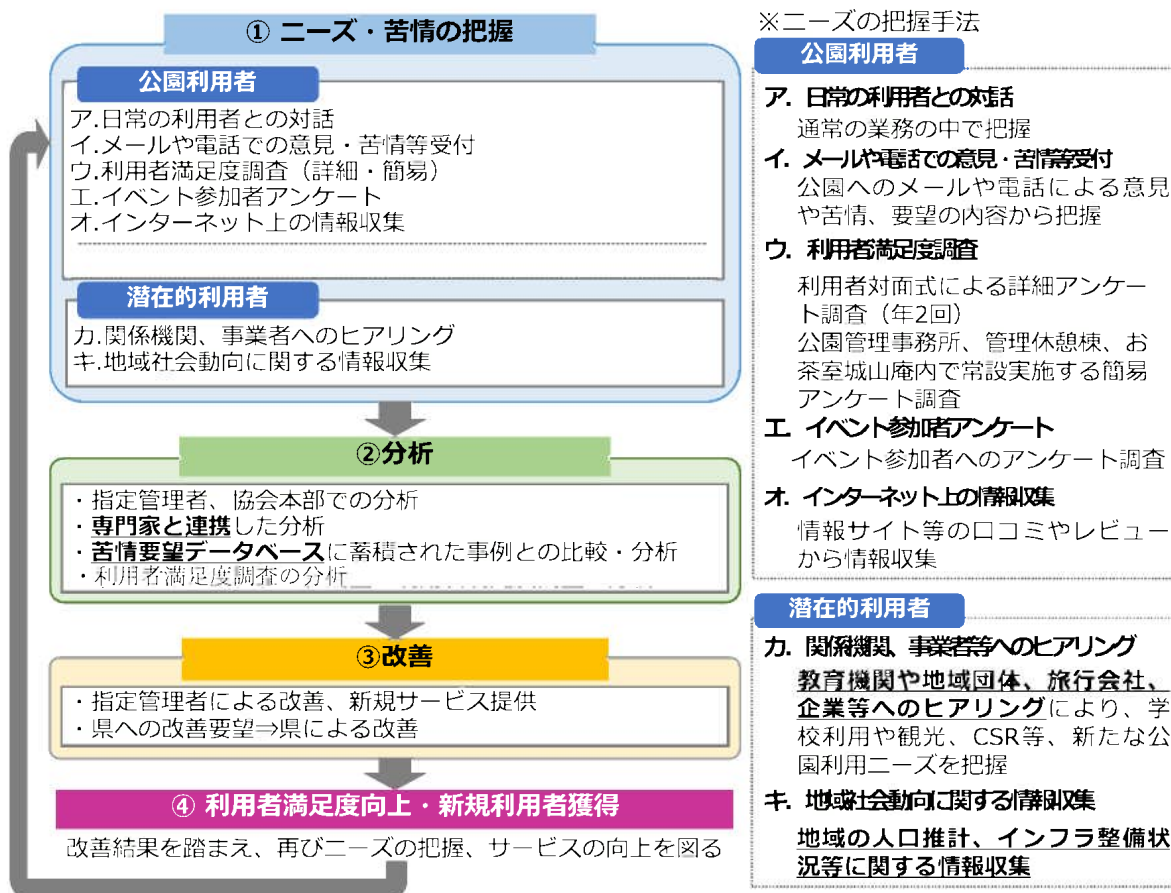


【令和4年度実施計画】

- ・接客マニュアルに基づいた接客対応を行います。
- ・接客研修、日常の接客チェック、庭園内樹木に関する研修等を実施します。
- ・受付スタッフは、必要に応じて手話講習会等の研修を受講します。

(2) サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等

公園を利用されている利用者のみならず、これから公園を利用する可能性のある潜在的利用者を含め、「①ニーズや苦情を的確に把握」「②分析」のうえ、「③運営を改善」することで、「④利用者満足度の向上、新規利用者の獲得」を図ります。



【令和4年度実施計画】

- ・利用者満足度調査、イベント参加者アンケート等を実施します。
- ・情報サイト等からの情報収集に努めます。
- ・データベースソフトを用いた事例の蓄積を行います。

(3) 外国人、障がい者、高齢者等誰もが円滑に施設利用するための、コミュニケーションにおける工夫及び必要に応じた支援の方針

外国の方への多言語での対応に努めるほか、「ともに生きる社会かながわ憲章」の趣旨を踏まえ、障害者差別解消法に基づく障がい者への合理的配慮、高齢者への配慮、子育て世代が安全・快適に利用できる環境を整え、ユニバーサルな対応を推進します。バリアフリー対応の状況やユニバーサルな対応の内容はホームページやパンフレット、園内看板等で情報提供します。

また、公園利用者や外部の専門家との対話や意見聴取の機会を積極的に設け、常にサービスの改善に努めます。

ア 外国人利用者への対応

大磯町では訪日外国人観光客の誘致を進めており、本公園においても今後、外交人観光客の利用増加が見込まれるため、外国人観光客にもわかりやすく、快適かつ安全な利用環境の提供に努めます。



【利用案内】 JIS 規格に準じたピクトグラムによる案内を自主財源で設置／翻訳機器や翻訳アプリの導入／英語コミュニケーションボードの設置／公共交通機関の多言語案内の配布【安全確保】 作業時の制札や立入禁止区域の多言語表記と「やさしい日本語」表記

【令和4年度実施計画】

- ・ピクトグラムによる案内を設置します。
- ・制札等へのやさしい日本語の活用等により安全の確保に努めます。

イ 障がい者への対応

合理的配慮により、障がいのある方（身体、知的、精神、心身の機能障害等）とその家族、支援者、介助者等が利用しやすいサービスを提供し、心のバリアフリーを念頭においた利用者対応に努めます。

■ 物理的環境への配慮

公園管理事務所及び管理休憩棟で車いすの貸出／バリアフリーマップの提供／身体障がい者向けサービスの周知／車いす利用者の視線を意識した展示の作成

■ 意思疎通の配慮

【視 覚】 読み上げ機能に配慮したホームページの運用／神奈川県「色使いのガイドライン」に則った園内掲示物や配布物の作成

【聴 覚】 コミュニケーションボードの設置／筆談対応／電話以外の問い合わせツールの用意（ホームページ、メール、FAX）

【その他】 「ほじょ犬マーク」の表示／知的障害者等との会話は、ゆっくり、丁寧に対応／障害者の支援者、介助者等も含めた丁寧な対応

【令和4年度実施計画】

- ・公園管理事務所及び管理休憩棟で車いすの貸出等、物理的環境への配慮を行います。
- ・視覚、聴覚、その他障がい者への意思疎通の配慮として、「色使いのガイドライン」に則った園内掲示、コミュニケーションボードの設置や筆談対応等を行います

ウ 高齢者への対応

本公園には再建された旧吉田茂邸の他、日本庭園やお茶室、国登録有形文化財等が点在していることから、高齢者の利用も多いため、バリアフリー園路の整備や手すりの設置等により高齢者が利用しやすい環境を整えます。

【令和4年度実施計画】

- ・バリアフリー園路の整備については、県平塚土木事務所と役割分担について協議調整のうえ、必要に応じて手摺の設置等を行います。

エ 子育て世代への対応

ふれあいの広場やひかりの広場を中心に親子連れの利用が見られます。誰もが楽しめる公園として、授乳スペースの確保に努めるなど、子育て支援策を充実します。

令和4年度実施計画】

- ・旧吉田茂邸地区管理休憩棟スタッフ控室を授乳室として利用します。
- ・小便器へ男児用の踏み台を用意します。
- ・掲示物へのルビ振りを進めます。

(4) 神奈川県手話言語条例への対応

神奈川県手話言語条例の制定を受け、グループ代表本部において職員を窓口配置するほか、コミュニケーションボードの活用や筆談や大きな声で対応する用意ができていることを示す「耳マーク」を公園管理事務所及び管理休憩棟に掲示します。

| | |
|-------------------------------|---|
| 手話の使用環境、 聴覚障がい者の 利用環境向上 | 職員による対応 ・コミュニケーションツール（コミュニケーションボード）を設置 ・電話以外の問い合わせツールの用意（メール、FAX） |
|-------------------------------|---|

■提案内容の実現に向けたバックアップ体制**■本部のバックアップ体制**

グループ代表本部では、接遇対応や手話の普及等を推進する部署を設けており、各種研修の実施体制を整えています。

■公益事業としての予算の充当

ピクトグラムを設置や点字パンフレット、4か国語対応のホームページ導入等にあたり、指定管理料のほか、グループ代表の公益事業の独自財源「SDGs推進事業積立資産」を充当して予算を確保します。

【令和4年度実施計画】

- ・受付にコミュニケーションボードを設置します。
- ・「耳マーク」を管理事務所および管理休憩棟に掲示します。

計画書 8 「日常の事故防止、緊急時の対応」

(1) 指定管理業務を行う際の公園の特性を踏まえた事故防止等の取組内容

日常の事故防止においては、想定されるリスクを事前に管理し、リスクの発生による損失を回避し、不利益を最小限におさえる「リスクマネジメント」の考え方を取り入れ、リスク抽出、分析・対策立案、実行、再評価により、事故の未然防止を図ります。

| リスク抽出 | リスク分析・対策 | 業務への反映 |
|---|--|---|
| 業務上のリスク洗い出し 利用者意見、現場職員の見 過去の事故、ヒヤリハット履歴 | 緊急性、切迫性の評価 緊急事案への即時対応 中長期事案への暫定対応（県協議） | 公園ハザードマップへの反映 事例の共有（会議、事例集） リスクマネジメント研修実施 |

事故防止の観点から見た本公園の特性

| | |
|------------|---|
| 地形・立地 | 高麗山に連なる丘陵地に立地しているため、階段や斜路が多い。 |
| 樹林地管理での対応 | 自然のままの山林を利活用しているため、法面崩壊や倒木の恐れがある箇所がある。また、樹木の高齢化等に伴い危険木が増加する恐れがある。 |
| 周辺への対応 | JR東海道線、国道1号、町道、住宅に隣接し倒木等による影響が大きい。 |
| 津波への対応 | 園内や周辺に津波浸水想定区域があり、大磯町の津波避難場所に指定されている。（旧三井別邸地区） |
| 施設の老朽化への対応 | 施設の老朽化に伴う破損事故の恐れがある。 |

本公園におけるリスク分析と対策例

| リスク対策 | リスクの事象例 | 具体的な対策例 |
|-------|---------------------------------------|---|
| 回避 | 階段や斜路での転倒 法面崩壊や倒木による被害 大津波による被害 | 落ち葉等の清掃、必要により注意看板の設置 巡回や施設点検時の法面確認、危険木の早期発見と除去 町や地域と連携した避難訓練の実施、注意看板の設置 |
| 低減 | 草刈払いによる飛散物 | 飛散防止具の使用、飛散リスクの低い器具使用 |
| 移転 | 高所や危険を伴う作業 専門性を要する施設の修繕等 | 専門業者への委託 |

ア 事故防止の体制

園長を危機管理責任者とした園内体制及び当協会本部の支援体制を確立するとともに、関係機関や地域と連携した体制強化、情報共有、巡視の徹底等により、事故の未然防止を図ります。

■事故不祥事防止会議

グループ代表本部及び各園長等で構成し、これまでの公園管理ノウハウと事故やヒヤリハット事例をもとに事故情報の共有と再発防止策を検討・実施しています（原則月1回）。



■定例主任会議・毎朝の作業前ミーティング等

月1回、園長・副園長・総務主任・公園管理主任による会議を開催し、各月の作業計画や作業内容に応じた安全管理事項の確認、他公園での事故事例の共有等を行い、安全管理レベルの向上に努めています。

【令和4年度実施計画】

- ・園内体制及びグループ代表本部の支援体制を確立します。
- ・関係機関や地域と連携した体制強化、情報共有、巡視の徹底を図ります。
- ・事故不祥事防止会議（グループ代表本部）、定例主任会議を実施します。

イ 具体的な事故防止の取組

(ア) 施設別の安全対策

日頃の巡視点検を安全管理の基本と捉え、点検と連動した速やかな安全対策を行います。

■“慣れ”と“見落とし”を防ぐ工夫

同じ職員が同じルートでの巡視を続けて行わないようにすることや、逆回りで巡視を行うことにより、普段の点検の慣れと見落としを防ぎます。

■「施設点検パトロール」

通常のパトロールとは異なる視点によるチェックを行うため、グループ代表全体で本部職員や他の公園職員による点検を年1回実施します。

■「全園一斉施設点検パトロール」

グループ代表の公園管理運営士資格を有する職員による施設点検を行い（年1回）、その結果を公園職員と共有し、改善策をともに考え、実行します。


| 主な施設 | 安全管理のための具体策 |
|------------------|---|
| 樹林地 ・ 植栽樹木 | <ul style="list-style-type: none"> ・枯損木や枯枝、倒木の発生可能性が高いエリアは特に重点的なパトロールを実施。特に強風や大雨後には点検・巡視を実施し、倒木等を早急に処理 ・接触事故防止のため、園路沿いにはみ出した枝を重点的に刈込み ・危険な生物（スズメバチ等）の目撃情報収集と早期発見、駆除 ・危険斜面の整備、XXXXXXXXXXの境界部の危険樹木の早期発見、早期報告 |
| 園路・ 階段 | <ul style="list-style-type: none"> ・XXXXXXXXXXや陥没による不陸等の点検、補修 ・XXXXXXXXXXなどを重点的に点検、補修 ・XXXXXXXXXX等の点検、補修 |
| 池・流れ | <ul style="list-style-type: none"> ・池の四阿のXXXXXXXXXX等の点検 ・XXXXXXXXXXにひび割れ等の異常がないか等の点検 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・園内の木製ベンチ、手すりの破損、ぐらつき、ささくれなどの点検 ・音声案内看板サイン等の動作確認 |

【令和4年度実施計画】

- ・日頃の巡視点検等と連動した速やかな安全対策を行います。

(イ) 日常作業の安全確保

■ 来園者に対する安全確保

| | | |
|--------------|---|---|
| 作業時間の配慮 | ・ [REDACTED] |  <p>ロータリー式 刈払機</p> |
| 作業エリアの確保 | ・ 明るい時間帯での作業エリア安全確認、安全性の高い刈払機の使用徹底、小石の飛散等が起きる可能性のある機械作業にあたっては、来園者が作業エリアに立ち入らないように立入禁止措置 | |
| 来園者への周知 | ・ 作業場所、作業内容等を看板等で来園者に事前周知 ・ 園路通行止めを伴う作業の場合は、迂回路案内看板を設置 | |
| 農薬使用の軽減と適正使用 | ・ 農薬の使用は、「公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル」、「病虫害雑草防除基準」に基づき安全管理のもとで実施 | |
| データベース化 | ・ 類似事故防止のため事故情報データベース化による施設間の情報共有 | |

■ 作業員の安全確保

作業前：道具・体調のチェック、計画の作成・共有

- ・ 体調や作業内容、適切な服装や保護具の確認、視覚環境の確認（明るく見通しがきくか）
- ・ 熱中症防止のため、熱中症指数計の携行や、暑さ指数（WBGT）を加味した作業計画の作成（作業環境が悪い場合の事前中止や延期を含む）、水分補給、空調作業服導入の促進

作業中：確実な保護具着用、周辺安全確認

- ・ 労働安全衛生法に基づく適切な保護具（保護メガネ、安全靴、プロテクター）の着用
- ・ 作業内容に応じた監視役の配置や適切な休憩
- ・ 相互確認ができる距離での作業の実施
- ・ スズメバチ対策（トラップ設置、ポイズンリムーバー、駆除スプレアの携帯、スズメバチのアレルギー検査の受診等）の実施

作業後：ふりかえり、次回への反映

- ・ ヒヤリハットの確認と次回作業への反映、適切な現場の片付け、後処理

■ ルールの徹底のための抜き打ち検査

日々の安全確認に加え、安全管理が適切に履行されているかを確認するため、年2回グループ代表本部職員等が抜き打ちで検査を行います。

| 主な施設 | 安全管理のための具体策 |
|------------------|---|
| 樹林地 ・ 植栽樹木 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 枯損木や枯枝、倒木の発生の可能性が高いエリアは特に重点的なパトロールを実施。特に強風や大雨後には点検・巡視を実施し、倒木等を早急に処理 ・ 接触事故防止のため、園路沿いにはみ出した枝を重点的に苜込み ・ 危険な生物（スズメバチ等）の目撃情報収集と早期発見、駆除 ・ 危険斜面の整備、[REDACTED]の境界部の危険樹木の早期発見、早期報告 |
| 園路・ 階段 | <ul style="list-style-type: none"> ・ [REDACTED]や陥没による不陸等の点検、補修 ・ [REDACTED]などを重点的に点検、補修 ・ [REDACTED]等の点検、補修 |
| 池・流れ | <ul style="list-style-type: none"> ・ 池の四阿の[REDACTED]等の点検 ・ 堤[REDACTED]にひび割れ等の異常がないか等の点検 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 園内の木製ベンチ、手すりの破損、ぐらつき、ささくれなどの点検 ・ 音声案内看板サイン等の動作確認 |

【令和4年度実施計画】

- ・来園者対策として作業時間の配慮、作業エリアの確保、作業等の事前周知、農薬使用の軽減を実施します。
- ・作業員は作業前、作業中、作業後に事故防止のための確認や取組み等を実施します。
- ・グループ代表本部職員による抜き打ち検査を実施します。

ウ 防犯対策**(ア) 園内での具体的な防犯対策**

死角となる箇所での犯罪防止、施設へのいたずら防止等のため、毎日のパトロールを基本に、園内掲示や放送、警察との連携により防犯対策を講じます。

■パトロールの充実強化

日常パトロールや園内利用者からの情報により、園内の樹林地や生垣の見通し確保、園路灯の点灯チェック、トイレ周辺等の死角の減少

(イ) 地域と一体となった防犯対策**■公園の活性化による防犯**

来園者への積極的な声掛けなどで、顔の見える関係を築くとともに、ボランティア等で公園の管理運営に参加いただくなど、地域に見守ってもらえる公園とし、犯罪を防止します。

■ボランティアとの連携

本公園では、花壇管理において、地域住民が長年にわたりボランティアとして活動しています。活動を通じて得られた防犯・事故防止に関する情報は日々の交流を通じて共有し、安全管理に反映しています。

■地域の関係機関（市町村、自治会、警察、消防、学校等）との連携

犯罪や事故情報に関する情報の共有やイベント等の開催情報の共有を図り、地元の警察や消防、学校、自治会と顔の見える関係を構築します。

大磯城山公園活用連携協議会

本公園と大磯町内等の関係機関及び団体等で「大磯城山公園活用連携協議会」を構成しています。本協議会では、地域のニーズや意向を反映した魅力ある公園を創出することを目的として、年1回の意見交換会や日頃の情報交換を行っており、その中で地域の事故・防犯情報についても共有化を図り、事故発生時には、相互に即座に対応できるようにしています。

子ども 110 番の家

子どもや女性、地域住民が何らかの犯罪被害に遭いそうになって助けを求めてきた場合などに、その人を保護するとともに、警察署、近隣小中学校、家族等へ連絡する等の措置を行う「子ども 110 番の家」に登録し、地域防犯の一翼を担います。

【令和4年度実施計画】

- ・毎日のパトロールを基本に、警察との連携により防犯対策を講じます。
- ・来園者への積極的な声掛けなどを行います。
- ・地元の警察や消防、学校、自治会と顔の見える関係を構築します。
- ・「子ども 110 番の家」に登録します。

工 防火対策

- ・消防法に基づく「消防計画」を建物施設の災害対応マニュアルとして活用
- ・建物施設が改変された場合等には必要に応じて計画の見直しの実施
- ・たばこの投げ捨て禁止や喫煙マナーの周知等、火気禁止のルール徹底
- ・定期的な消防設備の点検、日頃から電気製品及び周辺環境の整備(漏電防止の徹底)を行うとともに、必要に応じて消防署の指導を受ける。
- ・不審者情報があった場合は必要に応じて巡視強化、警察への巡視要請
- ・七賢堂や兜門等の重要な建築物や電気を使用している建物の周辺や内部に消火器を配置、火災発生時には迅速な初期消火に努める。
- ・旧吉田茂邸で夜間に火災発生警報が発報された場合には、管制センターを通じて夜間警備員に連絡が入ることになっており、現地確認の状況に応じて消防署へ連絡や初期消火活動
- ・消火訓練として、消防署員による講義、消火器を用いた消火実地訓練、消防車による放水訓練等を実施
- ・郷土資料館や旧吉田茂邸と連携して火災へ対応できるよう、大磯町と連携した消火訓練に取り組む

【実績】文化財消火訓練（令和2年2月）

大磯町消防本部や消防団、町職員ら約60人が参加して、消火訓練を実施しました。職員による119番通報と初期消火、来園者らの避難誘導、駆け付けた消防隊による放水の一連の流れを確認しました。



【令和4年度実施計画】

- ・たばこマナーの周知等、火気禁止ルールを徹底します。
- ・重要建築物等の周辺に消火器を設置し初期消火に努めます。
- ・消火訓練を実施します。（年1回以上）

オ 安全管理のマニュアル等の整備

職員全員が安全管理の意識を共有し、一貫した対応とチェック体制を構築するため、次のようなマニュアルを整備しています。これらは必要に応じて内容を見直し、更に改善していきます。

【令和4年度実施計画】

- ・各マニュアルの整備、必要に応じた見直し、運用を行います。

カ 安全管理を確実に実行するための研修等

労働災害防止、安全と健康の確保のため、労働安全衛生法に基づき、安全衛生推進者を配置するとともに、職員研修やOJTの実施、外部研修への参加により、職員の意識や技能向上を図ります。

【令和4年度実施計画】

- ・ [] を行います。
- ・ [] 研修を実施します。
- ・ [] 等、必要に応じて外部研修を受講します。

(2) 樹林地の過密化や巨木化等に起因する災害を未然に防止する点検等の考え方

大磯城山公園は、旧三井別邸地区の一部開園から30年以上経過しています。また、開園以前から敷地内の山林に自生していた樹木も多く、全体的に樹木の老齢化、高木化が

進んでいます。こうした状況を踏まえ、日常の巡視において、園路沿いや広場付近など、来園者の安全確保が重要な箇所やJ R敷地、国道1号、町道及び民家に隣接している枯損木や枯れ枝の状況や病虫害の状況を点検し、必要に応じて、県平塚土木事務所と協議の上、伐採や樹木医による診断、病虫害防除等を速やかに行っています。

今後も、日々の巡視や状況に応じた安全対策を徹底するとともに、台風シーズンの前には、集中的な点検を行い、災害の未然防止に努めます。

■ 日常の点検と対応

- ・ 広場内及び園路沿いの樹木で枝折れや倒木の危険性がある樹木をチェック
- ・ 樹木高所から園路等に落下の危険性がある枝折れや掛かり木で、撤去等の処理に時間を要する場合は、影響範囲の園路の通行止め措置。その際、可能な限り迂回路の案内を併設
- ・ 危険な生物（スズメバチ等）の目撃情報の収集、早期発見・早期対処
- ・ 危険な生物と対処を学ぶ研修実施
- ・ 防犯上の観点から、見通しの悪くなったエリアの樹木間伐

■ 集中的な点検と対応

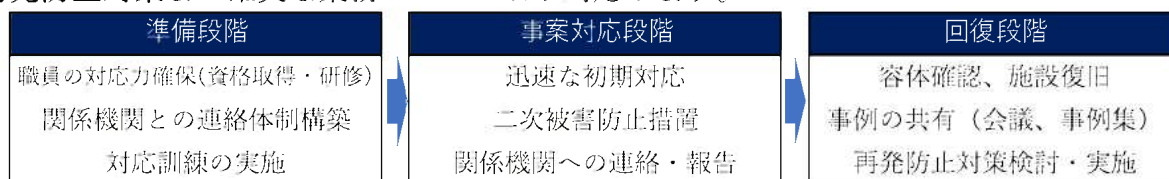
- ・ 近年巨大化する台風等での倒木に備え、XXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXの間伐や枝落としを重点的に実施
- ・ 定期的に手入れが行き届かない区域における枯損木や枯枝の発生等重点的にパトロール

【令和4年度実施計画】

- ・ 日々の巡視や状況に応じた安全対策を徹底します。
- ・ 台風シーズンの前には、集中的な点検を行います。

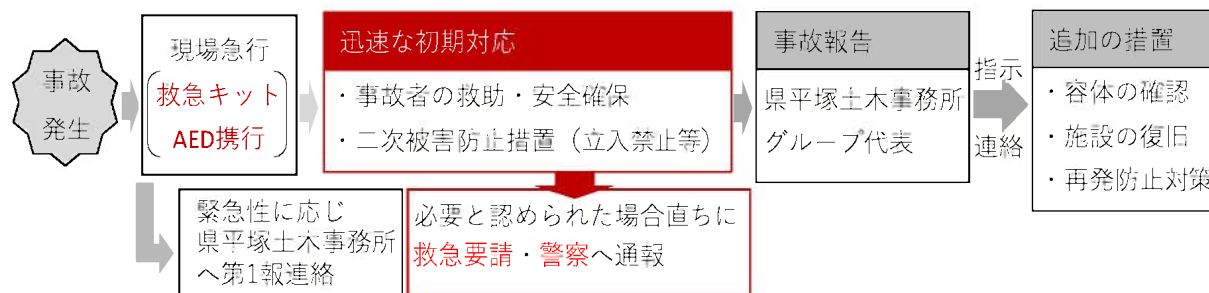
(3) 事故・不祥事等の緊急事態が発生した場合や安全管理の妨げとなりうる事案を認知した際の 応方法 (対応方針には、利用者に外国人や障がい者、高齢者が含まれていた場合を含む)

事故・不祥事等の発生時には、人命を最優先として、「クライシスマネジメント」の考え方を取り入れ、二次被害の最小化と防止、速やかな報告・情報共有、復旧等事後対応、再発防止対策まで確実な業務フローにより対応します。



ア 事故発生時の具体的対応 (利用者の安全確保)

- ・ 事故を認知した時点で、職員が救急キット等を携帯して現場へ急行し、傷病者の応急措置を行うとともに、必要に応じて、救急車等の緊急車両の要請と車両進入路を確保
- ・ 二次災害防止のため、事故現場の立入禁止措置等を実施
- ・ 応急措置後、速やかに県平塚土木事務所及びグループ代表本部に報告し、対応について協議
- ・ 夜間等、職員不在時は委託警備員と連携し、緊急連絡網により情報伝達し、状況に応じて緊急参集



イ 事故後の対応（情報連絡・事後対応）

- ・事故・不祥事等が発生した場合は、速やかな県への第1報、その後の状況に応じ「事故・不祥事に関する報告書」により、随時、適切に報告
- ・各公園に「再発防止会議」を設置し、事故原因の究明、再発防止対策の検討を行いグループ代表本部に報告するとともに、公園の全職員に周知
- ・重要な事故等については、事故不祥事防止会議に加え、グループ代表本部に「事故対策委員会」を設置し、対応方策、原因究明、再発防止対策、職員への啓発等について協議（必要に応じグループ構成企業と情報共有）

ウ 安全管理の妨げとなりうる事案への対応

犯罪予告、不審物や不審者等、公園の安全な利用の妨げとなりうる事案については、内容に応じ関係機関とも連携し、夜間等職員不在時も含め迅速な対応を図ります。

| | |
|-----------|---|
| 犯罪予告 | <ul style="list-style-type: none"> ・速やかに県平塚土木事務所及びグループ代表本部に報告後、警察等へ通報、相談 ・巡回の強化、利用者の避難誘導、施設の保全、記者発表やマスコミ対応について、県平塚土木事務所と調整を図りながら対応 |
| 脅迫や不当な要求 | <ul style="list-style-type: none"> ・複数名で対応し、記録・警察等への通報など役割分担しながら毅然とした態度で対応 ・状況に応じて、グループ代表の顧問弁護士や警察へ相談 |
| 不審物や不審者情報 | <ul style="list-style-type: none"> ・速やかに県平塚土木事務所へ報告後、巡回の強化 ・不審者を確認した際は速やかに県に追加報告と相談を行い警察へ通報 ・不審物の場合は、現場の安全確保を最優先とし、県への報告と相談後、警察や消防へ通報 ・不審者と思しき方にも、人権に配慮し慎重に対応 |

■本公園での具体的な対応例

本公園には多くの利用者がいらっしゃいます。その中には、トイレ周辺をうろつく、職員や他の利用者への不適切な発言など、不審な行動が見られる方も見受けられます。そうした方については、背丈や服装等の特徴を職員間で情報共有して、毎日のパトロールや窓口対応に反映させています。

エ 外国人、障がい者、高齢者が含まれていた場合の対応

事故発生時等における外国人等の対応についても、通常の利用者対応と同様に、コミュニケーション方法や物理的な配慮が必要です。このため安全管理上の配慮が必要なケースを想定した対応やコミュニケーションツールの活用、救護スペース等の確保を図ります。

| 元の日本語 | やさしい日本語 |
|------------------|----------------------------|
| こちらにおかけください | ここに 座って ください |
| 直ちに避難してください | 今すぐ 逃げて ください |
| 倒木による危険箇所があり立入禁止 | 木が倒れています。危ないので入ることは できません。 |

■安全管理上の配慮が必要な事項

| 想定するケース | 対象者 | 対応内容 |
|-----------------|---------------------------------------|---|
| 歩行が困難 | 高齢者、車椅子使用者、義足・人工関節使用者、視覚障害者、内部障害者、妊婦等 | <ul style="list-style-type: none"> ■ バリアフリーマップを活用した段差の少ない園路の案内、誘導 ■ 貸出用車いすの提供 ■ 避難時の職員同行 |
| 情報伝達が困難 | 聴覚障害、言語障害 高齢者、子ども、外国人 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 筆談、コミュニケーションボードの活用 ■ 注意喚起のチラシにはピクトグラムを掲載 ■ 自動翻訳機、「やさしい日本語」の活用 |
| いつもと違う状況への不安、混乱 | 知的障害、精神障害、発達障害 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 落ち着いた声で、ゆっくりとした会話 |

■多言語や「やさしい日本語」の活用

来園前に注意を呼び掛けるSNSや現地の立入規制看板等に、多言語表記や「やさしい日本語」を活用し、事故防止につながる情報アクセシビリティの向上を図ります。また、(一財)自治体国際化協会が提供する「災害時多言語情報作成ツール」も活用します。



を「やさしい日本語」を含め多言語の標示を行います。

■避難の補助、救護スペースの確保等



車椅子に加え、車椅子牽引補助装置を導入し、歩行が困難な利用者の避難、移動を支援します。また、旧吉田茂邸地区管理休憩棟のスタッフ控室を救護スペースとして確保し、簡易ベッド等を常備します。

| |
|---------------|
| けがをなおしてくれるところ |
| First Aid |
| 救護所 |
| 구호소 |

“救護所”を伝える「やさしい日本語」と多言語表示の例

オ 不祥事案（個人情報流出、瑕疵に伴う利用者の受傷倒）を認知した際の対応

■①不祥事防止策の徹底→②発生時の迅速かつ誠実な対応→③再発防止策

- ①組織として、日頃から研修などを通じて職員への不祥事防止の意識醸成を行うとともに、法令やグループ代表の「協会が保有する個人情報の取り扱いに関するガイドライン」など各種規定やガイドラインに基づき適切に業務を遂行することを徹底
- ②不祥事が発生した場合は、すぐに被害の拡大防止と状況の把握を行うとともに、組織として責任と誠意を持って、役割分担しながら、被害を受けた方への連絡と謝罪、県への報告と早急な対応策の実施、警察やマスコミ対応などを行う。また、被害者の損害についても誠意を持って対応
- ③その後は再発防止に向けて、原因の究明や対策の検討等、組織として業務への反映や改善

【令和4年度実施計画】

- ・各項目に記載のとおり実施します。
- (※自動翻訳機は 整備の予定です。)

計画書9「急病人及び新型コロナウイルス等への対応」

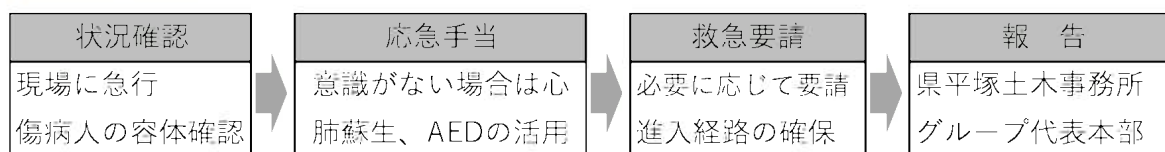
(1) 急病人等が生じた場合の対応

園・館内で急病人やけが人が生じた場合には、「安全管理マニュアル」に従い迅速に対応します。職員が病人の状況を把握した上で、応急手当や、病院や消防に連絡するほか、必要に応じて心肺蘇生やAEDの利用などの応急措置を施します。

全職員が冷静に急病人に対応できるよう、定期的な教育・訓練を行って技術習得とスキルアップを図ります。

ア 急病人が生じた場合の具体的対応

■対応の流れ



※事象ごとの対応は別表記載

■主な傷病人対応の具体例

| 傷病の事象 | 対応 |
|-------------|--|
| 園路、階段等での転倒 | 打撲・擦傷等症状の確認と応急処置、状況に応じて救急車の出動要請 |
| 虫刺され | 虫よけスプレー、虫さされ・かゆみ治療薬の提供 |
| スズメバチ等毒虫刺され | ポイズンリムーバー、虫さされ治療薬による治療、ショック症状がみられる場合は、救急車の出動要請 |
| 熱中症 | 濡れタオル、冷却剤等の持参及び屋内、日影への誘導・搬送 |
| 施設異常を伴う場合 | 異常個所の確認と立入禁止措置等 |

■近隣医療機関の情報把握と提供

本公園近隣の病院等の連絡先、診療科、休診日や休日診療の有無等を把握し、救急要請が必要ない場合においても、速やかな情報提供ができるように体制を整えます。

イ 救命に関する職員研修と備え

パート職員を含め、全職員がAEDや応急手当に関する知識や技術を取得し、緊急時に適切に行動できるように以下の講習会等も受講します。

(ア)

(イ) 防災訓練等におけるAED取扱訓練の実施

年1回実施する防災訓練の中で、避難訓練、消火訓練、AED取扱訓練等を行い、パート職員含めた全職員がAEDを操作できるようにしています。

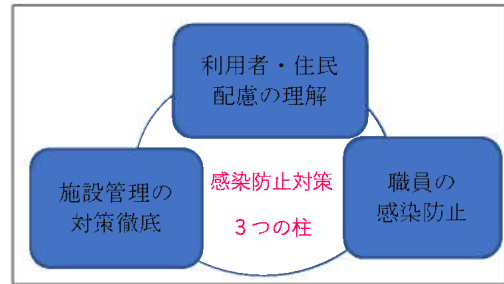
(ウ) AEDの確実な配備

管理事務所、旧吉田茂邸地区管理休憩棟に各1台ずつAEDを設置します。また、救急キットを常備して必要に応じて応急処置を行います。

(2) 新型コロナウイルス等の感染症に対する対応方針

ア 新型コロナウイルス感染症まん延防止のための取組

これまでの新型コロナウイルス感染症対応では、園内施設の利用制限やイベント中止など、社会情勢に応じて公園の利用形態も刻一刻と変化していきました。また、外出自粛により公園に人が集中することで近隣住民から意見が寄せられることも多くありました。



新型コロナウイルス感染症の蔓延防止（発生させない、拡大させない）はもちろんのこと、公園が市民の身体的・精神的な健康維持活動のための場を提供する重要な役割を担っているということにも十分留意し、取組を進めています。

具体的には、「施設の管理・運営における対策徹底による利用者の感染防止」はもとより、「利用者や周辺住民の理解促進」「職員の感染防止」を感染防止対策の柱として、感染防止の徹底を図りつつ、健康増進と憩いの場としての公園の管理運営を行っています。

(ア) 日常利用における感染防止対策

| 利用者に協力を促す事項 | 維持管理の対策 | |
|--|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ■体調が悪い時には利用を控える ■時間、場所を選びゆずりあう ■人と人との間をあける ■小まめな手洗い ■咳エチケット ■接触確認アプリの導入 | <ul style="list-style-type: none"> ■ベンチ、手すり等利用者の接触部の清掃徹底 ■パークセンター受付等にシート等で飛沫防止 ■車椅子等貸出物品は速やかに消毒 ■密となる時間帯の情報提供 ■園内放送での密回避の呼びかけ ■神奈川県「感染防止対策取組書」の掲示 | |

(イ) 感染防止を徹底するための各施設の管理

| ■各施設共通の対応 | |
|-------------------------|---|
| 利用者に協力を促す事項 | <ul style="list-style-type: none"> ■発熱等の症状がある場合は利用を控える ■利用前の手洗い消毒 ■人との距離を2m（最低1m）確保 ■大きな会話、密接した会話を避ける |
| 維持管理の対応 | <ul style="list-style-type: none"> ■入口受付等に手指消毒液を設置 ■窓口等に飛沫防止のシート設置 ■利用者が列になる部分には距離を示す目印表示 ■人の手が触れる部分の消毒・清掃 ■小まめな換気 |
| ■管理休憩棟 多目的スペース（旧吉田茂邸地区） | |
| 利用者に協力を促す事項 | <ul style="list-style-type: none"> ■室内での食事禁止 ■座席を通常の33席から12席に減 |
| 維持管理の対応 | <ul style="list-style-type: none"> ■公園案内ビデオ上映の中止 ■換気のため開口部を常時開放 ■現金の受け渡しにはコイントレーを使用 |



■お茶室 城山庵（旧三井別邸地区）

| | | |
|-------------|-------------------------|-------------------|
| 利用者に協力を促す事項 | ■4人がけテーブルを3基から2基に減使用に制限 | ■4人がけテーブル席を斜めがけ2人 |
| 維持管理の対応 | ■換気のため出入口や窓を定期的に開放 | |

■北蔵ギャラリー（旧三井別邸地区）

| | | |
|-------------|---|--|
| 利用者に協力を促す事項 | ■貸出中止 | |
| 維持管理の対応 | ■開閉できる窓がなく室内の十分な換気ができないため、当面の間、利用を見合わせる | |

(ウ) イベント時の対応**■イベント共通の対応**

- イベント参加者への検温、風邪等の症状確認
 - 接触確認アプリの導入呼びかけ
 - 参加者の連絡先の把握
 - マスク着用、小まめな手洗い消毒の呼びかけ（マスクは熱中症等の対策が必要な場合は除く）
 - 受付場所や待機場所での密を避ける立ち位置表示
 - 主催者はイベント前後の不要不急の外出を回避
- ※全国的な人の移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるイベントについては、神奈川県「新型コロナウイルス感染症コールセンター」に事前相談を行ったうえで実施します。
 ※イベント参加者数については、国又は神奈川県からの指示に従って制限を設けます。

■展示会等のイベント（例：盆栽展、似顔絵展等）

- 会場が密にならないように順路を定める
- 入場者同士の社会的距離を保つよう展示間隔を考慮し、床等に立ち位置表示を行う
- 案内等を行う際は拡声器等を使用するなど飛沫の発生、密集・密接を防ぐ



イベント参加者への検温

■講演会等の屋内イベント（例：バラ講座、日本庭園勉強会当）

- 共通の対応に加え、
- 室内を常に換気
 - 大声での会話を控えるよう案内指導
 - 管理休憩棟を使用する場合は、人との距離を確保するため利用人数を制限（使用状況により20名～30名）し、事前申し込み

■大規模イベント（もみじのライトアップ）

- ※多方面から不特定多数の来園が見込まれ、すべての来園者の連絡先把握等が困難であることから当面の間開催を見合わせています。新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ開催を検討していきます。
 ※当協会以外が主催するイベントについては、主催者が感染拡大防止対策を徹底し、確実に履行できることが明らかな場合に限り開催を認めることとします。

(エ) 職員の感染防止対策

- (体制) ■各園の安全衛生責任者（衛生責任者）を感染症予防の責任者とし、職場でのルールの周知を図る ■職員の感染が疑われる場合は保健所に協力し情報提供
- (対策) ■身体的距離の確保、マスク着用、手洗いの徹底 ■執務室の小まめな換気（毎時2回程度） ■電話、パソコン、工具等の共用の回避や手洗い・手指消毒の徹底
- (健康状態の確認) ■出勤前の体温確認 ■朝のミーティングでの態様確認 ■37.5℃以上の発熱がある場合は医療機関、保健所等の診断 ■体調不良時は年休を取得し自宅療養
- (働き方) ■1日の出勤は業務上最低人数としジョブローテーションを工夫 ■ユニフォームの小まめな洗濯 ■長時間労働を避ける ■時差出勤、テレワークの導入 ■会議、ミーティング等のマスク着用、間隔の確保
- (休憩スペース等の利用) ■対面での食事、会話を控える ■常時換気 ■共用物品の消毒

(オ) 利用者の感染が判明した場合の対応

- ・利用者から感染の報告があった場合は、速やかに県平塚土木事務所、県都市公園課、グループ代表本部に報告
- ・各施設の感染対策を確認のうえ、利用者が接触した可能性がある場所の消毒等の実施
- ・保健所等が行う感染経路確認等に情報提供を行い調査に協力

【実績】利用者や周辺住民に配慮した対応事例

イベント参加の応募受付後に、緊急事態宣言の発出により急きょイベントを中止した際には、職員が分担して迅速に応募者に対して電話でイベントに中止について連絡しました。その際、必要に応じて中止理由や今後の開催予定についても丁寧に説明しました。

(カ) コロナ禍における災害時対応

大規模災害発生時には、公園の施設に帰宅困難者等の滞留、事務所等での受け入れが想定されます。県又は町の要請に応じて避難者の受け入れを行う際は、新型コロナウイルス感染症防止に配慮した対応をとります。

| 【受入時】 | 【専用スペースを設けた受入れ】 | 【物品の備蓄】 |
|---|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・避難施設の窓口に受付を設け、非接触型体温計を用いた体温計測、体調管理シートによる体調の把握を実施 ・受付対応する職員は、マスク、手袋等を着用の上、濃厚接触を避けるために適宜で交代 | <ul style="list-style-type: none"> ・管理事務所横の管理員詰所を体調不良者専用スペースと定め、感染拡大の防止に努めます。 ・公園内の大磯町管理運営施設(郷土資料館、旧吉田茂邸)の利用等について町と連携を図ります。 | <ul style="list-style-type: none"> ・非接触型体温計 ・マスク ・消毒液 ・消毒用手袋 ・間仕切り用簡易用テント |

イ その他の感染症等の対策

発生が懸念される多様な感染症についても、衛生管理、植栽管理等を徹底し、被害の防止に努めます。

また、利用者に対し感染症に対する意識向上の啓発を行うとともに、症状や被害が確認された場合には、関係機関への連絡など迅速に対応します。

【想定する感染症等】

| | |
|-------------------------|--|
| ノロウイルス 売店、イベント時の食品出店 | <ul style="list-style-type: none"> ・調理者の健康管理の徹底、調理者の調理前後・トイレ等時の手洗いの徹底、調理場所・器具の消毒(次亜塩素酸ナトリウム)や熱湯消毒 ・嘔吐等処理の備えとして、処理セット(手袋、ビニール、消毒液等)を常備 |
| 蚊媒介感染症(ジカ熱、デング熱) | <ul style="list-style-type: none"> ・不要な水たまりをなくす(バケツ、植木鉢、竹の切り株等の水除去) ・注意看板の設置(蚊への対策について注意喚起) ・虫よけスプレーの貸し出し(パークセンター等で貸出用のスプレーを常備) |
| 鳥インフルエンザ | <ul style="list-style-type: none"> ・通常時：不審死した野鳥を見つけた場合、マスク、使い捨て手袋を装着して、死亡した鳥を素手で触らずに密閉し、段ボール箱などに入れ倉庫等に保管後、行政センターに報告 ・県内で発生した場合等：不審死した野鳥を見つけた場合、来園者が触る恐れがあるため、半径10m以上について出来るだけ立ち入り制限処理を行った後、行政センターに報告 |

【令和4年度実施計画】

- ・新型コロナ対応は、県の実施方針等に合わせて、取組を見直しながら実施します。
- ・急病人、その他の感染症について、記載のとおり実施します。

計画書 10「災害への対応（事前、発生時）」

（1）異常気象（大雨、台風、熱中症アラート等）への対応方針（事前、初動、発生時、応急復旧時）

異常気象に対しては、公園利用者や関係者（公園内事業者やボランティア活動者等）、周辺住民、公園職員の人命を最優先に判断し行動することを対応方針とします。

大雨や洪水、台風などの風水害に対しては、県や大磯町の地域防災計画とともに、グループ代表が作成した [REDACTED] に基づき、事前の備え、初動から発生時、解除後の応急復旧・報告の各段階をタイムラインに沿って、迅速かつ適切に対応します。

ゲリラ豪雨や雷など、リスク出現から被害発生までのリードタイムが極めて短いリスクについては、情報収集後、速やかに避難誘導等を行います。

熱中症警戒アラートや高温注意報が発表された場合は、公園利用者に園内放送等で注意喚起を促すとともに、作業員の熱中症対策を特に入念に実施します。

[REDACTED] 日頃から災害への備えを整えています。

ア 台風の接近、大雨洪水に関する対応**■的確な情報収集**

- ・テレビや関係機関からの情報、気象庁の「高解像度降水ナウキャスト」や大磯町防災情報メール等を活用しリアルタイムな情報収集

■タイムラインに沿った具体的な対応（台風の例）**■体制の整備**

- ・非常事態が予想される場合や県から指示があった場合には、職員の安全を確保したうえで夜間待機。また、翌日早朝等にパトロールを行い、速やかに県に報告。
- ・早朝等勤務時間外に発令された場合には、職員の安全確保、交通機関の状況を考慮しながら必要に応じて園長が総括責任者として職員を招集

※異常気象等の災害発生時の体制は、提案書 8 の事故防止体制に基づき対応

【実績】

令和元年に発生した台風15号・19号においては、による被害が全国的な課題となりましたが、本公園においては、直接的な風水害への対策に加え、必要な対策を講じ業務継続性を担保しました。

| | |
|----------|--|
| | 管理事務所に配備して、台風接近が予報されているときには、 |
| | イベント等で使用する台風シーズン前には、 としても活用 |
| | 備わっている 活用 |
| | 毎年 にあわせた操作訓練を実施 |

イ ゲリラ豪雨や雷等への対応

- **情報収集** アと同様。
- **利用者への注意喚起等** 大雨や雷注意報が発令された場合には、園内放送による注意喚起、屋内退避等呼びかけ

ウ 熱中症警戒アラートへの対応

- **情報収集** 環境省及び気象庁が発表する熱中症警戒アラートの情報収集を官庁HPや自治地メールマガジン等で確認アラートの発表がない場合でも、毎朝暑さ指数(WBGT)を確認し職員で共有
- **事前準備** 事前に危険性を確認した場合は水を多めに準備熱中症応急セットを配備
- **利用者への注意喚起等** ふれあいの広場等の広場利用者には、園内放送により休息や水分補給の呼びかけ
広場でイベント等を開催する主催者には、参加者への注意喚起を依頼するとともに、巡視により頻繁に参加者の体調確認を促す

熱中症応急セット
保冷剤、タオル、スポーツドリンク（経口補水液）、うちわ等
※意識障害の疑いがある場合は、水分は与えない

空調作業服
職員の熱中症対策としてファンのついた空調作業服の導入を促進



| WBGT | 熱中症予防運動指数 | 公園での対応 |
|---------|-------------|---|
| 33°C以上 | 熱中症警戒アラート発表 | ジョギングなどの運動中止を呼び掛け |
| 31°C以上 | 危険 | 運動は原則中止 |
| 28~31°C | 嚴重警戒 | 激しい運動は中止 10~20分おきの休憩をとり水分・塩分補給を促す 体力に自信のない方の運動軽減や中止呼びかけ |
| 25~28°C | 警戒 | 積極的に休憩 水分・塩分補給に加え、激しい運動の場合は30分おきの休憩を促す |
| 21~25°C | 注意 | 積極的に水分補給 運動の合間に水分・塩分補給を促す |

エ その他気象災害への対応

| | |
|------------------------|--|
| 大雪、暴風警報が発表された場合 | 危険が差し迫っている場合を除き、職員がパトロールを実施して園内の安全確認を行い、必要に応じてセイフティーコーンやバーなどで立入禁止の措置をとる |
| 雷注意報が発表された場合 | 速やかに雷注意報の発表を利用者に知らせ、注意喚起を行う 雷鳴が聞こえてきたら、建物内など安全な場所への一時避難を促す |
| 土砂災害警戒情報への対応 | 土砂災害警戒情報が気象庁と県から発表された場合、利用者だけでなく職員も斜面地等に近寄らないように周知する。解除後には、斜面地のクラック、漏水の有無等パトロールを実施する |
| その他の異常気象等への対応 | 竜巻注意情報が発表された時、県から光化学オキシダント緊急時措置情報が発令された時などは、園内放送により利用者に注意喚起する |

【令和4年度実施計画】

・大雨、大雪、暴風等警報発表時

大雨、大雪、暴風警報が発表された場合には気象状況に関わる情報を収集し、次のとおり対応します。

① [] 警報が発表された場合（年未年始を除く）

A) パソコンや携帯電話からの防災情報メール、インターネット気象情報の収集

B) 安全に園内をパトロールできる場合、園内をパトロールし、被害状況の確認、危険箇所の重点点検と安全措置の実施、利用者の帰宅要請、避難誘導



C) 公園管理事務所、協会本部に連絡指示体制を確保し、県平塚土木事務所と公園協会本部へ被害状況を報告

D) 台風時等には、必要に応じて時間外待機を実施

②時間外及び年未年始に発表された場合

A) 安全に園内をパトロールできる場合、[] スタッフが園内をパトロールし、被害状況の確認と安全措置を実施し、速やかに県平塚土木事務所と公園協会本部へ報告。なお、被害がない場合は警報発表後 [] に県平塚土木事務所と公園協会本部へ報告。

B) [] 安全に園内をパトロールできない場合、その旨を県平塚土木事務所と公園協会本部へ報告

C) 危険箇所の重点点検を実施し、新たな被害がある場合は、県平塚土木事務所と公園協会本部に報告

※土日祝日及び年未年始の場合は、「県平塚土木事務所」を [] とします。

(2) 公園の「震災時対応の考え方」に示す初動体制等への対応**ア 大磯町で震度4発生時****■ 配備体制**

地震発生後30分以内（勤務時間外に発生した場合は、報道による情報収集。被害発生への恐れがある場合は参集し現地確認。夜間の参集がなかった場合でも翌朝8:30までに県平塚土木事務所及びグループ代表本部に報告できるよう参集に努める）にパトロール班を編成

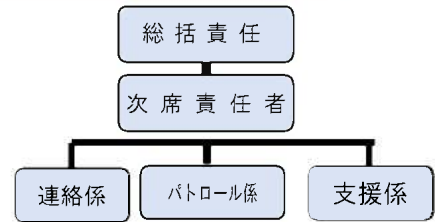
■ 初動体制

- ・園内パトロール、利用者の安全確認、機能点検の実施
- ・負傷者がいる場合は、応急措置及び救急車の手配
- ・危険箇所等は立入禁止措置、園内放送等で利用者へ注意喚起、周辺交通情報等の確認が取れた場合は帰宅を促す
- ・パトロール結果に基づき随時、県平塚土木事務所に報告
(勤務時間外であっても、被害があった場合は、県土木へ速やかに報告。)
- ・周辺住民等の避難がある場合は、北蔵ギャラリーなどで受入れ大磯町郷土資料館及び大磯町危機管理課と連携して避難所への誘導や緊急物資の配布などを実施

イ 大磯町で震度5弱以上もしくは県内で震度5強以上、大規模災害発生の場合

■ 配備体制（勤務時間内に発生した場合）

- ・原則として当日勤務している全職員が配備体制（総括責任者、次席責任者、パトロール係、支援係、連絡係）に基づき対応
- ・グループ代表本部に「本部災害対策本部」、本公園に「現地災害対策本部」を設置し組織的に対応



■ 勤務時間以外の参集体制

- ・園長は本公園に参集
- ・緊急時に落ち着いて適切な行動がとれるように、職員は携帯
- ・職員は参集し次第、県平塚土木事務所とグループ代表本部に報告
- ・震災発生後、30分以内を目標に参集できたスタッフが初動対応を行い、（津波警報以上が出た場合は自宅等の安全な場所で待機し、解除後にすばやく参集して体制を構築）
- ・第一次応急体制を確立後、1時間以内を目途に要点検個所の巡視を行い、被災状況等を把握し、県土木へ報告する。
県内震度6弱以上の場合、第2次体制として配備人数を増やすとともに、対応

| 係名 | 主な業務 |
|--------|--------------------------|
| 連絡係 | 情報の収集と報告 |
| パトロール係 | 園内巡視、被害報告、利用者誘導、応急対策実施など |
| 支援係 | 施設の点検、救援活動、物資の管理など |

ウ 初動時～緊急時～復旧・復興時の対応

大規模地震発生時には、県が示す「大磯城山公園の震災時対応の考え方」及びグループ代表ののタイムライン（防災行動計画）に沿って迅速かつ確実な対応を行います。

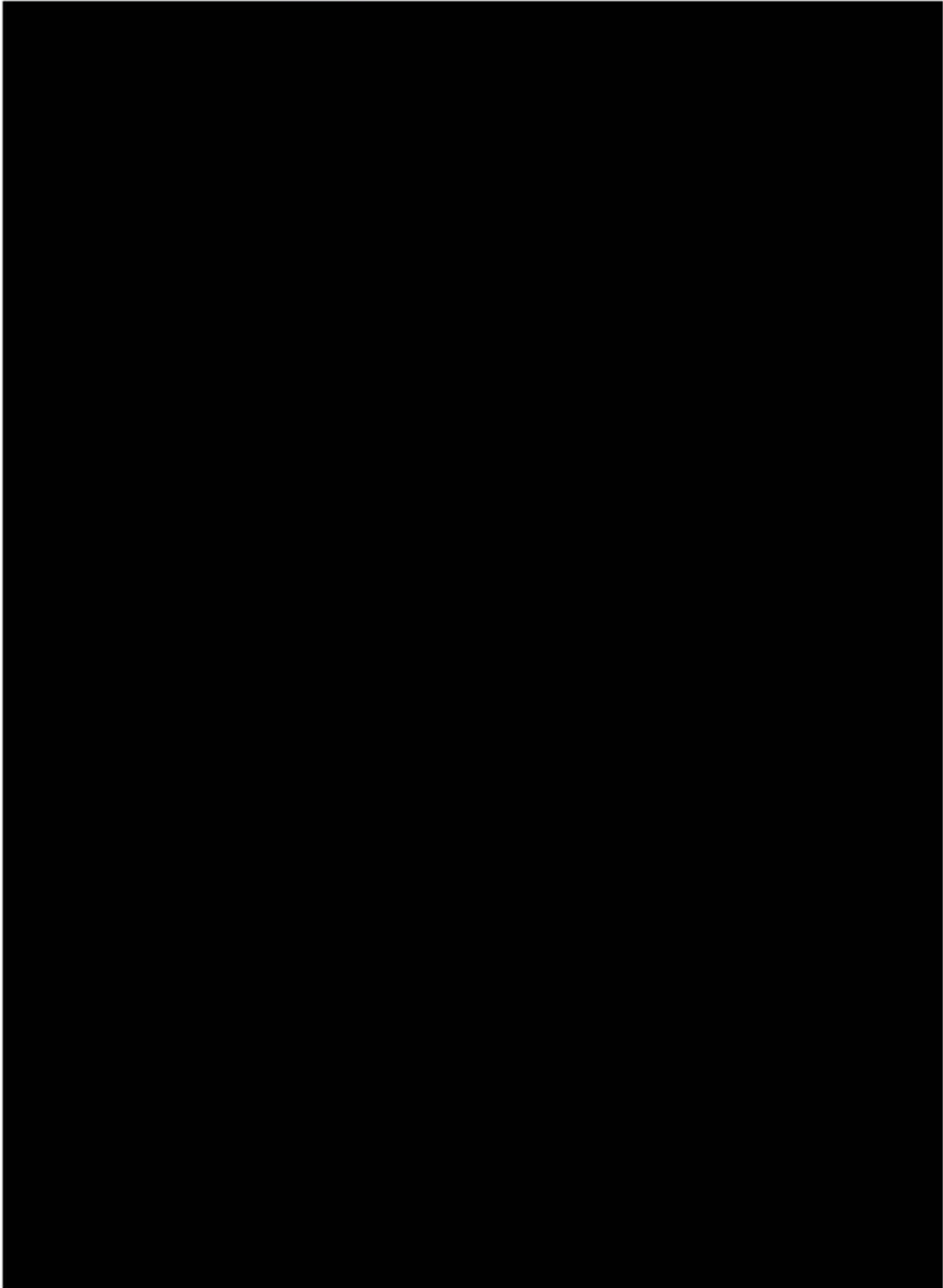
本公園は、大磯町の広域避難場所や津波避難場所などに指定されており、大磯町や周辺施設の管理者との連携のもと、広域避難場所としての機能が発揮できるよう取り組みます。また、東日本大震災や熊本地震等では、公園を避難所や仮設庁舎、仮設住宅、資材置き場等として活用した事例があり、こうした事例を踏まえ柔軟な対応をとります。

また、本公園は、県の津波被害想定図において最大津波高さ17.1m、到達時間3分（相模トラフ西側モデル）と想定されている海岸に近接しているため、津波発生時には、公園利用者や地域住民を速やかに高所へ誘導するなど、率先して対応します。

特に海岸に隣接している旧吉田茂邸地区においては、津波が発生した場合、心字池や

菜園広場の周辺が浸水想定区域に含まれるため、迅速に旧三井別邸地区の安全な高台などに利用者や職員を避難させます。また、間に合わない場合には [REDACTED] 緊急避難が必要なため、避難路の整備について、県平塚土木事務所と協議し、既に避難路が完成しています。

■タイムライン（防災行動計画）



■タイムラインに合わせた対応の重点

| | | |
|--|---|--|
| <p>初動時 発災から3時間後まで (管理事務所体制確立)</p> | <p>・急を要する連絡調整に当たっては、 [redacted] 確実性を向上</p> | <p>[redacted] [redacted] [redacted] 迅速な各公園の状況把握が可能</p> |
| <p>初動時 発災から3時間後まで (園内パトロール、避難誘導)</p> | <p>・人命優先・被害拡大防止を第一に、 [redacted] 迅速な園内の状況把握 ・感染症対策を講じた滞留者の受入れ (提案書9参照)</p> | |
| <p>緊急時 発災から3日間 (応急対策業務)</p> | <p>・トイレ、執務場所、滞留者の受入場所等の電気、水道等ライフラインの復旧にあたっては、地元企業との連携により迅速に対応 ・日頃から大磯町危機管理課や大磯町郷土資料館等と築いたネットワークを活かし滞留者支援</p> | |
| <p>復旧・復興時 発災から4日以降</p> | <p>・避難者受入れ、ボランティア活動拠点など、多岐にわたり想定される公園の活用状況に合わせ、大磯町等と連携した柔軟な対応 ・復興時には、近隣住民の憩いの場となるよう特に衛生面に配慮し避難スペース等の清掃管理を徹底</p> | |

【令和4年度実施計画】

・大地震が発生した場合

①8時30分から17時15分に震度4の地震が発生した場合 (年末年始を除く)

来園者への注意喚起等を実施するとともに、園内パトロールによる被害状況の確認と安全措置等を実施し、被害の有無にかかわらずパトロール開始時刻と被害状況を県平塚土木事務所と公園協会本部へ報告します。

②時間外及び年末年始に震度4の地震が発生した場合

地震後、園内をパトロールし、被害状況の確認と安全措置を実施して [redacted] 被害の有無にかかわらず被害状況を県平塚土木事務所と公園協会本部へ報告します。

③震度5弱以上の地震が発生した場合

災害対策活動指針に基づき職員を参集し、本部内に災害対策本部を、公園管理事務所内に [redacted] 設置します。また、地震後の対応と報告は①と同様に行います。

※土日祝日の場合は、「県平塚土木事務所」を [redacted] とします。

(3) 大規模災害発生時の公園の特性、立地状況等に応じた災害対応の考え方 (地域との連携、防災訓練、災害発生時の協力等)

ア 災害に備えた事前対策

(ア) 基本的な考え方

普段から必要な機器設備の点検と適切な維持管理を行うとともに、常に最新の地震情報を利用者に提供できるよう必要な情報の収集に努めます。

■**災害情報の受発信** 地震警報機能付きラジオやテレビに加え、スマートフォン等向けアプリケーション、携帯電話への「大磯町防災情報メール」等を活用し、起こりうる災害の情報収集を絶えず行います。

■**災害対策マップの活用と更新** 災害対策マップを作成し、緊急時に来園者が迷うことなく安全な場所まで避難できるよう掲示板などに明示します。マップは公園の改修工事の結果や周囲の状況変化に応じて適宜改訂します。

(イ) 震災時利活用施設等の維持管理

■施設の日常点検

- ・震災時に利活用が想定される施設の点検周期、方法等を定めたチェックリストを作成しパトロールを実施
- ・基本的に月1回、震災時のパトロールコースを異常の有無や動作等を確認しながら巡回

■備品類の日常点検

- ・毎年1回以上、発電機や懐中電灯、トランシーバー等の動作や残量の確認等の総点検を行い、必要な交換や更新を行う
- ・常備しておくべき資機材及び救急医薬品は数量と保管場所を示したリストを作成し、管理事務所、管理休憩棟、管理員詰所、北蔵ギャラリー（1階倉庫）に掲示し職員間で共有
- ・通常業務に使用するカラーコーンや工具類は、使用後に必ず保管場所に戻し、非常時に確実に使用できるようにする

■想定される活用施設

| 施設 | 想定される利活用 | 管理方法 |
|---------------|--------------------------------|-------------------------------|
| 管理事務所 | 情報センター、救護措置、一時避難、応援・復旧・復興活動の支援 | ・建築物点検、蓄電池の点検、日常及び定期清掃 |
| 管理休憩棟 | 情報センター、救護措置、一時避難、応援・復旧・復興活動の支援 | ・建築物点検、太陽光発電の点検、日常及び定期清掃 |
| 北蔵ギャラリー | 一時避難、物資置場 | ・建築物点検、災害用備蓄資材の点検 |
| お茶室「城山庵」 | 救護措置、一時避難 | ・建築物点検、日常清掃 |
| 大磯町郷土資料館（町管理） | 情報センター、救護措置、一時避難、応援・復旧・復興活動の支援 | ・建築物点検 |
| ふれあいの広場 | 広域避難、応援・復旧・復興活動の支援、物資置場 | ・芝生の維持管理、進入路及び周辺園路の危険物・支障物の除去 |
| ひかりの広場 | 広域避難、応援・復旧・復興活動の支援、物資置場 | ・芝生の維持管理、進入路及び周辺園路の危険物・支障物の除去 |
| 駐車場 | 物資置場、復旧・復興活動支援 | ・舗装の維持修繕、危険物の撤去 |

| | | |
|------------------|-------------|-------------|
| 園内トイレ | トイレ | ・日常清掃等 |
| 井戸、不動池、心字池等水関連施設 | 防火・消火用水生活用水 | ・ポンプ点検、定期清掃 |
| 園内放送、照明 | 情報伝達、照明 | ・点検 |

(ウ) 防災訓練・職員教育

■ 防災訓練

大規模災害発生時でも迅速かつ冷静に対応できるように各種防災訓練を実施

■ シェイクアウトプラスワン

「かながわシェイクアウト（いっせい防災行動訓練）」への事前登録を行い、県の一斉実施日に合わせて地震発生時の安全確保行動を行います。またシェイクアウト訓練に加え、以下の訓練を行います。

- ・ []、緊急連絡網の再確認
- ・ 公園での避難経路の確認

[]
 []
 [] 災害時に適切に対応できるよう訓練します。

■ 職員の意識向上の取組

- ・ [] や地元消防と連携した消防訓練では、過去に起きた東日本大震災の各公園の体験や被災地での復興支援に当たった職員の体験を盛り込み、職員各自が災害対応についての理解促進を図ります。
- ・ 緊急時には震災対応に専念できるよう、[]
 []、職員への意識付けを行います。

【令和4年度実施計画】

- ・ スマートフォン等向けアプリケーション、携帯電話への「大磯町防災情報メール」等を活用します。
- ・ 災害対策マップを掲示版などに明示、マップは状況変化に応じて適宜改訂
- ・ 各施設の日常点検及び備品類の点検を行います。
- ・ シェイクアウトプラスワン、緊急参集訓練を実施します。
- ・ 安全管理研修、消防訓練を実施します。

イ 本公園の特性、立地状況等に応じた課題と対応

(ア) 特性・課題

本公園は間に国道1号を挟んで山側の「旧三井別邸地区」と相模湾に隣接した「旧吉田茂邸地区」の2地区より構成されています。本公園は広域避難場所に指定され、地震などによる大規模災害時には地域住民が多数避難してくることが予想されます。旧三井別邸地区内に位置する大磯町郷土資料館は、「避難所」に指定されています。

また、本公園は大磯町の「津波避難場所」にも指定されており、[]
 [] ますが、一部、[] に課題があります。

(イ) 対応

旧三井別邸地区における避難場所等への主な進入口は、ふれあいの広場や大磯町郷土資料館に近い東門と第一駐車場や管理事務所に近いあいの広場があります。このうち、あいの広場から管理事務所を經由して海拔40m以上の展望台、北蔵ギャラリー、ひかりの広場に通じる園路は舗装済みで車両も通行できるバリアフリー園路としての整備が完了していますが、東門からひかりの広場等に至る園路は、県平塚土木事務所によりバリアフリー化が進められています。この園路の整備が完了した際には、災害時に安全かつ速やかに高台への避難ができるよう町や地元自治会と連携して避難訓練を実施します。

また、旧吉田茂邸地区では津波が発生し緊急避難が必要となった場合は、XXXXXXXXXX避難が必要なため、県平塚土木事務所と調整して、例えば、同事務所がXXXXXXXXXX避難スペースとして整地や備蓄倉庫の設置など基盤整備を行い、指定管理者が毛布・飲料水等の災害用備蓄資材を配備するなど、役割分担しながら緊急的な避難場所として必要な整備を実施します。

【令和4年度実施計画】

- ・東門からふれあいの広場を経てひかりの広場に至る園路のバリアフリー化工事の進捗状況に応じて、可能な場合には園路を利用した避難訓練を実施する予定です。

津波災害警戒区域指定への対応

今後、神奈川県が大磯町を津波災害警戒区域（イエローゾーン）に指定し、町による警戒避難体制の整備やハザードマップの作成等がされた際には、本公園として体制の整備や訓練の実施などの対応を行ってまいります。



(ウ) 地域との連携

■大磯町や近隣施設等との連携

災害時に限られた職員でも迅速かつ的確な対応がとれるよう、日常から利用者や大磯町、近隣自治会と協働で防災訓練を実施するなどして連携を深めます。

また、広域避難場所である大磯城山公園から、避難所である大磯町郷土資料館への誘導方法や帰宅困難者の受入れ態勢については、事前に大磯町や郷土資料館と調整し災害に備えるとともに、災害による被害状況や避難経路についての情報を迅速に避難者へ提供します。

旧吉田茂邸地区においては、緊急的な津波避難箇所としてXXXXXXXXXX一時的な避難が可能であるので、公園職員と旧吉田茂邸職員とが連携し、利用者の避難の誘導を行います。なお、XXXXXXXXXX避難場所としての整備は（イ）に記載しています。

■共同での訓練、体験イベント

| | |
|-------------------------|--|
| 消防署と連携した救急救命訓練の実施 | 大磯消防署の協力により、全職員を対象に必要なに応じてAEDを使用した心肺蘇生法の訓練を実施 |
| 地元自治会やNPO法人と連携した避難訓練の実施 | 地元自治会やNPO法人との合同により、大震災による大津波発生等を想定した避難訓練を実施。公園利用者にも参加を促す |

| | |
|-------------|---|
| シェイクアウトへの参加 | 神奈川県が企画シェイクアウトへの参加 |
| 市町村防災教育への参加 | 公園が企画したものでなく、市が企画する訓練に参加し、地域防災に関する知識を養う |
| 情報伝達訓練への参加 | 県が主催する情報伝達訓練への参加 |

【実績】 自治会と連携した防災体制等の確認

平成 25 年には、[] の防災担当の方と、園内の井戸の所在と動作を共同で行い。災害時の体制について話し合いました。また、令和元年には、[] と共同で車椅子による津波避難訓練（要支援者避難訓練）を実施しました。



車椅子による津波避難訓練（要支援者避難訓練）



旧三井別邸地区内の井戸

■利用者・近隣住民への働きかけ

具体的な施設の利活用のパネル、実際に使用する備品類の展示など、公園の災害時対応についての情報の周知、普及を行います。

（エ）災害対応物品の備蓄

| 導入品目 | 内容 |
|--------------------|--|
| 災害用備蓄品（食料、水） | 避難してきた近隣住民や帰宅困難者が避難場所（防災拠点）に避難するまでの水と食料の備蓄を進めます |
| 災害用トイレ | 一般のトイレを利用して断水時にも使用できる災害用トイレキットを配備します |
| 衛星電話、IP 無線機トランシーバー | 大規模災害時、救急や消防をはじめとする関係機関と確実に連絡取れるよう、衛星電話等の通信機器を [] 設置しています |
| 燃料等 | 日常の作業における発生材を活用し、薪等の燃料を備蓄します |
| 上履き、ヘルメット | 東日本大震災時の経験から、移動の際のケガ防止のため、上履きやヘルメットを用意します |

（オ）災害発生時の協力等について

大磯町危機管理課や大磯町郷土資料館と連携し、速やかな災害対策活動が行えるよう、必要な連絡調整を行います。また、「震災時対応の考え方」で示された避難施設等とも連絡調整を図り、強固な防災体制を構築します。

■災害復旧への協力

- ・事態終息後には、県と指定管理者の役割分担に基づき対応しますが、県による被害箇所の本格復旧の際にも積極的に協力をします。また、災害復旧活動の拠点として県や町から要請があった場合、チェーンソー、テント等の必要な機器や物品の提供や、救援活動への支援等も積極的に行います。
- ・災害発生後に大磯町から要請があれば、緊急消防援助隊活動拠点設置に協力します。

■避難所（帰宅困難者滞留）となった場合のコロナウイルス感染症対策

計画書 9（2）新型コロナウイルス等の感染症に対する対応方針に記載

ウ 災害発生時の対応及び業務継続計画（BCP）について

グループ代表では、大規模災害発生や新型インフルエンザ等の感染症の蔓延に備え、事業継続計画書（BCP）を策定しており、優先的に継続する重要な業務の設定、危機管理体制の整備、グループ代表本部にかわる災害対策本部の代替拠点等を設定し、都市公園指定管理業務を含む法人としての事業継続を図ります。

■災害時の事業継続に特に必要となる人的バックアップについて

を活かし、本公園の園長・副園長不在時にも、参集できる体制を取っています。日々の業務での連携に加え、体制を確実なものとしています。

【令和4年度実施計画】

- ・地域との連携、災害対応物品の備蓄などについて、記載のとおり実施します。

計画書 11 「地域と連携した魅力ある施設づくり」

(1) 多様な主体（地域人材、自治会、関係機関）との連携、協力体制の構築等の取組内容

本公園においては、観光面では大磯町や観光協会・商工会、ガイド協会など、防災面では消防署、警察署及び地元町内会など、施設の維持管理ではシルバー人材センターとの連携・協力を行ってきました。

これらの人材や機関等と引き続き連携し、邸園文化の発信や地域を代表するイベントの開催、安全快適な公園づくりを進めます。

| 連携先 | 内 容 |
|----------------|----------------------|
| 観光協会・商工会等 | ガイド、イベント（キッチンカー）、街歩き |
| 郷土資料館学芸員・地域の人材 | ガーデンアカデミーでの講師役など |
| 地域の方々 | 大磯オープンガーデン |
| 町内会 | 防災訓練、イベント出し物、清掃活動 |

また、本公園は近隣の学校の活動の場として活発に利用されています。私たちは社会貢献の一環として、そのような活動を引き続き支援していきます。

■大磯城山公園活用連絡協議会

本公園の活用に向けた情報共有と意見交換を目的として、大磯城山公園活用連絡協議会が設けられています。県をオブザーバーとして [] 大磯ガイド協会、 [] 開催されており、公園の管理運営、イベント、県工事の状況等について報告、調整を行っています。

■地域企業の社会貢献活動の受け入れ

近年、企業のCSR活動が活発化する中、本公園では今後、公園ホームページ上での呼びかけや商工会を通じ、積極的に企業に働きかけるとともに、受入れる体制を整えていきます。受け入れに当たっては、資材・機材の提供や技術指導を行うことにより、活発な活動が行えるようにサポートしていきます。

■学校等教育機関との連携

近隣の小中学校、高等学校をはじめとして、様々な校外活動に協力するとともに、茶道をはじめとする和文化などを学ぶ場を提供します。

なお、学校行事での有料施設の利用に関しては独自の減免規定を設け、活動の場として利用しやすい環境を整えます。

| 連携先 | 内 容 |
|--------|----------------------|
| 地元小中学校 | ・公園主催子供茶道体験・茶道教室への招待 |
| 県内高等学校 | ・高校部活動等への支援 |

【実績】高校生卒業茶会**【令和4年度実施計画】**

- ・大磯城山公園活用連絡協議会を開催します。
- ・地域企業の社会貢献活動の受け入れへの働きかけと受け入れ体制の整備を行います
- ・校外活動への協力及び和文化などを学ぶ場の提供を行います。

(2) ボランティア団体等の育成・連携、協働の取組内容

本公園では下記の通り、様々な分野のボランティア団体が活動しています。これらの活動をより一層促進するため、ボランティアとの協働の方針や活動支援内容を盛り込んだ「公園ボランティア活動要綱」を定め、より多くの方がボランティアとして参加できるような環境づくりに努めています。新たに、誰もが好きな時に気軽に参加できるボランティア制度「大磯城山サポーターズ」を立ち上げ、地域住民参加型の公園管理を推進します。

また、ボランティアを対象とした研修会の開催や、ボランティアと職員との共同作業を通じ、維持管理やイベント運営に関わる手法、技術を伝え、ボランティアの育成につなげます。

【実績】大磯ガイドボランティア協会の園内ガイド



| 連携先 | 内 容 |
|--------------|---|
| 大磯ガイド協会 | <ul style="list-style-type: none"> ・「大磯まち歩きと城山公園プログラム」の充実 ・おいそゆかりの庭園めぐり ・旧吉田茂邸地区とあわせ、団体ガイドの申込受付、定期ツアーの開催 ・「もみじのライトアップ」等イベントへの運営協力 |
| ■■■■■ | <ul style="list-style-type: none"> ・歴史解説機能の充実 ・園内の植物調査への協力 |
| 花を育てる会 | ・公園花壇の整備、「和花の路」づくりの拡大 |
| 茶室「城山庵」の利用団体 | ・盆栽展、音楽会等への協力 |
| 北蔵の利用団体 | ・北蔵での写真展や絵画展等への協力 |
| ■■■■■ | <ul style="list-style-type: none"> ・ライトアップへの協力 ・駐車場案内 ・パトロール、点検 |
| ■■■■■ | <ul style="list-style-type: none"> ・駐車場案内 ・パトロール、点検 |

■大磯城山サポーターズ<NEW>

| | |
|-----------|---|
| 概要 | 誰もが好きな時に参加できるボランティア制度。公園が設定した活動メニュー（月1回程度）に1回から参加可能。 |
| 募集対象 | ・小学生以上なら誰でも可 |
| 募集方法 | ・■■■■■幅広く募集 |
| サポーター登録制度 | <ul style="list-style-type: none"> ・希望者はサポーターとして登録でき、登録者には年間を通じて活動内容をお知らせ。■■■■■（登録しなくても活動への参加は可能） |
| 活動メニュー例 | <ul style="list-style-type: none"> ・4月■■■■■/6月■■■■■/11月■■■■■ /12月■■■■■/1月■■■■■/2月■■■■■/ |

【令和4年度実施計画】

- ・各ボランティア団体との連携、協力に努めます。
- ・「大磯城山サポーターズ」制度の立ち上げに向けた調査検討を行います。

計画書 12「人的な能力、執行体制」

(1) 指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況**ア 人員配置等の考え方**

現地公園には、公園管理運営方針を理解し、県平塚土木事務所・地元自治体・関係団体・利用者等に対し施設管理者としての確に対応できる人材を現地責任者として配置し、その下に園長の代行者である副園長をはじめ業務に応じた公園管理実務経験者など、必要十分な人員を配置します。また、地域団体や協力団体などとのパートナーシップのもと、直営管理を基本とし安全・安心で快適な管理運営を行います。

グループ代表本部は、公園管理運営に係る企画・統括部門及び現地業務支援部門を担い、多様化する公園管理業務を踏まえ、事故防止・安全対策、コンプライアンス、SDGsや「ともに生きる社会かながわ憲章」など県施策への対応、広域的な広報や交通対策、企業・団体等とのアライアンスなどに取り組み、現地公園と本部が一体となって公園管理運営の品質向上に取り組みます。また、外部指導員（グリーンサポート）制度や他公園職員・本部職員による業務点検等により、さらなる安全・品質確保に努めます。

イ 現地職員の配置計画（現地責任者の責務、役割及び経歴、主要職員等の役割分担）**■ 現地責任者の責務、役割及び経歴**

園長は、行政での公物管理経験が豊富な人材を常勤で配置し、公園の総括責任者として公園管理運営及び地域との連携・協働に取り組みます。

※災害等の非常時、新たな課題への対応、許認可に係る調整事項が生じた場合は、上記に関わらず本部及び現地在連携して、県と協議・調整のうえ、課題解決にあたります。

■ 主要職員の役割分担

管理運営業務に応じ（本公園の特性に応じ）以下のとおり [] を配置し、管理運営スタッフと一体となり多岐に亘る業務を遂行します。

ウ 特に都市公園管理運営の専門知識（関係資格の保有等）や経験を有している者の配置状況

本公園の管理運営方針である「地域と共に、邸園文化の魅力の発信、おもてなし」の実現に取り組むため、 [] し
ます。また、必要に応じ、 []
 [] 指導を行います。

工 県、県出先事務所、指定管理者本部、指定管理者現地との連絡体制及び、関係機関における効果的、効率的な情報共有の考え方と仕組み

■連絡体制

本公園において、県、県平塚土木事務所、グループ代表本部、湘南造園株式会社等との連絡体制を以下のとおり構築し効果的、効率的な管理運営を行います。夜間・休日等の緊急時には、緊急時連絡フロー図や緊急時対策連絡網などにより、24時間365日対応可能な連絡体制を整備しています。

■情報共有の考え方と仕組み

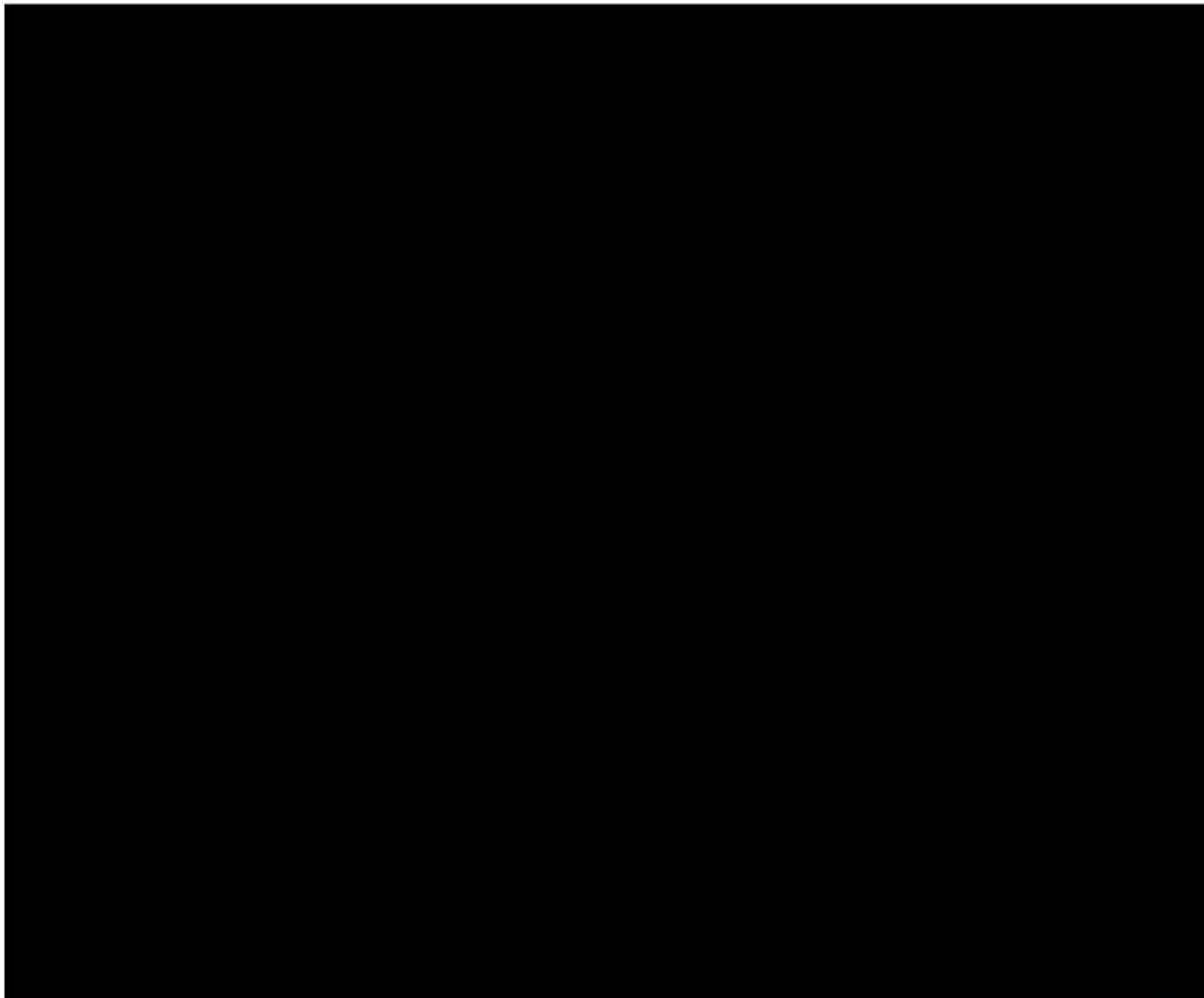
関係機関との情報共有には、状況に応じて、対面、書面、電話・メール・Web会議等を活用します。特に県平塚土木事務所や警察署・消防署とは、日常から対面による「顔の見える関係」を構築し、緊急時等に備えています。

(県、県平塚土木事務所)

- ・ 確実な連絡体制の整備や、普段から担当者間の報告・連絡・相談が円滑に行える環境整備に務めている
- ・ 月例報告等の提出時を定期的な情報共有の場として臨んでいる
- ・ 制度面や他公園にも関連する事項については、指定管理者本部が県庁所管課とも調整(警察署、消防署)
- ・ 通報、相談等は速やかに正確な情報をもとに実施
- ・ 防災訓練の調整等を通じて、普段から連絡・連携を密にしている(地域団体等：自治会、NPO法人、ボランティア、学校、企業等)
- ・ イベント等の調整時や定例的な会合等の場で必要な情報共有を行っている
- ・ 広報誌、ホームページ、SNS、掲示板等を活用した情報発信(指定管理者内での取組)
- ・ 現地と本部の確実な連絡体制による情報共有(事件・事故等は全て速やかに理事長に報告するとともに全公園へ周知)
- ・ 原則毎月開催の全公園の責任者が参加する会議において情報共有、意見交換
- ・ 現地職員間では朝礼や月例会議での直接伝達やサーバーの「業務連絡ボード」を活用した情報共有

＜別表＞現地の職員配置計画

■現地の組織図



【令和4年度実施計画】

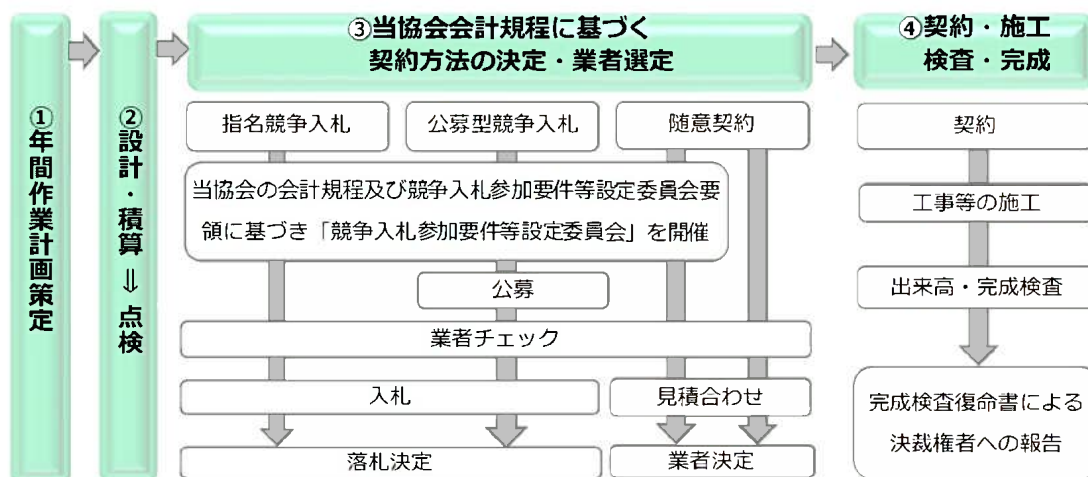
・令和4年度の人員配置は、別紙「人員配置計画」を参照。

(2) 業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況**ア 委託業務の管理の考え方**

グループ代表では、委託業務を効率的・効果的に実施するため、年間発注計画による計画的な発注、品質確保や透明性に配慮した業者選定、適切な進行管理に努めるとともに、諸規程やマニュアル等に基づき、監督職員による指示及び履行確認、検査員による出来高・完成検査を行います。

監督職員は、法令遵守、品質確保、安全管理体制、連絡体制、工期遵守、利用者対応等の視点から指導監督を行います。

また、高齢者就労団体等への委託では、高齢作業員の健康・安全対策を重視するほか、障がい者就労施設への委託では、丁寧な作業指導により安全で確実な業務管理を行います。



- 諸規程・マニュアル等**
- ・（公財）神奈川県公園協会会計規程
 - ・（公財）神奈川県公園協会会計規程の運用について
 - ・競争入札参加要件等設定委員会要領
 - ・競争入札参加要件設定に係る基準
 - ・指名業者選定基準
 - ・機種選定基準
 - ・工事等検査業務取扱要領
 - ・執行マニュアル

イ 指導監督の内容

委託業務の各段階で、以下の項目について点検、指導、監督を行います。

- ・業務計画書等に基づき、業務実施体制、工程管理、作業方法、安全管理体制を確認
- ・社会保険の納付、最低賃金の履行確認及び業務上知りえた内容の守秘義務契約確認
- ・業務実施時は、作業内容等の日報による確認や現地履行確認による指導監督
- ・園内通行証の発行、徐行運転の履行、バリケード等安全対策の徹底
- ・業務記録及び作業写真等は、当協会文書管理規程に基づき管理し必要に添じ県へ提示
- ・監督職員以外の検査員による履行確認、完成検査により、品質、出来栄を確認

ウ 本公園で重視する視点

| 種別 | 業務内容 | 指導監督項目 | 点検方法 |
|---|--|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・植物管理 ・施設管理 ・清掃管理 | <ul style="list-style-type: none"> ・剪定、枝下し、枯損木処理 ・設備の点検等 ・廃棄物処理、搬出 ・建物、設備等清掃 | <ul style="list-style-type: none"> ・周知看板等利用者への安全確保 ・適切な手法、点検漏れ防止 ・マニュアルフェストによる確実な処理 | <ul style="list-style-type: none"> ・巡視、作業日報等 ・業務報告書、現地確認 ・作業日報、書類確認 |

※本公園の委託業務の考え方、内容等については、提案書2及び様式第3号に記載しています。

(3) 指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための日々のOJTや研修等の人材育成体制や職員採用の状況、チームワーク保持や労働時間短縮の取組、職場のハラスメント対策など適切な労働環境の確保に係る取組状況

グループ代表では、人材育成、就労意欲向上、計画的な職員採用、労働環境の確保に着実かつ相互に連携させて取り組むことで指定管理者として安定的な管理運営を行う体制を構築しています。

ア 人材育成の考え方

様々な施設や自然環境、機能を有する県立都市公園の管理運営には、自然生態、植物管理、施設管理、安全管理、地域防災、利用促進、地域協働など、それぞれの専門知識や経験だけではなく、これらを総合的に活用して多様なニーズに合致したサービスを提供することが求められます。

グループ代表では、公園管理におけるプロフェッショナルとして常に質の高い公園管理運営を目指し、職責・職員毎にテーマを設定し、3つの手法により人材育成・能力開発を行うとともに、職員のやる気と潜在能力を引き出す仕組みを構築しています。

■職員ごとの育成テーマ設定

| | |
|--------|--|
| 全職員共通 | 都市公園の情報、安全管理、接遇の向上、手話の取得、コンプライアンス、個人情報保護、救命救急、防犯・防災、労働安全衛生 |
| 現地責任者 | マネジメント力の向上、利用促進力の向上、職員指導力の向上、労働安全衛生法規 |
| 内勤スタッフ | 適正な受付・実務の能力、HP・SNS等の情報発信力向上 |
| 外勤スタッフ | 安全管理、労働安全法規、機械操作能力向上、施設ごとの維持管理力の向上 |

■人材育成手法・内容

| | |
|----------------|---|
| OJT (職場指導) | <ul style="list-style-type: none"> 豊富な公園管理経験を有する職員等社内リソースを活用した公園特性・管理ノウハウ・利用者対応等の細部の知識や技術を養成 グループ企業の持つ高度な造園技術や植物管理ノウハウにより植物の維持管理を共同で行い知識・技術の向上 新規採用者への適切な職場指導 毎朝、朝礼時における作業内容、KYT、留意事項等について確認・周知 |
| OFF-JT (研修) | <p>(主にグループ代表職員による研修)</p> <ul style="list-style-type: none"> 接遇、安全管理、植物管理、利用促進、事務処理等に係る研修 <p>(主に外部講師等による研修)</p> <ul style="list-style-type: none"> 等 |
| SD (自己啓発) | <ul style="list-style-type: none"> 資格取得の費用補助 社外講習会、セミナー等への参加促進、先進事例視察 異業種、他組織との交流の場への積極的参加（見本市、展示会への参画、出展）等 |



■職員の「やる気」と「潜在能力」を引き出す仕組

グループ代表では、職員の「やる気（向上心）」と「潜在能力」を引き出すため、業務実績向上に努めた職員を公平・平等に評価する「人事評価制度」や職員の模範となる取組、顕著な実績に対する「職員表彰制度」を導入しています。

これらの制度を適切に運用し、職員の達成感や満足度を高め、職員自らが更なる自己研鑽に取り組む意欲を高めます。

イ 職員の採用

指定管理業務を着実かつ安定的に遂行するために、業務に応じた職員を計画的かつ、原則として公募により採用するとともに、高齢者、障がい者の就労機会の拡大や意欲・能力を發揮できる環境の整備に努めています。

- ・ **現地責任者**は、公園管理運営方針を理解し、公園利用者・県平塚土木事務所・地元自治体・関係団体への的確な対応ができる人材を常勤職員として採用
 - ・ **公園管理主任等の現地スタッフ**は、公園管理実務経験者等の専門知識・技能・資格を有する即戦力となる人材を非常勤職員として常に確保
 - ・ **パートタイム職員**は、公園への熱意、職務に必要な知識・技能等を有する人材で、地域の雇用促進や災害時の対応を考慮し、できるだけ地元にお住まいの方を採用
- ※非常勤職員、パートタイム職員等の有期雇用職員には、改正労働契約法に基づき、雇用期間が5年以上となる場合、職員の希望により無期労働契約に転換できる制度を整備・運用しています。

ウ 働きやすい労働環境の確保

■ 基本的な考え方

グループ代表は、誰もがその能力を十分に発揮し、心身ともに健康でいきいきと働き続けることが重要であると考え、職員が働きやすい労働環境を整備し、ワーク・ライフ・バランスの実現に取り組んでいます。そのために労働安全衛生法をはじめ、働き方改革関連法等の法令を踏まえ必要な取組を強化するとともに、職場における新型コロナウイルス対策に取り組んでいます。

(ア) 労働時間の短縮、ワーク・ライフ・バランスの確保

■ 時間外労働の上限規制（45 時間／月、360 時間／年）の徹底

- ・ 適切な業務分担及び業務の効率化の推進
- ・ 週1回のノー残業デーの設定及び実施の徹底
- ・ 36協定の締結、一般事業主行動計画（ノー残業デー）の策定、所管労働局への届出・公表

■ 年次有給休暇の確実な取得

- ・ 年間最低5日間の年次有給休暇取得の義務化（10日以上付与職員対象）
- ・ 本部による取得状況の確認（四半期毎）及び取得促進の徹底
- ・ 一般事業主行動計画（年次有給休暇の取得目標）の策定、所管労働局への届出・公表

■ 労働時間の状況把握

- ・ 総括責任者による残業の事前命令の徹底と、厳格な時間管理
- ・ 本部による毎月の労働時間チェックと必要に応じた総括責任者への指導

(イ) 職場のハラスメント対策

これまでも職場のハラスメント対策に取り組んできましたが、労働施策総合推進法の改正等を踏まえ、令和2年度から、パワーハラスメント等の防止対策を強化しています。

- ・ 「職員就業規程」、「コンプライアンスガイドライン」にハラスメントの禁止を明示
- ・ 「職場におけるハラスメントの防止に関する要綱」を制定し、ハラスメント防止に対するグループ代表の取組方針を明確にし、ハラスメント等の撲滅推進を強化
- ・ ハラスメント防止に対するトップメッセージを発信し、全職場に掲示し、職員に周知徹底
- ・ DVD等を活用し、すべての職場でハラスメント研修を実施
- ・ ハラスメントに関する相談・通報窓口を協会本部に設置し、相談・通報への体制を整備

(ウ) チームワークの保持

- ・全職員が管理運営目標を共有し、能力を引き出せる業務分担
 - ・日々の朝礼や月例会議等を活用した情報共有
 - ・職員相互の協力体制を保持するための組織としての「心理的安全性※」確保
- ※心理的安全性 職場の上下関係や発言による（悪）影響を恐れずに、自分が良いと思ったこと感じたことを気兼ねなく発言できる環境

(エ) 職員の心身の健康保持増進

■取組体制等

- ・県の「CHO構想推進事業所登録」事業への参加
- ・「マイME-BYOカルテ」の登録、利用
- ・定期健康診断の実施及び診断結果に応じた保健指導の利用促進
- ・健康保険委員（協会けんぽ）の設置による職員への健康に係る広報等の充実

■職場における対策

- ・執務環境の確認と継続的な改善（空気環境、温熱条件、視環境等）
- ・感染症予防対策の実施（インフルエンザ予防接種費用補助、マスク・アルコールの配備等）
- ・熱中症予防対策の実施（空調ファン付き作業着、スポーツドリンクの配布等）
- ・ハチ刺されによる重症化を防ぐ、ハチアレルギー抗体検査費用の補助
- ・受動喫煙防止対策の徹底

■メンタルヘルス対策

- ・専門機関によるストレスチェックの実施（年1回）及びカウンセリング等の体制整備
- ・ハラスメント防止や「心理的安全性」の確保による風通しのよい職場の実現

(オ) 新型コロナウイルス感染拡大防止への対応

新型コロナウイルス感染症については、本県に2回にわたり緊急事態宣言が発令されるなど、厳しい状況が続いています。グループ代表では、様々な対策を講じてきましたが、今後とも状況を見据え必要な対応を図ります。また、職員は常時三密回避、新しい生活様式の励行、毎朝の検温、体調の確認を行っています。

■勤務体制の柔軟な対応

- ・三密回避、BCPの観点から全所属を2班に分け（第1回緊急事態宣言時に実施）、原則各班構成員が接触しない体制構築
- ・保育所や学校休業等により勤務ができない場合、出勤時間や出勤日（休日）を柔軟に変更
- ・出勤に不安を感じる職員に対し、時差出勤、マイカー出勤の承認、年次有給休暇の取得促進

■防護具、衛生物資の確保

- ・品薄状態のマスク、アルコール消毒液等を当協会で一括調達し全職員分を確保し、配布
- ・調達が容易な時期における物資の適切な備蓄
- ・職員の安心安全を確保するため、民間PCR検査機関の受検体制を整備

■IT化の推進

- ・円滑にテレワークが可能となるようサーバーに接続可能なノートPCの配備、貸与

(カ) 男女共同参画への対応

男女平等による職員公募、採用や意欲と能力のある女性職員の積極的登用に努めるとともに、出産、育児や介護を行う職員の仕事と家庭の両立が図られるよう様々な取組を進めています。

- ・女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定、届出、厚生労働省の「女性の活躍推進企業データベース」に公表
- ・えるぼし認定（女性活躍推進法第9条の認定）の取得に向けた取組
- ・出産、育児や介護に係る休暇、休業取得及び短時間勤務職員の深夜勤務、時間外勤務の制限等を規定

(キ) 高齢者雇用への対応

優秀な高齢者が有するスキルやノウハウを活かせるよう高齢者雇用に取り組んでいます。高年齢の職員が安心安全に働ける職場環境づくりや労働災害の予防の観点から、転倒防止、落下防止、熱中症予防、健康増進等、作業や職場環境の配慮事項を取組方針「エイジフレンドリーな職場環境を目指して」としてとりまとめ職員に周知しています。

(ク) 労働環境確保のその他の取組

- ・最低賃金の履行確保、社会保険への加入、労働契約書の交付等の遵守
- ・無期労働契約制度、福利厚生活動への補助、ボランティア休暇制度の整備
- ・有期雇用職員への公正な待遇の確保（年次有給休暇、予防接種費用補助、福利厚生活動、研修等）
- ・令和2年度に社会保険労務士による「労働条件審査」を受審

(ケ) 労働条件審査

令和2年度に公共サービスの質の向上のため、社会保険労務士による「労働条件審査」を受審しました。

審査結果：法令評価「4」（最高「5」の5段階評価）

労働環境モニタリング「A」（最高「A」の5段階評価）

【令和4年度実施計画】

- ・各取り組みの実施により、働きやすい労働環境の確保に努めます。

計画書 13「コンプライアンス、社会貢献」

(1) 指定管理業務を実施するために必要な団体等の企業倫理・諸規程の整備、施設設備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令遵守の徹底に向けた取組の状況（労働条件審査の実施予定などの施設職員に係る労働条件の確認の有無を含む）**ア 基本的な考え方**

グループ代表は、公益財団法人としての社会的信頼性の維持、業務の公正性を確保するため、すべての役職員に法令及び協会の諸規程の遵守を徹底するとともに、常に社会規範や社会的責任を念頭に置いて業務を執行することで、公益目的を達成し、社会に貢献できるよう取り組んでいます。

行政庁等による検査・監査の受検、理事・監事及び評議員による執行状況の監督、「コンプライアンス要綱」に基づくコンプライアンス委員会や内部通報制度による厳重なチェック体制を整備するとともに、「コンプライアンスガイドライン」では具体的な行動指針を示し、役職員一人ひとりの意識向上に努めています。特に、個人情報保護やソーシャルメディア利用、ハラスメント防止対策については個別に規程を定め、役職員への教育・研修や「事故・不祥事防止会議」等を通じて周知徹底を図っています。

イ グループ代表の諸規程の整備状況

別添のとおり、諸規程類（組織、経理、給与、就業、個人情報保護、情報公開、文書管理等の規程及び労働環境確保のための方針等）を整備しています。（指定管理業務においては、グループ代表の個人情報保護規程、情報公開規程、文書管理規程等を遵守）

ウ 施設整備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令遵守**■法令遵守の徹底に向けた取組**

コンプライアンス要綱等に基づくチェック体制の整備や「コンプライアンスガイドライン」の実践、教育・研修による周知徹底を図るとともに、業務執行状況について内部検査指導要領に基づく検査を実施しています。

また、指定管理業務に係る県、外部有識者によるモニタリング、県監査委員監査を万全な態勢で受検するとともに、公益法人認定法に基づく立入検査、第三セクター等指導調整指針に基づく「自立した第三セクターのチェック」の機会も活用し正確な情報により適正な法人運営に努めます。

■施設整備の維持管理に関する法規

公園施設の安全確保や利用者が快適に過ごせる場を提供するためには、都市公園関係法令はもとより、設備点検に関する法律や衛生環境の確保に関する法律、消防法など各種法令を熟知しておく必要があります。研修や講習会の受講、資格取得等を通じて各種法令への理解を深めるとともに、法令に基づく点検や業務報告を確実に実施し、安全な公園管理運営を図ります。

| 点検項目 | 点検頻度 | 関係法令 |
|-------|------|-----------------------|
| 受水槽点検 | 1回/年 | 建築物における衛生的環境の確保に関する法律 |

■労働関係法規

労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、労働契約法等に基づき、就業に関する規程を整備しており、これらを適切に運用し安全で快適な労働環境を確保します。

工 指定管理業務を行う上での具体的な取組

■労働条件審査の受審（令和2年度に社会保険労務士による労働条件審査を受審）

- ・審査結果：法令評価「4」（最高「5」の5段階評価）
労働環境モニタリング「A」（最高「A」の5段階評価）

■反社会的勢力の排除

- ・グループ代表の「コンプライアンスガイドライン」において、反社会的勢力との一切の関わりを禁止するとともに、本公園に「不当要求防止責任者」を配置
- ・委託業者の選定にあたり「県の競争入札参加資格者名簿」を活用し不良不適格業者を排除

■守秘義務

- ・指定管理業務を通じて知りえた情報の守秘義務（退職後も含む）について「コンプライアンスガイドライン」に定め、研修等での指導を徹底
- ・業務の一部を第三者に委託する場合は、守秘義務について契約書等に記載し遵守を徹底

■文書の管理・保存、情報公開、各種報告書等の提出・公開

- ・取得・作成した文書は「県文書管理規程」に基づいて定めた「文書管理規程」により管理・保存
- ・県の指定管理者のモデル規程に即して整備した「情報公開規程」に基づき対応
- ・各種報告書等を適正に作成・提出期限内に提出し、県指定の報告書等はホームページ上で公表

■管理口座・区分経理

- ・管理口座及び会計処理について、指定管理業務と他の業務を区分して管理

■保険の付保

- ・施設賠償責任保険・施設災害補償保険（1事故当たり4億円 {適用回数は無制限}）及びイベント保険

(2) 指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況

持続可能な社会を公園から：「2030年までに誰ひとり取り残さない持続可能な社会を目指す」SDGsでは、経済、社会、環境の三側面の調和が重要とされており、この認識も踏まえて環境分野の日標達成に向けて取り組めます。

ア 環境負荷軽減の具体的な取組 4つの環境目標

| | |
|--|--|
| <p>低炭素社会への貢献 再生可能エネルギーの導入促進：再エネ電力の積極的活用、太陽光発電の活用 環境負荷軽減の取組：樹林地の適正管理、事務所等の省エネ、EVの活用、アイドリングストップ呼びかけ</p> | <p>生物多様性保全 生態系に配慮した管理：草地、樹林地、水辺等環境に応じた管理（刈残し、繁殖期への配慮） 希少種保護：モニタリング、採集禁止、生息環境維持 外来種防除：ペット等の放野防止、駆除活動</p> |
| <p>循環型社会への貢献 ゼロエミッション：植物発生材の園内活用、イベント等のプラゴミ抑制、ごみゼロアクセス グリーン購入：管理物品調達におけるグリーン購入促進</p> | <p>普及啓発の促進 環境学習イベント：観察会、学校団体受入れ 市民団体との連携：活動の場提供と活動支援 職員の意識向上：内部研修、「環境マネジメントシステム」によるPDCA</p> |

イ 環境目標達成におけるポイント

■ グリーン購入の推進

「神奈川県グリーン購入基本方針」に即し、グループ代表が定めた「神奈川県公園協会グリーン購入に関する方針」に基づきグリーン購入に取り組みます。

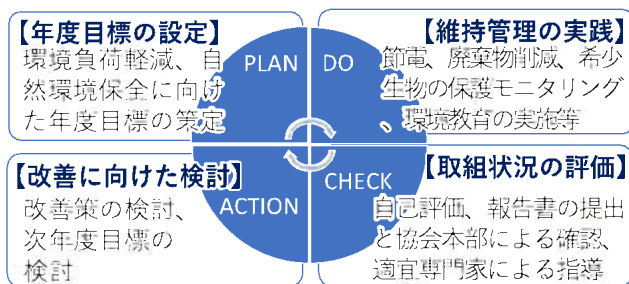
具体的な購入品：トイレットペーパー・コピー用紙・文具等

■ 再生可能エネルギーの導入促進

- ・エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づき、温室効果ガスの削減に取り組むとともに、エネルギー使用量を測定記録し年1回県に報告
- ・再生可能エネルギーの使用率が高い電力会社の導入を積極的に促進

ウ 環境マネジメントシステムによる実効性の担保

「エコアクション21※」を参考として独自に構築した環境マネジメントシステムにより、行動目標を定め、総合的な環境マネジメントを推進し環境負荷の軽減と自然環境保全の普及啓発を図っています。取組はPDCAサイクルにより継続的に向上を図ります。



環境推進委員 公園ごとに選任、公園の特性を踏まえた年度目標の設定と取組の自己評価
本部環境推進委員 法人としての評価を行い、次年度目標への助言、具体取組への展開

※エコアクション21とは、環境省が策定した日本独自の環境マネジメントシステム(EMS)。組織や事業者等が環境への取組を自主的に行うための方法を定めています。

エ 本公園での具体的な取組

■ 環境負荷軽減の取組

- ・間伐材等の発生材は [] 再利用
- ・園内竹林の間引き等により発生した竹材を、 [] 活用
- ・旧吉田茂邸地区管理休憩棟に [] 設置し、 [] 活用
- ・照明施設は、改修時に []
- ・事務用品等の購入の際は、 [] 購入を推進

■ 自然環境の保全に配慮した管理運営と環境教育の取組

- ・ [] 外来種の駆除
- ・ [] 開花時期に配慮した草刈の実施
- ・園内の開花情報等を公園ホームページやフェイスブックにタイムリーに配信

(3) 障害者雇用促進法の法定雇用率の達成状況等、障害者雇用促進の考え方と実績

ア 法定雇用率の達成状況、未達成の場合の対応

(ア) 障害者雇用状況 (令和3年6月1日現在)



イ 障がい者雇用促進の考え方と実績

■障がい者への就労機会提供の取組

グループ代表は、障がい者の就労を支援するため、指定管理業務や公益事業を通じて様々な取組を進めています。

- ・指定管理業務における植物管理の一部を [] に委託
- ・障がい者雇用に繋げるため [] を受け入れ
- ・障がい者を雇用する企業が生産した花苗の公園への植栽や地域緑化団体への配布
- ・福祉作業所等が作成した菓子やグッズを販売する場を提供
- ・グループ代表は、障害者雇用率3%以上等の要件を満たしているため、「かながわ障害者雇用ハート企業」として県が公表

■障がい者雇用を行う企業等への積極的な業務発注

グループ代表は、障害者就労施設、障害者雇用企業等への積極的な業務発注を推進するため、「障害者就労施設等からの物品等の調達に関する方針」を定め、毎年度「実績」を超える「調達目標」を設定し、その達成を凶っています。調達方針・実績はグループ代表のホームページで公表しています。

また、グループ代表は長年 [] 相模原公園の植物管理業務を委託していることから、令和2年度に神奈川県工賃向上支援事業「発注に貢献した企業」として表彰されました。

(近年の発注状況)

| 年度 | 調達目標 | 調達実績 | 主な調達内容 |
|-------|-----------|-----------|-------------------|
| 令和元年度 | 240,000 円 | 246,690 円 | [] か らのクッキー調達 |

グループ代表の次期指定管理期間における調達目標：指定管理期間中に 10,000 千円／年
本公園においても、イベント時の販売品の仕入などにおいて、障害者就労施設等への積極的な業務発注に取り組みます。

次期指定管理期間における調達目標：指定管理期間中に 260,000 円（令和元年度実績 246,690 円に対し 5%増）

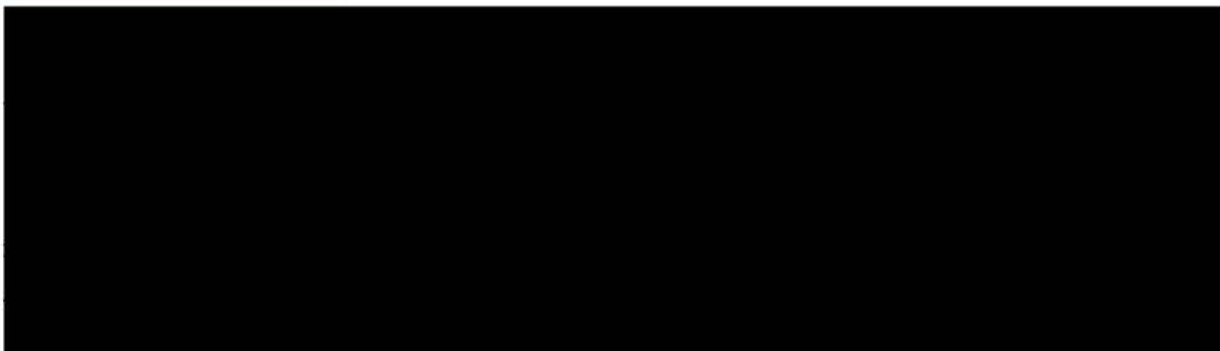
(4) 障害者差別解消法に基づく合理的な配慮など、「ともに生きる社会かながわ憲章」の主旨を踏まえた取組

ア 取組の考え方

障害者差別解消法及び「ともに生きる社会かながわ憲章」の制定主旨を踏まえ、合理的配慮の提供や広報啓発・研修等に取り組んでいます。

また、障がいのある方とご家族、介助者等が利用しやすい環境整備を促進するとともに、障がい者と障がい者以外の利用者が交流する機会を提供することで相互理解を促進し、インクルーシブな利用環境の確保に努めます。さらに、各公園における指定管理業務でのイベント等を通じて障がい者支援、障がい者理解の普及啓発に関する取組を進めます。

イ 職員に対する研修



ウ 合理的配慮の提供の具体的な取組

県等が実施する施設のバリアフリー化等の環境の整備を基礎として、様々な障がいに応じて個別に合理的配慮を提供し、社会的障壁の除去に努めます。

| 物理的環境への配慮 (障がいに応じた利用への配慮) | 意思疎通の配慮 (障がいに応じた意思疎通への配慮) |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・公園管理事務所、管理休憩棟での車いすの貸出 ・車いす利用者の段差通行のための携帯スロープの配備、設置 ・車いす利用者の目線を意識した展示作成 ・触ったり香りを嗅いだりできる展示作成 ・起伏のある公園での送迎等のサービスや車両の乗り入れ対応 | <ul style="list-style-type: none"> ・積極的な声掛けによる利用案内、障がいの状況に応じたゆっくり丁寧な会話 ・バリアフリーマップの作成・配布、ピクトグラムの設置 ・神奈川県ウェブアクセシビリティ方針に準じたホームページの作成・運用 ・パンフレット等の点字化や読み上げ可能な電子データによる提供 ・県の「色使いのガイドライン」に則った園内掲示物や配布物の作成 ・██████████職員による窓口対応 ・「耳マーク」の掲示による聴覚障がいの方への筆談などの配慮 ・コミュニケーションボードやタブレット端末等の設置 ・ホームページ等への「ほじょ犬マーク」の表示（補助犬の施設利用の促進） ・障がいのある方の家族、介助者等コミュニケーションを支援する方への丁寧な対応 |

エ イベント等への参加促進

グループ代表では、障がいのある方を対象としたイベントや障がいの有無に関わらず、ともに楽しめるイベントの開催実績があり（ユニバーサルカヌー体験、ユニバーサルデー、ボッチャ体験等）、本公園においても「ユニバーサルデー」を開催します。

オ 公園利用者等への普及啓発

県との共同による「ともに生きるかながわ憲章」の巡回パネル展の開催や、普及啓発ポスターの掲示を行いました。今後は、SDGsの「誰一人取り残さない」という理念も併せて障がいのある方への適切な配慮について普及啓発を図ります。

(5) 神奈川県手話言語条例への対応

聴覚障がい者の方の安心安全な公園の利用環境を確保するために、意思疎通、情報取得のための重要な手段である手話を使いやすい環境づくりに努めます。

ア 具体的な取組

■ 普及体制

グループ代表本部に、██████████
██████████
職員 の指導を行います。



■職員への教育、研修

- ・
- ・
- ・

■利用環境の向上

- ・職員による窓口案内
- ・コミュニケーションツール（コミュニケーションボード、タブレット端末）の設置（再掲）
- ・電話以外の問い合わせツール（ホームページ、メール、SNS、FAX）の用意
- ・必要に応じたイベント等における手話通訳者の配置

(6) 社会貢献活動等、CSR の考え方と実績、SDGs (持続可能な開発目標 目標9 (イノベーション)、11 (都市)、15 (陸上資源) への取組

ア 社会貢献活動等、CSR の考え方と実績

(ア) 考え方

グループ代表では、CSR を「社会貢献活動」はもとより、「公益法人としての設置目的、コンプライアンス強化をベースに、事業運営を通じて地域社会への貢献、環境への配慮を行い、地域の活性化に繋げていくこと」と幅広く捉えています。このことは持続可能な社会を目指す SDGs の理念とも繋がるため、その取組に積極的にコミットしています。この目標を達成するため、公園管理運営事業や公益事業において幅広い活動を行っています。

グループ企業の湘南造園は、社会貢献活動、CSR を「未来への投資」と考え、緑を生かした環境活動やスポーツを通じての地域貢献に取り組み、大正 12 年の創業以来培ってきた「緑化技術」や J リーグ「湘南ベルマーレ」のスポンサーを通じて様々な地域の社会活動支援を行っています。

私たちグループは CSR について同様の考え方により実施しており、引き続き、本公園の管理運営においてグループが一体となった社会貢献活動等、CSR に取り組みます。

(イ) 取組実績

■グループ代表

| 公園管理運営事業等を通じた取組 | 公益事業等としての社会貢献 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・地元企業への発注・物品調達、地域雇用、地元商工会、観光協会との連携、地域活性化イベント等による経済の地域循環 ・公園緑地に関する大学等の研究、教育の場の提供、幼稚園、学校等の校外学習への協力 ・企業の CSR 活動の支援 ・フォトコンテスト等による県立公園全体の PR、自然環境の保全等の普及啓発 ・グリーンアーカイブスでの公園緑地関係資料の保存・整理・閲覧 ・公園・緑地に携わる官民の関係者を対象に「都市公園における公民連携のあり方」講演会開催 | <ul style="list-style-type: none"> ・自治会、市民団体等の緑化活動を促進するため、公募による活動団体への花苗配布を実施（福祉施設が生産した花苗を調達し配布） ・県内の幼稚園、保育園に職員等を派遣し、野菜の栽培管理・指導等を通じた食育の普及啓発を実施 ・「親子で学ぶ SDGs 入門」出張講座を開催 ・学校等への講師派遣による自然環境の保全等に関する普及啓発を実施 ・参画し、市街地の緑化活動の一環として神奈川県庁にハンギングバスケットを展示 ・地域と連携した公園周辺道路等の清掃活動「ゴミゼロアクセス」を実施 ・遊休農地を借り上げ、県内の学校、商業施設等の緑化活動に活用される苗木を生産 ・東日本大震災、熊本地震被災地への寄付活動の促進（を通じた寄附） |

■ 湘南造園株式会社

| 社業を通じての CSR | 社会貢献活動等 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 校庭緑化支援 ・ [REDACTED] ホームタウン活動 ・ [REDACTED] 命名権取得 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校への天然芝のポット苗などによる校庭緑化。子供たちが怪我をすることなく走り回れるグラウンド ・ 小学校への体育巡回授業やスポーツイベント開催への支援 ・ 湘南という地の利を生かして、海岸での様々なスポーツ振興 |



イ SDGs（持続可能な開発目標 目標9（イノベーション）、11（都市）、15（陸上資源））への取組

グループ代表では、2017年12月のエコプロ※1への出展を契機に、いち早く公園の管理運営とSDGsの親和性に着目し、段階的に様々な取組を進めてきました。

※1 東京ビッグサイトで開催される環境配慮サービス等に関する展示会



グループ代表のSDGs推進モデル「公園の都市インフラ機能」を「パートナーシップ」により強化し課題解決に取り組む



外務省 HP リンクを承認されたジャパンロゴマーク

| ステップ1 2018年～ SDGs宣言、職員の意識醸成 | ステップ2 2019年～ 利用者や県民への普及 | ステップ3 2022年～ 都市公園での取組加速 | 公園から 持続可能な社会の実現へ |
|--|---|---|---------------------|
| <p>SDGs宣言</p> <p>5月 公園管理運営の取組をSDGsと紐づけ宣言を公表、外務省WEBページのリンク認証</p> <p>意識醸成</p> <p>12月 県と共にエコプロ2018出展、内閣府の「地方創生SDGs官民連携フォーラム」への参画や「SDGsアワード」への応募等を通じて職員の意識醸成</p> | <p>第1期「かながわSDGsパートナー」登録</p> <p>公園での普及活動</p> <p>SDGs達成に向けた取組方針を公園ごとに作成、園内に掲示等、SDGsの意義を利用者に周知</p> <p>地域等での普及活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村への出張講座や県職員対象の研修会での発表等各方面への周知 ・ 県やSDGsの先進的な取組を進めている企業、大学、地域団体の協力を得て、七沢森林公園で「SDGsフェス」を開催 等々 | <p>「SDGs積立資産」等を活用した実践</p> <p>再生可能エネルギーの活用や持続可能な地域づくり、生物多様性の保全等の取組を「SDGs推進事業積立資産」等※2も活用しパートナーシップにより公園で取組促進</p> | |
| | | | |

※2 グループ代表が、公園の管理運営でのSDGs推進に取り組むため、2017年度～2021年度に積み立て、2022年度以降の活動に充てる資金。SDGs推進事業積立資産（積立金46,350千円）は事業展開に、SDGs推進資産取得積立資産（13,300千円）は機器類の購入に充当



強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る

災害時の公園のポテンシャルの向上：大規模災害等を想定した防災機能向上、樹林地の維持管理による災害防止と軽減

再生可能エネルギーの積極的な活用：再生可能エネルギーを活用した電力確保の促進、発生材の園内活用



包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する

誰もが安全安心に楽しめる公園管理：障がい者、子育て世代、高齢者、外国人等への対応、地域と連携した事故防止のための取組



陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対応、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。

生物多様性に配慮した維持管理：希少動植物の保護、外来種防除、公園の環境特性に合わせた生態系保全

環境教育の推進：観察会等の開催、市民団体等との連携・活動活性化

■本公園での具体的な取組

大磯ニューツーリズムで心身共にリフレッシュ



大磯町が進めるニューツーリズムによる日本一の保養地再生に協力し、地域と連携して人々が心身ともにリフレッシュできるイベントや企画を実施します。

邸園文化を伝える「おもてなし」の空間づくり



湘南の自然と歴史。この邸園文化を神奈川県の高貴な財産として守り未来へ継承します。

公園の観光拠点化



旧吉田茂邸を核として、積極的に県や町と協力し地域と連携した特色あるイベントを企画し、広域的な情報発信によって公園の観光拠点化を図ります。

地域と連携した災害への備え



本公園は「広域避難場所」及び「津波避難場所」に指定されており、県平塚土木事務所や大磯町、近隣の自治会などと連携し、地震や津波などの防災対策に取り組んでいます。

【令和4年度実施計画】

- ・地域と連携して人々が心身ともにリフレッシュできるイベントを開催します。
- ・邸園文化を守り未来へ継承します。
- ・県や町と協力して公園の観光拠点化を図ります。
- ・県や町、近隣の自治会と連携し、防災対策に取り組みます。

提案書 14 「事故・不祥事への対応、個人情報保護」

(1) 募集開始の日から起算して過去3年間の重大な事故または不祥事の有無ならびに重大な事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況**ア 募集開始の日から起算して過去3年間に重大な事故または不祥事の有無**

無し

イ 事故等があった場合の再発防止策構築状況

事故等があった場合は、次のとおり迅速、的確に対応し、再発防止の徹底を図ります。

- ・グループ代表の [] に基づき、本公園に「事故防止対策会議」を設置し、事故原因の究明、事故防止対策の検討を行い、本部に報告するとともに全職員に周知
- ・重要な事故等については、グループ代表の [] に基づき、本部に「事故対策委員会」を設置し、事故等にかかる対応策、原因の究明、再発防止、職員に対する事故等の防止の啓発等について協議
- ・グループ代表の役員、全ての所属長が出席する「事故・不祥事防止会議」において周知・共有
- ・事故・不祥事等が発生した場合は「事故・不祥事等に関する報告書」により、速やかに県に報告（指定期間開始までに連絡網を県に報告）

(2) 個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況**ア 個人情報保護のための方針・体制**

グループ代表では、公園利用者からの信頼を得るためには、利用者等の個人情報を適切に管理することが必要不可欠であるとの認識のもと、「個人情報保護方針」を公表し、公益財団法人神奈川県公園協会個人情報保護規程（以下「個人情報保護規程」という。）をはじめ諸規程を整備し、個人情報の適正な保護に取り組んでいます。

神奈川県公園協会個人情報保護方針（抜粋）

1. 法令・規範の遵守
 - ・個人情報保護に関する法律、県個人情報条例及び協会個人情報保護規程などの法令・規範を遵守する。
2. 個人情報の適正な管理及び研修
 - ・職員から個人情報管理者を指名するとともに、公園ごとに個人情報責任者・取扱従事者を置き、必要かつ適正な措置を講ずる。
 - ・すべての職員に個人情報の取扱いについて研修を行う。
3. 個人情報の利用目的の範囲内での取得
 - ・個人情報の取得に当たっては利用目的を明らかにし、本人同意のもと必要な範囲で取得し、取得した個人情報は利用目的の達成に必要な範囲を超えた利用は行わない。
4. 個人情報の安全管理
 - ・取得した個人情報は、漏洩、滅失または毀損の防止など安全管理に必要なかつ適正な措置を講ずる。
5. 個人情報の第三者への提供
 - ・取得した個人情報の第三者への提供は、利用目的に従った範囲内で適正に行い、本人の承諾を得た場合及び法令による場合を除き個人情報を第三者に提供しない。
6. 個人データの開示及び消去等
 - ・保有する個人データについて、本人から開示、訂正、利用停止等の申し出があった場合は適正に対応し、保有の必要性がなくなった個人データは速やかに消去・廃棄する。
7. 相談窓口の設置

■個人情報保護のための組織体制

グループ代表では、「個人情報保護規程」に定められた内容の実効性を確保するため、事務局長を個人情報管理者に指名し、協会が保有する個人情報に関する規定等の整備や研修の実施など必要な措置を講ずることとしています。

また、公園で管理する個人情報を適正に管理するため、園長を業務にかかる個人情報取扱責任者として、公園職員のうち実際に個人情報を取り扱う職員を個人情報取扱従事者に指定することにより、個人情報の管理責任を明確化し、個人情報保護に取り組んでいます。

グループ代表における個人情報保護に関する組織体制

理事長— 事務局長（個人情報管理者：協会が保有する個人情報の規定の整備、研修の実施、個人データの取扱状況の点検・監査）

└ 個人情報取扱責任者（園長を公園における取扱責任者として指定）

└ 個人情報取扱従事者（公園職員のうち個人情報を取り扱う者を指定）

※個人情報の取扱いに関する相談窓口を総務企画課に設置

■個人情報保護のための諸規程の整備

グループ代表では、県の個人情報保護条例及び指定管理者と県が締結する基本協定に基づき、個人情報保護規程を定め、さらに同規程第9条（個人データの適正管理）を受け作成した「協会が保有する個人情報の扱いに関するガイドライン」において具体的な取扱事項を定めるなど、個人情報保護に関する諸規程を整備しています。

マイナンバー制度にかかる役職員及び外部講師等の特定個人情報については、「特定個人情報の適正な取扱いに関する要綱」を定め、指定された職員が専用機器においてデータ管理を行うなど、厳重に管理しています。

個人情報に関する規程

- ・個人情報保護方針
- ・公益財団法人神奈川県公園協会個人情報保護規程
- ・協会が保有する個人情報の扱いに関するガイドライン
- ・特定個人情報の適正な取扱いに関する要綱
- ・ソーシャルメディアの利用に関するガイドライン

なお、グループ代表のホームページにおいて、個人情報保護方針、個人情報保護規程、特定個人情報の適正な取扱いに関する要綱を公表しています。

イ 職員に対する教育・研修体制

ウ 個人情報の取扱いの状況

■ 厳格な個人情報の取扱い

個人情報等の情報管理に関するチェックリスト等に基づき、厳格な管理を行います。

- ・ 個人情報に係る資料、個人データの漏洩、盗難防止のため、金庫、鍵付き書庫等で厳重に管理
- ・ 不用となった個人情報については、紙媒体はシュレッダー、電子媒体は外部メディアの物理的破壊等による復元不可能な状態での確実な削除・廃棄
- ・ イベントの写真撮影時等における個人が特定されないよう配慮の徹底
- ・ 特定個人情報を扱う機器の特定及び作業場所の限定の徹底

■ 個人情報の漏えいが発生した場合の対応

公園で個人情報の漏えいが発生した場合、速やかに個人情報管理者に報告し、個人情報管理者は対象となる方々や関係機関に報告し、二次漏えいの防止措置を講じます。

また、速やかに再発防止策を検討し必要な対策を講じます。

■ 電子データの取扱いに関するセキュリティ強化

- ・ 不用パソコン、サーバー等の廃棄処理時における「協会が保有する個人情報の扱いに関するガイドライン」に基づき、内蔵ハードディスクの物理的破壊による確実なデータ消去
- ・ 廃棄物業者に委託する場合、職員立ち合いのもと専用機器を用いたハードディスクの物理的破壊及びデータ復元不可能状態の確認の徹底。マニフェストに基づく産廃処理の確認
- ・ 県主催「サイバーセキュリティセミナー」の受講や、専門業者への日常的な相談等による積極的な最新セキュリティ対策の情報収集
- ・ ウイルス感染や不正アクセス等に備え、被害拡大防止と速やかな復旧を図るため「対応マニュアル」や体制整備
- ・ 第三者の専門機関による情報システムの安全性の確認履行済み

■ ソーシャルメディアの利用での対応

情報発信にあたりソーシャルメディアの重要性が増すなか、拡散性、双方向性等の特性から個人情報保護への配慮について必要な取組を進めています。

- ・ グループ代表「ソーシャルメディアの利用に関するガイドライン」に基づく個人情報の適切な取扱い
- ・ 本グループがソーシャルメディア上に個人情報を書き込む場合は事前の本人同意を徹底
- ・ 投稿者（本グループ以外）が投稿者自身以外の個人情報を書き込んだ場合、協会の権限の範囲内において他人の個人情報記載を控える旨の注意喚起や投稿を削除

■ 情報公開への対応

文書等の情報公開の申し出があった場合は、グループ代表の「情報公開規程」の定めにより、公開の申し出に係る文書等に、特定の個人が峻別され、若しくは峻別され得るもの又は特定の個人を峻別することができないが、公開することにより、個人の権利利益を害する恐れのあるものは、公開しないこととしています。